

～ 思いをちからに ちからをうねりに～

千葉県NPO活動推進計画

(平成21～23年度)



平成21年3月 千葉県

目 次

策定にあたって.....	1
計画の趣旨.....	6
NPO施策における基本的な考え方	10
目指すべき地域社会像.....	13
施策の方向性	15
1 市民の理解を深める.....	17
2 NPOがちからをつける.....	18
3 地域の様々な主体が連携・協力し合う場をつくる	20
4 パートナーシップ型行政を進める	21
行動計画	22
1 市民の理解を深める.....	22
(1) 広報・普及啓発活動の一層の推進.....	22
(2) ちばNPO月間の強化.....	23
(3) NPO活動体験～みる・きくからやってみるへ～	24
(4) NPO情報ネットのあり方の検討.....	25
2 NPOがちからをつける.....	26
(1) 「千葉県NPO会議(仮称)～学び合い、育ち合う場として～」の 創設支援.....	26
(2) NPOの資金調達支援.....	27
(3) 「民が民を支える地域資源循環システム」の普及・支援.....	27
(4) NPO支援組織の連携強化	28
(5) NPOに向けた情報支援	29
(6) NPO法の適正運用	30
(7) NPOに関連する法制度の研究・提案.....	30

3	地域の様々な主体が連携・協力し合う場をつくる	3 3
(1)	地域でのプラットフォームづくりの支援	3 3
(2)	様々な主体(企業・社会福祉協議会・地縁組織等)とNPOとの 連携促進	3 5
(3)	学校とNPOとの連携促進	3 5
(4)	NPOとの連携事例を表彰する制度の創設	3 6
4	パートナーシップ型行政を進める	3 7
(1)	NPOとのパートナーシップの推進	3 7
(2)	NPOとの協働事業の推進	3 9
(3)	NPOに関するワンストップサービスの充実	4 0
(4)	市町村行政との連携・協力	4 1
(5)	全国の自治体との交流・連携の促進	4 1
	推進体制	4 3
1	役割について	4 3
(1)	県行政の役割	4 3
(2)	地域社会の担い手へ期待すること	4 4
2	県の施策推進体制	4 6
(1)	千葉県NPO活動推進委員会	4 6
(2)	千葉県NPO活動推進会議	4 6
	これまでの施策の成果と課題	4 7
1	成果	4 7
2	課題	5 2
3	主な取組の紹介	5 5
	千葉県のNPOの現状	6 4

参考資料

1	計画の策定経緯	8 3
2	県職員アンケート調査結果	8 5
3	市町村アンケート調査結果	8 9
4	年表でみるNPO活動推進の歩み	9 4
5	県民・NPOとの計画づくりワーキンググループ委員名簿	1 0 9

[用語]

・市民.....	3
・NPO.....	3
・千葉県、県行政.....	3
・地域社会を構成する様々な主体.....	3
・地縁組織.....	3
・社会サービス.....	4

[Q & A]

・法人格を持っていない団体もNPOなのですか？.....	5
・なぜ「NPOがちからをつける」なのですか？.....	19
・NPOへの支援についての考え方は？.....	27
・民が民を支える地域資源循環システムとは？.....	28
・千葉県NPO法運用マニュアルとは？.....	30
・プラットフォームとは？.....	33
・千葉県パートナーシップマニュアルとは？.....	37
・パートナーシップ、協働とは？.....	38
・パートナーシップ型行政とは？.....	38
・協働事業、ちばパートナーシップ市場とは？.....	39
・ワンストップサービスとは？.....	40
・NPO活動推進自治体ネットワーク、NPO活動推進自治体フォーラム とは？.....	41

[タウンミーティング等での意見について]

・市民の共感につながるようにアプローチしてはどうか？.....	25
・将来を担う子どもたちがNPOに親しめるようにしてほしい.....	25
・県で寄付の募集をしてほしい.....	31
・県が講座開催や人材養成をしてほしい.....	31
・県で中間支援組織を育成してほしい.....	32
・力のないNPOを応援してほしい.....	32
・NPOだけを対象とした賞の創設は適当ではない.....	36
・市町村のNPO施策を充実させてほしい.....	42

はじめに

千葉県では、県民の視点に立ったより良い地域づくりが進むよう、NPO活動を推進してきました。「千葉県NPO活動推進指針（平成14～17年度）」、「千葉県NPO活動推進計画（平成18～20年度）」と、2期にわたる取組の結果、今や全国でもNPO法人の数は上位に位置し、法人格を持たない団体とともに、福祉、環境、まちづくり、文化・スポーツなど様々な分野で、多様な活動が県内各地で活発に展開されています。

また、白紙の段階からの議論、徹底した県民参加による計画づくりや施策の実現など、県民主役・県民参加の行政運営の手法は、NPO活動推進施策から福祉や教育、環境など様々な分野の施策に広がっています。

地域づくりの主役は、県民です。

NPOは、地域の主役である県民一人ひとりが、関心のある地域や社会の課題解決に自ら参加し、協力して取り組んでいくための重要な道具となります。また、NPOは、一人ひとりの自己実現の場となり、人と人との間に新しい社会関係をつくりだします。さらには、このように考え行動する人が増えることにより、社会を穏やかに変えていく力を持っています。

NPO法が施行されて10年が経ちました。この法律は、市民の自由な社会貢献活動の促進を理念としてつくられたものであり、その理念を千葉県で実現させようというのがこの計画です。

本計画は、県民・NPOと県行政が一から議論し、県民・NPOの皆さんや市町村行政など多くの方々の御意見をいただきながら作り上げたものです。

県行政は、計画に掲げる4つの施策の方向性に沿って20の行動計画に取り組んでいきますが、その実現には、この施策の方向性を県民・NPOの皆さんや市町村行政と共有し、共に取り組むことが重要だと考えています。豊かで活力ある、誰もが暮らしていてよかったと思う千葉県を、ともに創っていきましょう。

最後に、本計画の策定に当たり、多大な御尽力をいただいた「県民・NPOとの計画づくりワーキンググループ」、「NPO活動推進委員会」の委員の皆様をはじめ、タウンミーティングの開催等に御協力をいただいた皆様や、御意見、御提案をお寄せいただいた方々に対し、厚くお礼を申し上げます。

平成21年3月

千葉県知事 堂本 暁子

策定にあたって

千葉県では、「NPO立県千葉の実現」を目指し、平成14年11月に策定した「千葉県NPO活動推進指針」による第1ステージ（平成14～17年度）、平成18年3月策定の現行計画「千葉県NPO活動推進計画」による第2ステージ（平成18～20年度）と、NPO活動を推進することを目的とした様々な取組を展開してきました。

具体的には、市民に対するNPO活動の普及啓発、NPOの事業力向上を目的としたセミナーや補助金事業の実施、企業、学校、社会福祉協議会など地域の様々な主体とNPOとの連携の促進、NPOと行政のパートナーシップのためのルールや仕組みづくりなどに取り組んできました。

このようなNPO施策に取り組んできた結果、県内でのNPO活動の広がりは、次のようになっています。

特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）数は、年々増加しており、全国でも第5位となっています。

平成13年度末：214法人 20年度2月末：1,404法人

県庁内の各分野でNPOとの協働事業の件数が、年々増えてきています。

平成14年度：6件 17年度：23件 20年度：47件

これらのことから、NPOが活動しやすい環境づくりが進み、県内各地域、各分野で、市民主役のNPO活動が盛んになってきているといえます。

また、これらの指針や計画は、それまでの計画づくりとは異なり、白紙の段階から市民参加によって策定するという画期的なものでした。

この白紙の状態からの計画づくりの手法は、福祉、環境、教育、観光など県の各分野に広がっています。また、それぞれの分野で計画づくりからその実践までの各段階で、市民・NPOと行政が対等な立場で連携・協働して施策を推進する市民参加のやり方が進展しています。

しかしながら一方で、身近で活動する市民活動団体を知っている人の割合は18.4%（平成20年度）そのうち市民活動へ定期的に参加している人の割合は、14.4%（平成20年度）とまだ決して高い水準にあるとは言えません。

NPO活動が、真に市民主役の地域づくり実現の推進役となるためには、より多くの市民の主体的な参加が望まれます。また、NPO自身が力を付け

ること、地域の様々な主体との連携なども引き続き重要な課題です。

そこで、現行の「千葉県NPO活動推進計画」も最終年度を迎えることから、これまでの成果と課題を踏まえ、平成21年度からのNPO活動推進計画をつくることとしました。

特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）施行から10年が経ちました。市民一人ひとりの思いがちからとなり、そのちからがうねりを引き起こすNPO活動。市民の視点に立ったより良い地域、暮らしやすい地域をつくるNPO活動。今回の計画では、このようなNPO活動を推進するために県行政として取り組むべき施策を示すことに加え、県行政が進めるNPO施策の基本的な考え方やその背景を、Q&Aやコラムの形で分かりやすく説明するように努めました。

策定作業について

今回の計画策定に当たっては、これまで以上に広く市民・NPOの参加を得た計画づくりとするため、公募によるNPOの方が中心となったワーキンググループにおいて検討を進めてきました。

メンバーは、子育て、環境、福祉、医療など様々な活動分野、様々な活動歴を持ち、法人の方もいれば任意団体の方もいます。

こうしたメンバーで、これまでの県のNPO施策の検証や、実際の活動状況を検討している中で、共通の問題意識が出てきました。それは自らにNPO活動の意義やあり方を問い直すとともに、県内の様々な団体に問いかけてみたい、というものでした。（3頁参照）

このような問題意識を踏まえて、今後のNPO活動が活発になり、地域社会が豊かになるために、県行政が取り組むべき施策について議論してきました。

平成20年10月には骨子案を公表し、タウンミーティングや関係団体との意見交換会、パブリックコメントの実施により、多くの市民の方から約260件の御意見をいただきました。

さらに、こうした御意見を踏まえて骨子案を修正して、平成21年1月に中間報告案として公表し、再度タウンミーティングやパブリックコメントなどを通して市民・NPOの方から約110件の御意見をいただきました。

これらを計画づくりワーキンググループで検討し、千葉県NPO活動推進委員会の御意見などもいただきながら、計画案に反映させる作業を行いました。

このように、多くの市民・NPOの方と意見交換し、一緒に考えながら、本計画を策定しました。

一緒に考えませんか？

～ 議論から生まれた共通認識～

NPO活動推進計画の議論を進める中で、私たちワーキンググループメンバーは常に自らに問い続けなければなりませんでした。すなわち、NPOは、地域や社会に対して、本来の役割を果たしきれているだろうか？ NPOは地域や社会をどのように変えられたらだろうか？ という問題意識です。

NPO法施行から10年が経過して、今、NPOの存在価値が改めて問い直されていると言えます。そこで私たちは、NPO自身が自らの活動展開を見つめ、今後をしっかりと見通すことが必要ではないかと考えて、次の5つの視点を問題意識として共有しました。

県行政がその役割を果たすと同時に、NPO自身も、常に新鮮に、勇気を持って、自らの活動の在り方を振り返っていくことが必要です。

様々な団体で議論の材料にしていきたいと考えます。

ワーキンググループ委員一同

5つの視点

NPO自身が、自分たちの力を信じて、力強く前進するために…

- 1 NPOだからこそ、自ら掲げた使命を常に振り返りながら活動しよう。
- 2 継続して地域づくりに取り組むために、団体としての力を養おう。
- 3 市民からの理解と共感が得られる活動を生み出し、市民の支援や参加を呼び起こそう。
- 4 地域活動から見えてきた課題は、積極的に政策提言していこう。
- 5 他の組織や団体とは、パートナーとしてより良い関係を築き、地域づくりにつなげよう。

用語の説明

市民

県民及び社会的に県と関わりを持つ個人を意味します。「〇〇市」に居住する住民という意味ではありません。

NPO

市民の自発性に基づき、地域や社会の課題解決のために自立的・継続的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体をいい、市民活動団体とも呼ばれています。NPOが行う活動は市民活動とも呼ばれます。

ボランティア団体、NPO法人など、法人格の有無に関わらずこうした特徴をもつ団体をさします。「NPO」は、アメリカにおいて会社でない非営利団体の総称として生まれた言葉に由来し、Non Profit Organizationの略です。また、国際的な活動を行う団体の場合、非政府性という特徴を強調して、NGO (Non Governmental Organization) とも呼ばれます。

千葉県、県行政

人々が暮らす地域社会としての千葉県を指す場合には、「千葉県」を使い、行政機関としての千葉県を指す場合には「県行政」と表記します。庁内・県庁各課・関係各課といった場合には、知事部局のほか、教育庁や企業庁など各任命権者の所属を含みます。また、市町村についても行政機関を指す場合には、「市町村行政」と表記します。

地域社会を構成する様々な主体

連携、協力し合って地域社会を形成している主体として、市民をはじめとして、NPO、企業、学校・大学、社会福祉協議会、地縁組織、各種団体、市町村行政、県行政などがあります。

地縁組織

地域を基盤とする団体である町内会、自治会、子ども会、老人会、PTAなどを指します。

社会サービス

この計画では、「社会サービス」を「広く社会一般（不特定多数の者）の利益を第一の目的としている活動」として使っています。

この場合、活動の担い手が、公的機関であるか民間であるかは問いません。

また、その便益が、直接的には少数者が一時的にしか享受できない場合や、対価の支払者だけに限定されることがあっても、その結果として「広く社会一般（不特定多数の者）の利益を第一の目的」としている場合には、「社会サービス」であると捉えることとします。

* 法人格を持っていない団体も NPO なのですか？ *

はい、NPOです。団体の形態ではなくその性質によるものです。

この計画では、法人格の有無や法的な設立形態にはこだわらず、市民の自発性に基づき、自立的・継続的に、地域や社会の課題解決のために社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体を、NPOとして捉えています。

したがって、NPO法人だけでなく、例えばボランティア団体などの任意団体や、平成20年12月から始まった新公益法人制度に基づく一般社団法人などであっても、上記のような特徴を持っていればNPOと考えます。

(参考)

一般には、平成10年に成立した特定非営利活動促進法や、この法律に基づいて設立された特定非営利活動法人が、通称として各々「NPO法」、「NPO法人」と呼ばれることから、「NPO」という言葉が、このような法人格を持っている団体のみを指して使われる場合があります。

計画の趣旨

社会的背景

日本は、中央集権的なシステムで近代化を達成してきましたが、長年にわたり続いた右肩上がりの経済成長とそれに伴う国や自治体の財政規模の拡大につれて、行政が担う領域も広がってきました。また市民の側でも、公共的な仕事は行政に委ねる意識が強まるとともに、従来、日本の地域社会の基盤となってきた地縁・血縁などのつながりを基礎とする、いわゆる地域コミュニティの力も弱くなってきました。

行政の提供する社会サービスでは公平性が最も大切にされることから、全国一律の画一的なサービスとなる傾向があります。しかし、今日では少子高齢化、高度情報化、グローバル化の進展などにより市民のニーズは多様化し、複雑・高度化する課題に対し、行政に委ねるこれまでの方法では解決できない問題が多く生じてきました。

こうした背景から、多様な市民ニーズに応えることのできる多面的な社会サービスが提供され、また、市民一人ひとりが社会をつくる主役の一人として参加することができ、支えあう仲間をつくり、自己実現を図ることができる、そんな社会が必要とされています。

計画の目的（なぜNPO活動を推進するのか）

地域づくりの主役は市民です。多様化し、複雑・高度化する地域の課題を解決するには、市民の視点で地域の課題を発見し、当事者として声をあげ、課題解決の方法を地域で合意形成をして決定し、誰もが幸せで豊かな地域社会づくりに向けて主体的に取り組むことが必要です。NPOはそのための重要な道具になります。NPO活動は、単なる非営利の活動ではありません。地域の主役である市民が、地域や社会の課題に対し、参加、協力して自ら解決していく活動なのです。

地域や社会において、市民の自発的で自由な様々な活動が活発に展開されていくことで、多面的な社会サービスが提供され、多様化する市民ニーズや様々な課題に応じていくことができます。地域に住む市民が必要とすることを実現するために柔軟に対応できるサービス主体として、NPO活動を推進する必要があります。

また、NPOは人と人の間に様々な新しい社会関係を築くことのできる存在です。市民の社会参加のきっかけとなり、自己実現の場を見出すことのできる場になるなど多様で豊かな地域づくりの推進役となります。

NPO法が平成10年に施行されて10年が過ぎました。市民による自由な社会貢献活動を活発にしていこうというのがNPO法の理念です。このNPO法の理念を実現しようとするのが本計画です。NPO活動を推進することにより、市民一人ひとりがいきいきと暮らすことのできる豊かな地域社会の実現に近づきます。

県行政は地域社会を構成する一員

将来的に持続可能で豊かな地域をつくっていくためには、市民・NPO、企業、行政など、地域の様々な主体が適切に役割を分担し、相互に連携・協働することによって、様々な課題を解決していくことが必要です。

千葉県という行政機関は、市民・NPOや企業などとともに千葉県という地域社会を構成する一員であり、一つの主体です。

このことを明確にするため、この計画では、千葉県という行政機関を表すのに、「県」ではなく、あえて「県行政」という用語を使用しています。

地域社会の一員としての県行政の役割は、地域や社会の課題に取り組む市民・NPOが十分にちからを発揮できるよう、県行政が持っている情報、財源、人材などの資源を提供していくことです。また、市民主役の地域づくりを進めていくためのファシリテーター役(促進役)を担うことです。

複雑・高度化する様々な地域や社会の課題を解決していくためには、これまでの行政主導の地域づくりから、市民主導の地域づくりへと大胆な転換を目指していかなければなりません。

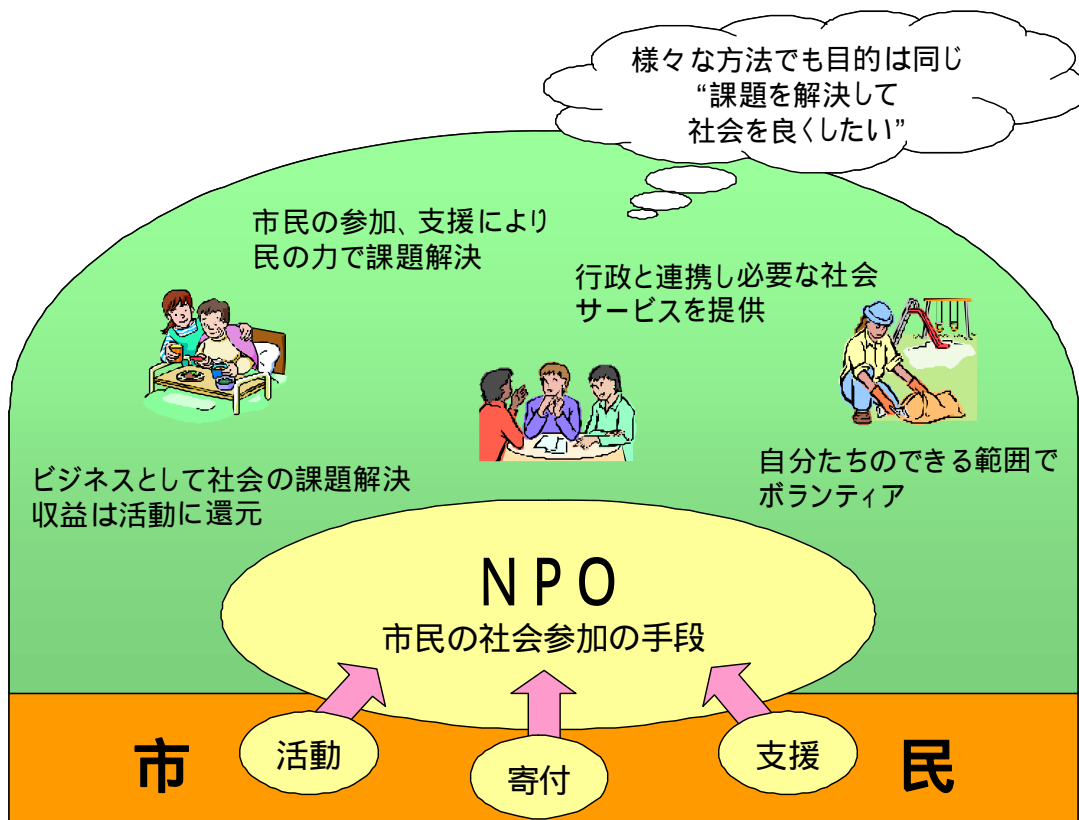
県行政では、これまでも、白紙の段階から、市民・NPOが主体となってNPO活動を推進するための計画をつくり、NPOと県行政が連携・協働して、様々な事業を実施してきました。

本計画においても、このような考え方にに基づき、市民・NPOと県行政が、目指すべき地域社会像やその実現に向けての施策の方向性を共有し、それを具体的に進める県行政の行動計画を定め、ともに取り組んでいくこととしています。

計画期間

これまでの7年の施策の成果を踏まえ、また、社会状況の変化に対応するため、平成21年度～23年度の3年間を計画期間とします。

NPOの多様性



* 県内では様々な団体が、多様な思い、目的で活動しています *

助け合って暮らせる
まちにしたい！



障害者に就労の場を提供したり
生活の場を創出したい！

地域の里山を次世代へ
引き継ぎたい！



子どもの居場所を
つくりたい！



地域の歴史・文化を核とした
地域のコミュニケーション
を活発にしたい！

社会起業家や市民活動団体
の育成を通じて
地域を活性化したい！

自然資源を活かし、地域
振興に寄与したい！

* 写真とコメントとは関係ありません。

NPO施策における基本的な考え方

基本理念について

県行政では、第1ステージ（平成14～17年度）、第2ステージ（平成18～20年度）と、NPO活動推進のため各種事業を展開してきました。

この施策展開に当たっては、「NPO立県千葉の実現」を基本理念として進めてきました。「NPO立県千葉の実現」とは、NPOを社会の軸の一つに据えた上で、「NPOが日本で最も活動しやすい千葉県を実現することにより、市民の視点に立ったより良い地域をつくること」です。

この基本理念の存在はNPOの励みになり、この理念に基づくこれまでの県行政の取組は、NPO活動の推進と行政を変革する効果がありました。

この基本理念については、今後もその精神を継承していく必要があります。

「NPOが日本で最も活動しやすい千葉県」に向けた取組は、一定程度進んできています。今後は、これらの取組の更なる進展を図るとともに、「市民の視点に立ったより良い地域づくり」のために、「市民が日本で最も活発に活動する千葉県」を目指すことを重点として、市民主役の地域づくりが進むよう、NPO活動を推進していきます。

継承すべき基本原則について

県行政がNPO活動を推進するに当たり、今後とも普遍的に継承していくべきものとして、次の6点を基本原則として確認します。

これらの基本原則は、県行政において初めてNPO活動を推進するための指針を策定した時に、活動を推進していくための道標として設けたものです。県内において様々な分野でNPO活動が盛んになり、行政や多様な地域の担い手とのパートナーシップが進んでいく中でも、「市民の視点に立ったより良い地域をつくる」ため、普遍的によりどころとしていくべきものです。

1. 市民本位の確立

二つの意味での「市民本位」の確立を図ります。

第一は市民主役です。社会サービスの受け手としての市民を重視するだけでなく、社会サービスの担い手としての市民やNPOを社会の中心に位置づけます。

そして、市民の抱える問題は、市民自身が解決していくという自己決

定・自己責任を尊重します。

第二は市民参加です。県行政は、市民の声をよく聴き、市民の意見がNPO施策に反映されるようにします。県行政の他の諸施策においても、市民の自主的・自立的な課題解決力に重きを置き、市民やNPOの先導的役割を尊重します。このため、県行政に市民が参加できる適正な手続きを定めます。

2．地域の個性ある発展の実現

NPO活動には、地域の個性が強く現れます。その活動を推進することは、とりもなおさず地域における課題の独自性や市民ニーズの多様性を尊重することです。県行政は、このような市民が生み出す地域ごとの個性ある発展の実現を促進します。

3．新しい官民の役割分担の構築

県行政は、市民が担う社会サービスの提供というNPOの役割を認識し、その自主性・独立性を尊重します。NPOを含めた新しい時代の官民の役割分担のあり方を構築することを目指します。

4．ワンストップサービスの実現

NPO担当部署は、NPOに関わる関係各課の事業の情報、国・他の都道府県・市町村等のNPOに関わる情報を一元化し、市民やNPOとの情報の共有ができる体制づくりを進めます。また、NPOや市町村行政と、関係各課との連絡調整を行います。

5．パートナーシップと競争が生まれる環境の構築

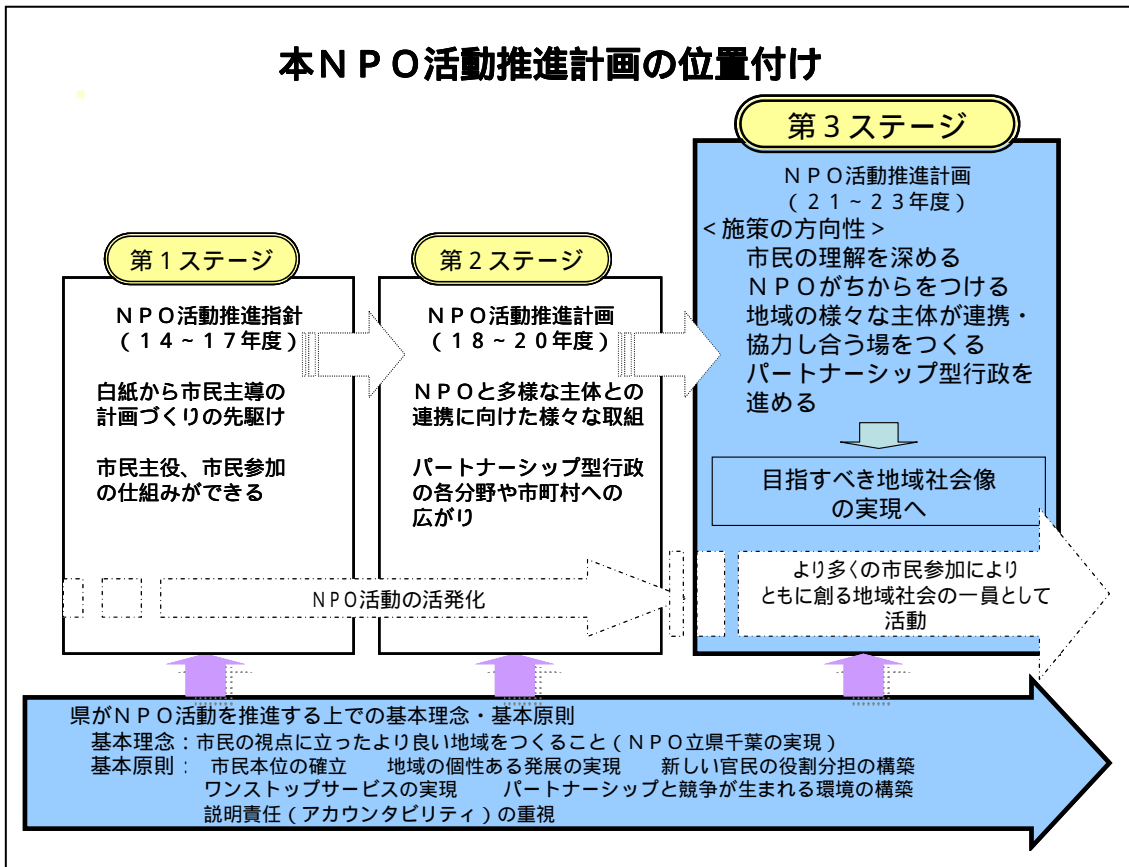
NPOと県行政との対等なパートナーシップを構築します。さらに、公益法人、組合、町内会・自治会、企業、市町村行政等と、NPOとの連携の構築を促進します。この連携においては、NPO同士の競争やNPOと企業、公益法人等との公正な競争が実現できる環境の構築を目指します。

6．説明責任（アカウンタビリティ）の重視

県行政のNPO施策に関して、その立案から決定・実施・評価にいたる過程における説明責任（アカウンタビリティ）を重視します。そのために、NPOとの関係づくりを進める基本的なルールなどを明文化します。

これらの基本原則に則り、その時々々の社会情勢等に応じて、具体的な施策を展開していきます。

本NPO活動推進計画の位置付け



目指すべき地域社会像

市民自らが、地域課題解決のため、県内各地で主体的に多様に活動するとともに、地域を構成する市民・NPOと行政や他の主体とが、それぞれの特性や役割分担を認識し、活かし合いながら、ともに創っていく地域社会

より良い明日をつくるために

子どもから高齢者まで人間一人ひとりの命が脅かされずに、人間らしく生きたいという権利が守られ、それを可能にする社会環境・自然環境を次世代に引き継ぎより良い明日にするために、今、そしてこれから、地域社会を構成する私たちが協力し合うことが重要です。

NPOの意義

より暮らしやすい魅力と活力にあふれた地域づくりに向けた市民一人ひとりの思いは、思いを同じくする市民が集まってNPO活動として取り組むことで、大きなちからとなります。NPOは、市民が自らその思いを実現させるために、仲間とともに継続的に大きなちからで取り組むことの出来る重要な手段です。

多くの市民参加による多様性

地域の主役は市民です。多くの市民が活動に参加し、多様なNPO活動が生まれ育つことが望めます。より多くの市民の参加が、多様な活動展開を可能にし、継続的に活動するちからとなります。このような多様性が課題への取組を豊かにし、より良い解決につながり、豊かな地域づくりのちからとなります。

NPOと様々な主体の連携による地域社会づくり

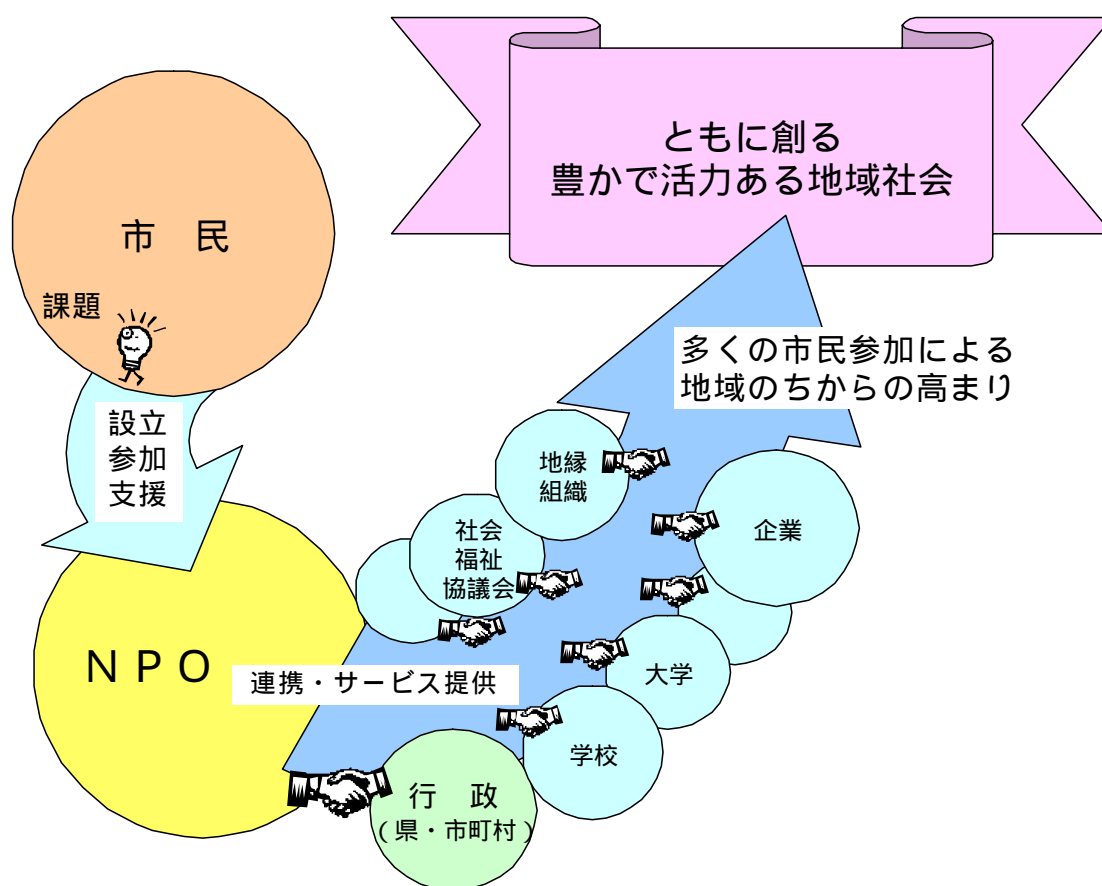
さらに、こうした市民による大きなちからは、新しい制度を生み出したり、地域の様々な担い手に働きかけるなど、うねりとなって、地域社会を変革していきます。NPOは、企業、学校・大学、社会福祉協議会、地縁組織、市町村行政・県行政など地域を構成する様々な担い手と連携をとりながら、地域社会の課題解決に取り組むことにより、更にそのちからは高まります。

豊かさや幸せを実感できる地域社会の実現

より多くの市民がNPO活動を通して社会参加することで、市民主役の地域づくりが進み、NPOをはじめとする地域の様々な担い手がそれぞれの持ち味を発揮することで、住んでいてよかった、と思える地域社会の実現に近づきます。

このまちに暮らして生きていきがいや張り合いがある、困ったときには助け合える仲間がいる、子どもがのびのびと地域で育っている、安心する居場所があるなど、市民一人ひとりが心の豊かさや幸せを実感できる地域社会を実現します。

目指すべき地域社会像は、5年～10年の中期目標としています。



施策の方向性

目指すべき地域社会像の実現に向けて、地域社会の一員である県行政は、本計画期間中に次の4つの方向性でNPO活動を推進します。

県行政は、この方向性を市民・NPOと共有して事業に取り組むものとします。

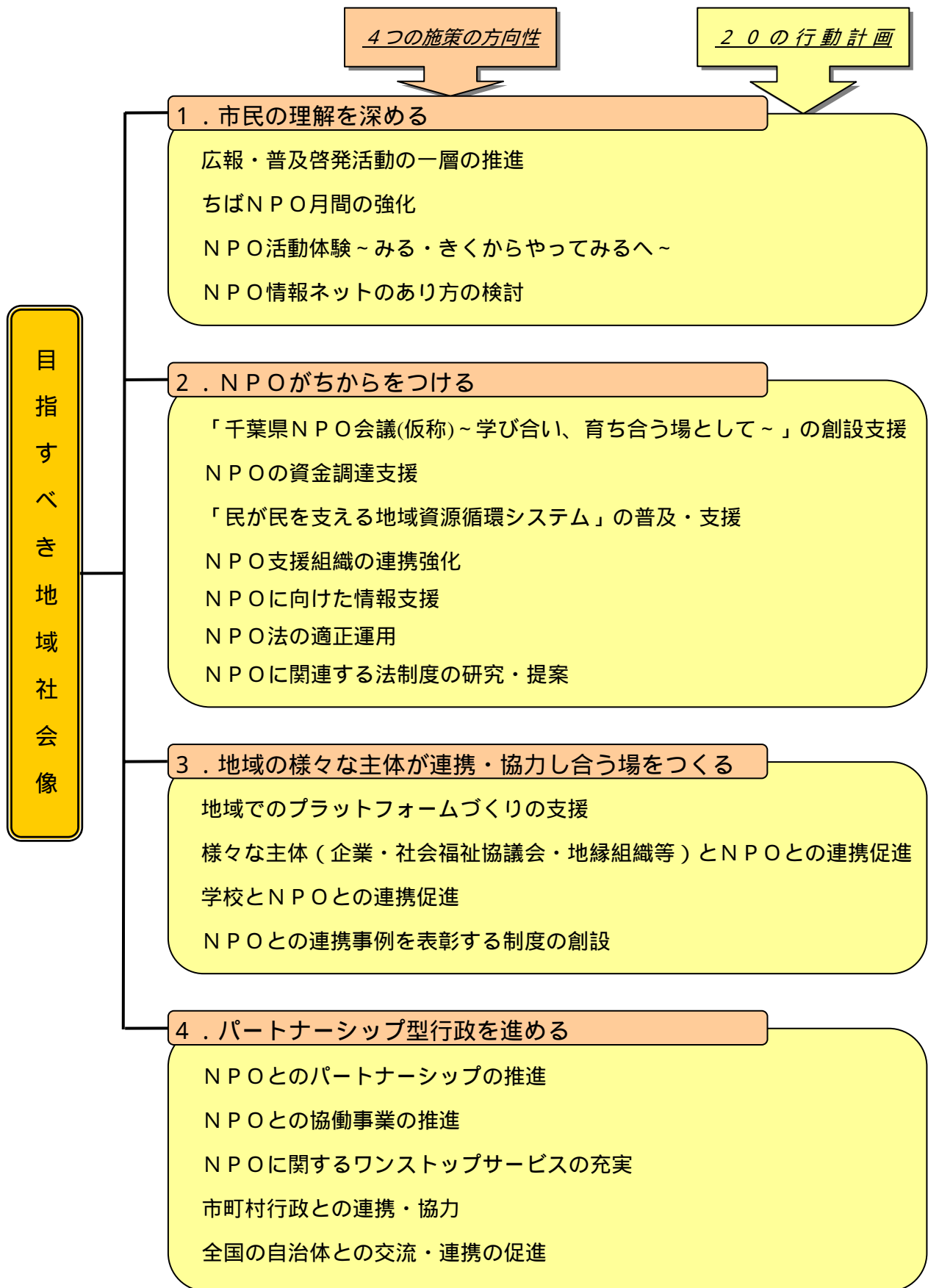
計画の進捗状況を確認するため、4つの方向性ごとに成果を測る指標を掲げるとともに、計画の最終的な成果を測るものとして、次の指標を設定します。

最終的な成果を表す指標

項目	水準(達成年度)
NPO活動は地域や社会に貢献していると思う人の割合	70% (平成23年度)

《参考》

- ・今後の市民活動の何らかの面での発展に期待している人の割合：64.2%（平成19年度）
 - ・今後の市民活動の発展に期待している人の割合：56.2%（平成17年度）
- 〔出典〕県政に関する世論調査（千葉県）



1 市民の理解を深める

NPO活動への市民の理解を深め、より多くの市民の活動への参加や支援を促進するとともに、新しいNPOが生まれ、活動の裾野が広がることを目指します。

暮らしやすい地域を実現するため、市民が主体的に活動し、ときには新しい制度を生み出し、課題を解決していく手段としてのNPO活動の価値や意義について、広く市民の理解を得られるよう広報、普及啓発を行います。

また、地域を良くしたい、地域のために何かしたい、という思いを持っていても、一步を踏み出す機会やきっかけが少ないのが現状です。こうした市民を後押しするため、未来を担う子どもや地域への貢献力が期待されている団塊世代、また地縁組織や企業の構成員など様々な市民とNPOの接点をより多くつくります。

このことにより市民自らが社会的な課題に取り組む機運を醸成し、寄付や活動支援など多様な参加による「市民が支えるNPO」という、市民とNPOとの新しい関係を育てる機会や場をつくりだします。

施策の方向性の成果を表す指標

項目	水準(達成年度)
NPOの活動を知っている人の割合	70% (平成23年度)

《参考》

- ・身近で活動する市民活動団体を知っている人の割合：18.4%（平成20年度）
 - ・新聞やテレビでは聞くが身近な市民活動団体は知らない人の割合：54.3%（平成20年度）
- 〔出典〕県政に関する世論調査（千葉県）

2 NPOがちからをつける

NPOがより自立的、継続的にその活動を推進していけるよう、人材面、財政面、情報面等様々な角度から支援します。

NPO同士がお互いの活動や果たしている役割に対して理解を深め、学び合うことで、自ら育ち合うことのできる機会を設けます。

また、市民とNPOの距離を縮め、NPOがより多くの市民に支えられ、又は参加を得ることでちからをつけ、地域に貢献する活動が行われるよう、民が民を支える地域資源循環システムを普及させます。

さらに、NPOが活動する上で課題となっている財政基盤の強化について、資金調達に関する支援のあり方について検討します。

併せて、NPOの相談窓口である市町村市民活動支援センターやNPOの活動を支援する民間組織の連携強化を通して、支援機能の向上を図るとともに、地域での様々なネットワークづくりの仲立ちができる人材の掘り起こしや活用方策を検討し、各組織の機能が強化されるよう、後方支援します。

施策の方向性の成果を表す指標

項目	水準(達成年度)
NPO活動へ参加(活動・寄付・支援)している人の割合	25% (平成23年度)

《参考》

- ・身近な市民活動団体を知っており市民活動に参加したことがある人の割合：9.5% (平成20年度)
 - ・市民活動に対して何らかの形で支援をしたいと思っている人の割合：59.2% (平成19年度)
- 〔出典〕県政に関する世論調査(千葉県)

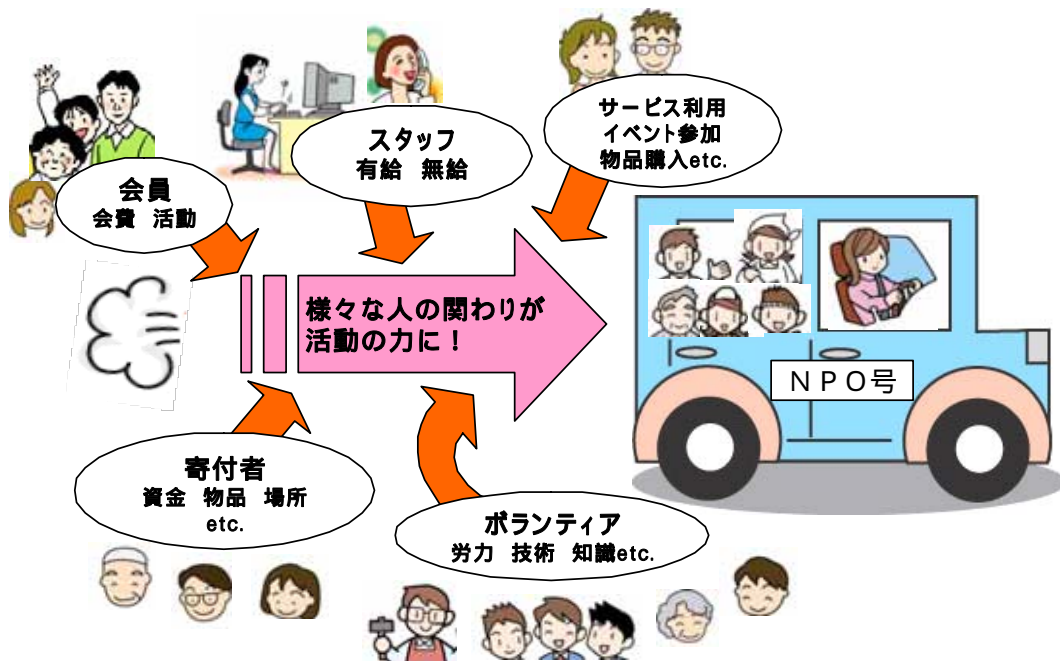
*なぜ「NPOがちからをつける」のですか？

県行政は、「NPOがちからをつける」ための支援をするものです。

NPOが自立的、継続的に活動していくためには、財務、組織、広報、事業などいろいろな面でちからをつけていく必要があります。

しかしながら、そうしたちからは他から与えられてつくものではなく、NPO自身が自らの意思で取り組むことが不可欠であり、県行政はその手助けができるに過ぎません。

この施策の方向性は、そうしたNPOの取組を期待して、あえて「NPOがちからをつける」としたものです。



3 地域の様々な主体が連携・協力し合う場をつくる

地域を構成する市民、NPO、企業、学校・大学、社会福祉協議会、地縁組織、各種団体、市町村行政・県行政などが、出会い、連携・協力し合うきっかけづくりや機会を提供することで、それぞれの特性や役割分担を認識し、活かし合いながら、ともにより良い地域社会をつくっていくことを目指します。

こうした地域の様々な担い手とNPOがより良い社会をつくっていく対等なパートナーとして、新たなネットワークによる多彩な地域づくりが進むよう、NPOと地域の様々な担い手が連携して活動成果を上げている事例の表彰や、地域での共通課題の把握や解決手法の検討などの場づくりを行うとともに、多様な連携機会の創出を促します。

施策の方向性の成果を表す指標

項目	水準(達成年度)
地域の様々な主体と連携・協力しているNPOの割合	75% (平成23年度)

《参考》

- ・他団体と既に連携しており今後も連携したいと思っているNPOの割合:55.9%(平成18年度)
 - ・他団体と現在は連携していないが今後連携したいと思っているNPOの割合:33.2%(平成18年度)
- [出典] NPOと企業・学校等との連携・協働に関する調査(千葉県)

4 パートナーシップ型行政を進める

NPOと行政が、対等で緊張感のあるパートナーシップにより、社会的課題に取り組むパートナーシップ型行政をさらに進めます。このことにより、市民の視点に立った行政運営への転換を進めます。

また、市町村行政と連携・協力し、全県的なNPO活動の推進を目指します。

県行政の各分野においてNPOとの協働を積極的に進めるため、引き続き現場志向を重視した県職員の意識改革を行うとともに、協働を進める制度の改善や推進体制の見直しを行います。

また、身近な市町村区域を活動フィールドとしていることが多いNPOの活動を推進するためには、市町村行政と県行政の連携・協力が大切です。市町村行政の取組を尊重しながら、市町村行政と県行政の間での情報交換、共同研究などを通して、地域の実情に応じたNPO施策を進めます。

施策の方向性の成果を表す指標

項目	水準(達成年度)
市町村行政・県行政とNPOとの協働事業の件数	300件 (平成23年度)

《参考》

- ・市町村行政・県行政とNPOとの協働事業の件数：216件(平成20年度)
- ・市町村行政・県行政とNPOとの協働事業の件数：148件(平成19年度)

[出典] NPO関連事業調べ(千葉県)

行動計画

この計画の目指すべき地域社会像の実現に向けて、県行政は4つの施策の方向性を具体的に進める行動計画を定め、平成21年度から23年度までの3か年で実施します。

1 市民の理解を深める

NPO活動への市民の理解を深め、より多くの市民の活動への参加や支援を促進するとともに、新しいNPOが生まれ、NPO活動の裾野が広がることを目指します。

(1) 広報・普及啓発活動の一層の推進

NPOの活動意義やその成果について、まだ多くの市民に知られていないといえます。また、地域を良くしたい、地域のために何かしたい、という思いを持っていても、一歩踏み出す機会やきっかけが少ないのが現状です。

そのため、様々な機会や方法によりNPOと市民との接点を多くし、その活動に参加したり支援したりする人の割合を増やすことが課題です。

そこで、引き続きホームページ・情報誌・ビデオなど各種広報媒体の活用や県民NPO講座・出前説明会・法人化説明会の開催などを行い、様々な場面で市民の目にとまる効果的な広報やそれぞれの目的に応じて後押しとなるような普及啓発に努めます。

実施に当たっては、多様な団体が県内各地、各分野で幅広く活動を展開している事例を通してその成果が伝わるよう、他団体の活動内容を紹介し合うなどの新たな情報発信方法や、活動の担い手が広がるよう子どもや団塊世代などターゲット別の情報発信など、効果的な方法を検討します。

(2) ちばNPO月間の強化

市民のNPOへの理解を促進し、NPO活動へのより多くの市民の参加につなげていくため、平成20年1月に「ちばNPO月間」を創設しました。

この「ちばNPO月間」における事業や行事の内容充実を図ります。

NPO自らが市民に活動内容を広報・普及する重点行動日として「NPOの日」を設け、NPOが県内全域で一斉に広報・普及活動を展開するイベントの開催などを検討していきます。

また、NPO活動の普及・啓発がより求められる地域で開催している「市民活動フェスタ」が、より多くの市民にとって、NPO活動の体験の場、NPOとのコミュニケーションの場となるよう、開催内容や開催手法を見直します。

さらに、その成果を踏まえ、今後の市民活動フェスタのあり方について検討するとともに、NPOや市町村などが今後実施する市民活動普及イベントを広報面で支援するなど、県行政としての効果的な支援策を検討します。



(3) NPO活動体験～みる・きくからやってみるへ～

NPOが力を十分に発揮して活動するためには、地域の中で孤立した存在に陥ることのないよう、市民や地域の様々な主体がその活動の意義や役割を理解し、参加や連携へとつなげる取組が重要です。

そこで、団塊世代や若い世代も含めた幅広い年齢層の市民や企業、地縁団体など地域の様々な主体に対して、各々の希望に応じた多彩なNPO活動を体験できる機会を提供します。

また、NPOの側が活動体験の希望者をスムーズに受け入れることのできるようなプログラムの作成など、柔軟で包括的な受入体制の構築を支援します。

(4) NPO情報ネットのあり方の検討

「千葉県NPO情報ネット」は、県内NPOの基本情報、企業・団体の助成情報、県行政や市町村行政のNPO関連施策などを積極的に収集し掲載しています。また、NPOにも掲示板機能を利用した情報発信機会を提供しています。

しかし、開設から6年が経ち、IT（情報技術）の進化に応じた情報提供方法の改善を行う必要が生じてきました。

そこで、NPO関連情報の発信源として、市民・NPOが情報を探しやすいサイトのあり方を検討していきます。検討に当たっては、「民が民を支える地域資源循環システム」や各市民活動支援センター、NPO支援組織のホームページなどとの役割分担、千葉県ホームページとの連携も考慮します。

タウンミーティング等での意見1

市民の共感につながるようにアプローチしてはどうか・・・

地域でNPOという言葉あまり聞かない。知ってもらうことも大事だが、参加や支援に結びつけるにはNPOに共感を持てるかが大事。例えば寄付したいという気持ちを持っている人はいる。そういう市民の善意を引き出し、共感を持っていく視点を入れるとよい。地域を良くしたい、何かしたい、という気持ちを共感につながるようにアプローチしてはどうか。

(タウンミーティング 10/21 千葉)

住民が暮らしやすい、住んでいてよかった、と実感できる地域社会を創るため、市民の視点に立った活動をするNPOの役割が大切です。

NPO活動により、困ったときに助け合って暮らすことができるようになった、子どもの居場所ができた、などの成果が生まれています。

こうした成果を広く市民へ伝え、新たな共感が生まれ広がっていくよう、積極的に広報していきます。

<行動計画1(1)(2)>

タウンミーティング等での意見2

将来を担う子どもたちがNPOに親しめるようにしてほしい・・・

・将来を担う子どもたちへも理解を深めることが大切。
・子どものときからNPOに親しんでもらう仕組みを考えてほしい。

(パブリックコメント、タウンミーティング 11/30 山武)

子どもたちがNPOについて興味を持ち、理解できるよう、子ども向けの啓発用DVDを作成しました。いろいろな場で、ぜひ活用していただきたいと思います。

また、地域の一員としてNPOも子どもたちへの教育の一端を担うことが期待されています。学校とNPOの連携講座の開催、出会いの場づくりの検討などを通して、学校とNPOの相互理解を深め、連携を促進していきます。

<行動計画1(1)、3(3)>

2 NPOがちからをつける

NPOがより自立的、継続的にその活動を推進していけるよう、人材面、財政面、情報面等様々な角度から支援します。

(1)「千葉県NPO会議（仮称）～学び合い、育ち合う場として～」の創設支援

NPOは、日ごろの活動の中で様々な課題に直面しています。例えば、人材・資金・情報など活動に必要な資源の不足に困っている団体もあれば、取り組んでいる地域課題の解決の手法をどうしたらよいか悩む団体もあります。

こうした各団体や地域・分野ごとの課題については、NPO同士が時には地域や分野を越えて、情報交換や意見交換をする中で解決につながる場合があります。これらは、豊かな地域づくりのちからとなります。

しかし、NPO同士が課題や情報を共有し議論をすることは、きっかけがないことなどからなかなか進んでいないのが現状です。

そこで、普段は別々に活動している県内のNPOが一堂に会して、課題を共有して情報交換をし、解決方法を検討するための機会の創設について支援します。この場において、新たな連携が生まれることも目指します。

例えば、テーマごとの研究会、フォーラム開催などにより、NPO同士が学び合い、育ち合う機会となることが考えられます。



(2) NPOの資金調達支援

地域や社会の課題解決に取り組むNPOの大きな課題として、活動に必要な資金の不足があります。

「民が民を支える地域資源循環システム」の実施状況も勘案しながら、NPOパワーアップ補助金を見直します。

また、NPO法人が金融機関などから融資を受けやすくなる制度などを含めたNPOの資金調達への支援のあり方を検討します。

* NPOへの支援についての考え方は？ *

NPOへの支援は、NPOが取り組む社会的課題に一人でも多くの市民が関われるよう、また、NPOの自立性を損なわないように行うことが大切です。

支援がなくなると、その活動ひいてはNPO自身の存続が危うくなってしまうようなことにならないよう注意が必要です。

NPO活動に必要な資金、物品等の調達に関して、県行政は、民と民との関係(市民・企業等とNPOという民間同士の関係)を強めることによって解決していけるよう、その環境づくりをすることによって支援していきます。

また、これまでは県行政がNPOの事業力向上を目的とするセミナーや相談事業を行っていました。しかし、民間NPO支援組織や市町村行政が同様の事業をより効果的に実施するようになったことから、県行政主催事業としては行わず、各種講座等の情報を千葉県NPO情報ネット等で発信することとしています。

(3) 「民が民を支える地域資源循環システム」の普及・支援

地域や社会の課題解決に取り組むNPOにとって、活動に必要な資金・物品・人材・情報などの地域資源が不足し、十分にちからが発揮できない状況にあります。

自らが有する地域資源を社会のために役立てたいと考えている市民・企業等とNPOとの間で、地域資源の橋渡しを行う仕組みである「民が民を支える地域資源循環システム」のモデル事業がスタートしています。

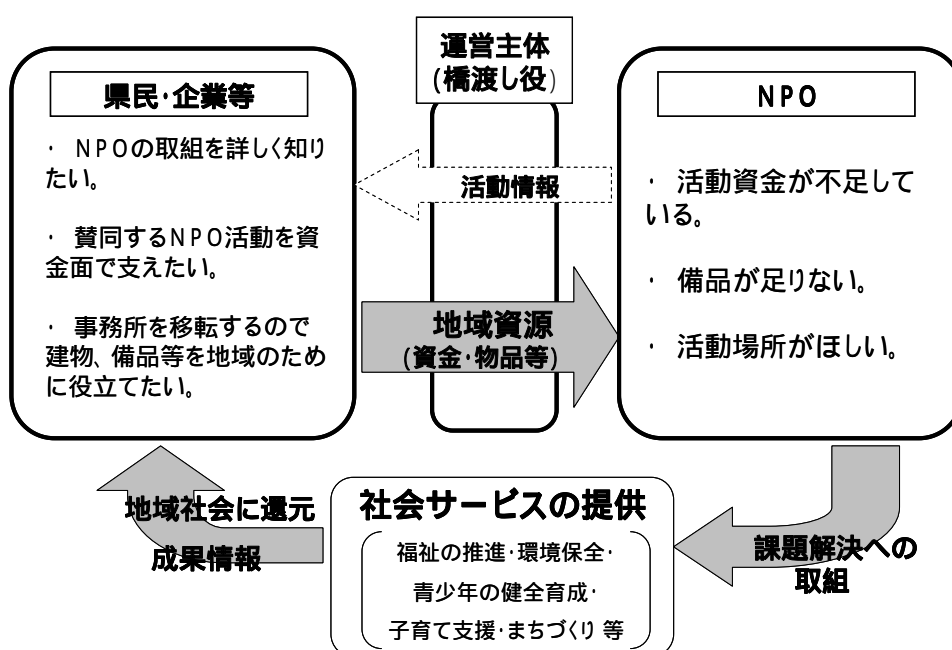
このモデル事業が有効に展開されるよう広報等による普及を行うとともに、このような市民・NPOが主体的に関わる地域資源(物品・資金・人材等)の循環システムに対する支援を検討します。

併せて、市民、企業、NPOがそのシステムに参加しやすい環境づくりにも取り組みます。

*** 民が民を支える地域資源循環システムとは？ ***

市民・企業などが持つ地域資源(資金・物品・人材・情報)を地域や社会の様々な課題の解決に取り組むNPOに橋渡しする仕組みです。

資源の提供を受けることでNPOは課題解決に取り組みやすくなり、市民・企業などは資源提供を通して地域づくりに参加することができます。(57頁参照)



(4) NPO支援組織の連携強化

NPO支援組織には、地域におけるNPO活動を支援し、市民の自発的な課題解決を促進するために、次のような機能が求められています。情報収集・提供、相談、コーディネート・ネットワーキング、人材育成、事業力向上支援などです。

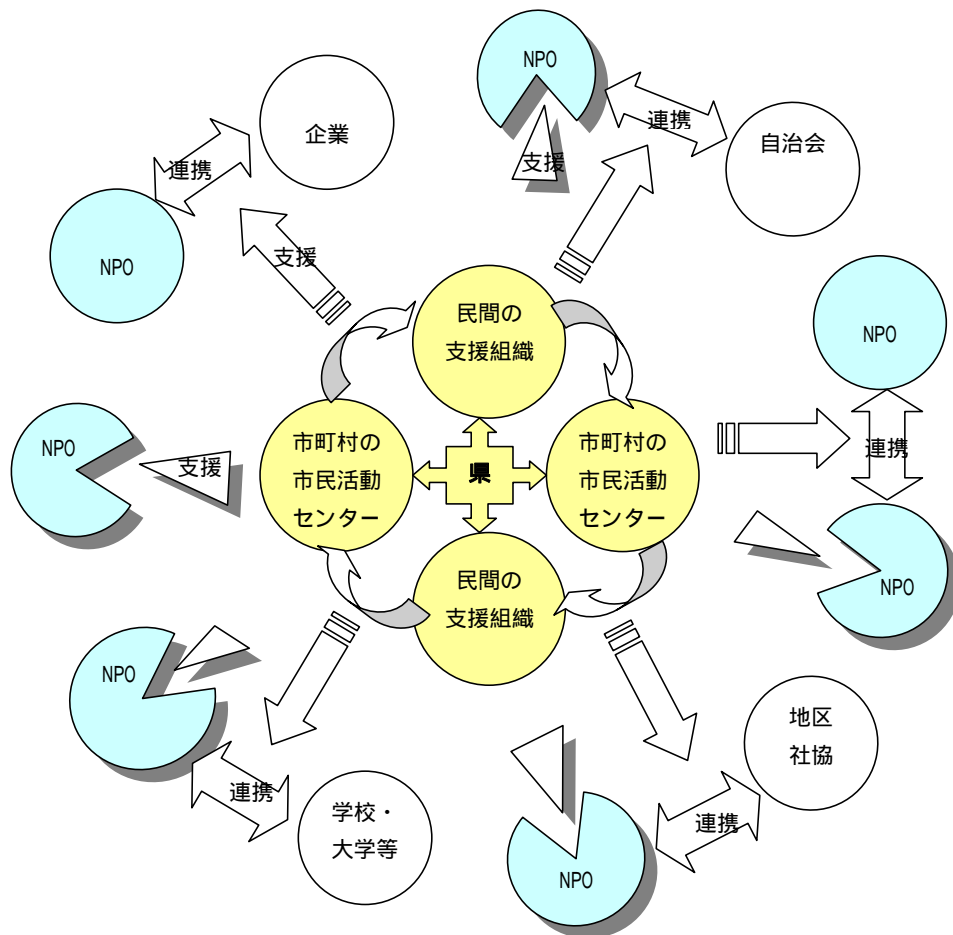
支援組織同士の連携により支援機能強化を図ることを目的として、平成18年度に「千葉県NPO支援組織ネットワーク」が発足しました。市町村の市民活動支援センター、ボランティアセンター、民間のNPO支援組織及び県行政が参加しています。

千葉県NPO支援組織ネットワークにおいて、引き続き情報交換・意見交換やスタッフ研修等、支援機能を強化するための事業を実施

します。さらに子ども・環境・里山・障害者支援など既存の分野別のネットワークとの連携を進め、全県的なNPO支援組織のネットワーク化を図ります。

また、各地域の人材にネットワークのコーディネーターやアドバイザーとして活躍してもらうための方策を検討します。こうした人材が活躍することで、様々なネットワークを各地域に広げ、そのネットワークにより各NPOの力が効果的に発揮されることが期待できます。

(N P O支援組織の連携強化 イメージ)



(5) N P Oに向けた情報支援

NPO向けの情報として、千葉県NPO情報ネットにて随時発信するほか、ニュースレター(月1回発行)やメールマガジンなどを定期的に発行しています。しかし、それらは県行政の関連事業やイベント紹介がメインとなっており、NPOの運営や活動を進める上

で必要な情報提供は十分とはいえない状況です。

そこで、NPOの運営に役立つ実践的な情報や他団体の活動事例、団体の適正運営に資する情報などについて、県としてどのような内容や方法による情報提供が適当か検討し、団体活動が一步先へ進む支援を行います。その際、既存の情報媒体との役割分担も考慮します。

(6) NPO法の適正運用

NPO法運用マニュアルは、所轄庁である県行政として、NPO法人に対して法運用の透明性を高めるとともに、NPO法の適正な運用を図るために作成したものです。このマニュアルは、NPO法人やNPO法人化を目指す市民にとっても、法人の運営・設立に役立つ内容となっています。

そこでNPO法の適正運用を図るため、NPO法人関係者、市町村職員などを対象に、「千葉県NPO法運用マニュアル」を活用した講座を開催します。

さらに、NPO法の適正な運用について、引き続き研究していきます。

* 千葉県NPO法運用マニュアルとは？ *

NPO法の適正な運用を図るとともに、NPO法人に対して法運用の透明性を高めることなどを目的に、NPO法に関する全国初の本格的な解説書を作成しました。

このマニュアルは、NPO法の制定趣旨、現場の実務、市民の視点による意見やNPO法制定に参画した専門家の検討を踏まえたもので、なかでもNPO法という法律を自治体が率先して、詳細に解説したところに最大の特徴があります。



NPO君



NPO法大事典

(7) NPOに関連する法制度の研究・提案

NPO法人制度を中心とした非営利法人制度のあり方について研究するとともに、認定NPO法人制度の改善や税制上の優遇措置の

拡充等について、国へ提案・要望します。

また、県税について、企業や他の公益法人とのバランスも考慮しながら、NPO法人に対する税制上の支援策を検討するとともに、施策展開を根拠付けるものとして、NPO活動の推進や行政と市民・NPOとの協働の推進に関する条例の必要性を検討することも視野に入れます。

タウンミーティング等での意見3

* 県で寄付の募集をしてほしい . . . *

1300 法人あっても、一法人あたりの会員数は少ないのでは。会員増なくしてNPOの発展はない。人・物・金・情報の問題を言うと、人は会員数が増えない。物はちゃんとした事務所がなく代表者が変わると事務所も変わる等で、活動が定着しにくい。金はもっとあれば活動を発展させられるが税制上寄付を集めにくい。難しいかもしれないが県でNPOに対する寄付の募集などはできないか。

(タウンミーティング 10/21 千葉)

NPOが市民ニーズに応じて自立的・継続的に活動するためには、市民とNPOが顔の見える関係になり、より多くの市民の共感を得ることが大切です。

県行政が寄付を集めるやり方は、市民と県行政、NPOと県行政の関係強化にはなりますが、市民とNPOの関係強化にはつながりにくいという問題があります。

そこで市民・企業等とNPOとの間で、資金や物品、情報等の「地域資源」の橋渡しを行う仕組みの構築を目指し、「民が民を支える地域資源循環システム」を平成 20 年度モデル事業で行っています。

県行政では、本システムが市民の皆さんに広く知られるよう普及支援していきます。

また、寄付税制の改正に向けて、引き続き国へ要望していきます。 < 行動計画2(3) >

タウンミーティング等での意見4

* 県が講座開催や人材養成をしてほしい . . . *

・NPO法人を運営していく上で、会計処理で苦労するので、県で会計講座や相談にのってもらえるような日を設けてほしい。(タウンミーティング 10/24 四街道)
・NPOを支援する人材を養成することは重要なことであり、市民活動センター、NPOセンター及びボランティアセンター等に専門職としてのコーディネーターの配置を推進強化すべきです。

(パブリックコメント)

県内では、市町村市民活動支援センターと民間のNPO支援組織があり、これらがNPOの相談窓口になりますので、御相談ください。

また県行政では、市町村市民活動支援センターと民間のNPO支援組織による支援組織ネットワークを組織し、支援のちからを高める事業を行っています。

< 行動計画2(4) >

タウンミーティング等での意見5

* 県で中間支援組織を育成してほしい・・・ *

NPOは志を持っているが、バラバラに活動しており、行政を動かすくらいの力になっていない。リーダーシップの取れる団体が必要なので地域単位で中間支援組織を育成することが必要ではないか。

(タウンミーティング 10/30 八千代)

NPOは、地域や社会の課題を解決するために、市民が自発的、自主的につくる組織です。NPOを支援するためのNPO(中間支援組織)もその一つです。県行政がNPOのうち特に中間支援組織だけを育成することは考えていません。中間支援組織を必要とする市民・NPOの皆さんが育てていくものと考えています。

また、地域のNPOの皆さんが必要に応じて、自らの意思でネットワークを組んでいくことが大切と考えています。

県行政は、県内のNPO支援組織の連携強化により、情報交換や研修を通して各組織の力が高まり、効果的なNPO支援ができる体制を整えていきます。

< 行動計画2(4) >

タウンミーティング等での意見6

* 力のないNPOを応援してほしい・・・ *

今はあまり力のないNPOをもっと自立させていくことが、これからの3年間ではまだ重要だと思っている。

(タウンミーティング 10/31 船橋)

県行政でも、規模や分野に関わらず多種多様なNPOが生まれ、各地で活発に活動して裾野が広がっていくことが望ましいと考えています。

各NPOが自立して継続的に活動できるように引き続き支援していきます。

< 行動計画2(2)(3)(4)(5) >

3 地域の様々な主体が連携・協力し合う場をつくる

地域を構成する市民、NPO、企業、学校・大学、社会福祉協議会、地縁組織、市町村行政・県行政などが、出会い、連携・協力し合うきっかけづくりや機会を提供することで、それぞれの特性や役割分担を認識し、活かし合いながら、ともにより良い地域社会をつくっていくことを目指します。

(1) 地域でのプラットフォームづくりの支援

地域社会を構成する様々な主体には、市民はもちろんNPO、企業、学校・大学、社会福祉協議会、地縁組織、各種団体、市町村行政・県行政などがあります。それらが、連携・協力し合う関係をつくることにより、市民の視点に立ったより良い地域をつくっていくことができます。

地域の様々な主体が連携・協働して地域の課題解決に取り組む「地域活性化プラットフォーム事業」を引き続き実施します。

これまでこの事業に参加した市民・NPOを中心とした様々なネットワークの構築や新たな連携・協働による取組がみられます。この市民主導による地域づくりの取組を、千葉県モデルとして県内外に普及していきます。

さらに、福祉、観光、まちづくり、地域づくりなど、県行政の各部局での取組とも連携しながら、地域でのプラットフォームづくりを支援します。

その際、「民が民を支える地域資源循環システム」による地域資源の橋渡しによって生まれるNPOと市民、企業などとの関係を活かしていきます。

* プラットフォームとは？ *

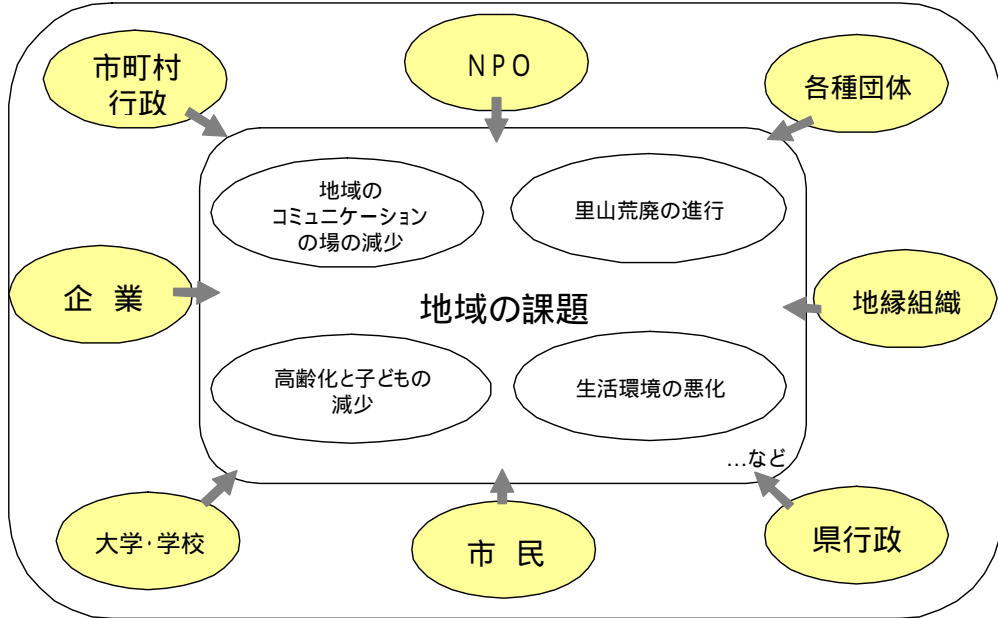
プラットフォームとは、出会いの場、活動の基盤、舞台を意味します。

市民、NPO、企業、学校・大学、社会福祉協議会、地縁組織、各種団体、行政などが意見交換・連携し、地域課題の把握・解決手法の検討から解決のための具体的な活動に取り組むことを目指しています。

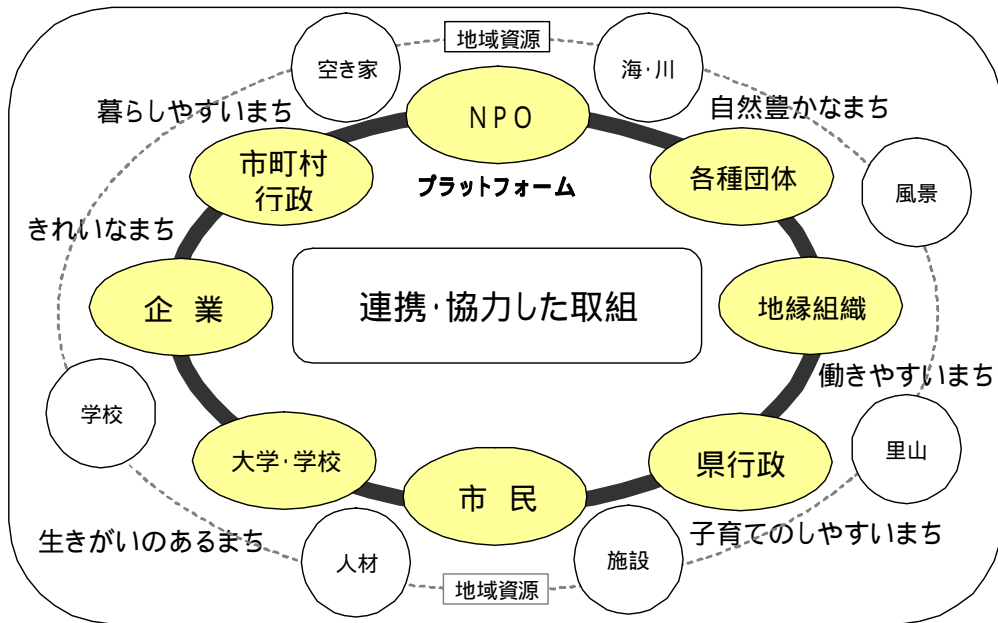
地域活性化プラットフォーム事業の特徴は、地域の課題解決のために様々な主体が連携して取り組むネットワークづくりと、地域の眠れる資源(人、モノ、場所、ネットワーク等)の活用にあります。

(地域でのプラットフォームづくりの支援 イメージ)

これまでは・・・



これからは・・・



より良い地域社会へ

(2) 様々な主体（企業・社会福祉協議会・地縁組織等）とNPOとの連携促進

より良い地域をつくっていくためには、NPOと、企業、学校・大学、社会福祉協議会、自治会・町内会などの地縁組織など、地域を構成する様々な主体の連携・協力が必要となります。

様々な主体とNPOが、お互いのことや連携の必要性に関する理解を深め、連携の方策を考えるきっかけとするため、セミナーや意見交換会を開催するなど、連携・協力を促進するための場づくりを進めます。

その際、特に企業や他の公益法人などが実施している社会貢献活動や県行政の各部局で実施している同様の取組と連携して進めます。

(3) 学校とNPOとの連携促進

あすのちばを拓いていくのは次代を担う子どもたちです。学校を核として、家庭や地域と一体となって、地域に即したきめ細かな教育を推進していくことがより一層求められています。

地域の民間教育力の活用など、地域と学校との連携を進める上で、専門性をもったNPOも地域の一員として、子どもたちへの教育の一端を担うことが期待されています。

そのためには、NPOと学校の相互理解が欠かせません。

教職員がNPOへの理解を深め、NPOに関する新しい情報を得られるよう「NPOと学校との連携実践講座」を実施していきます。

講座の実施にあたっては、これまでの市町村教育委員会単位での開催から学校単位での開催へと、機会の拡大を図ります。

一方、NPOを対象に、学校の教育課程での活動を拡大するための小・中学校、高校での実践的な能力をつけられるような支援として「連携実践講座」を開催します。

(4) NPOとの連携事例を表彰する制度の創設

企業や学校・大学、社会福祉協議会、地縁組織などとNPOが連携して地域や社会の課題解決に取り組むことが、環境、福祉、子育て、まちづくりなど様々な分野や地域で、成果を挙げています。

このような連携事例を顕彰することで、連携の効果が広く周知され、連携がさらに促進することが期待されます。事例を広く公募し、表彰する「(仮称)NPOコラボ大賞」を創設します。

タウンミーティング等での意見7

* NPOだけを対象とした賞の創設は適当ではない・・・ *

「NPOコラボ大賞」の創設が提案されていますが、本来NPO活動は自主的・自発的な活動であり、NPOだけを対象とした賞の創設は適当ではないと考えます。

また、どのような基準で選考されるのか。市民の自主的な活動に優劣や点数をつけることが適当かどうか熟慮してください。

(パブリックコメント)

コラボ大賞では、表彰の対象は「連携事例」であり、より良い連携が広がっていくことを期待して実施しようとするものです。

県行政が市民の自主的な活動に優劣をつけるようなことはすべきではないと考えており、そのような誤解が生じないように注意しながら実施していきます。

< 行動計画3(4) >

4 パートナーシップ型行政を進める

NPOと行政が、対等で緊張感のあるパートナーシップにより、社会的課題に取り組むパートナーシップ型行政をさらに進めます。このことにより、市民の視点に立った行政運営への転換を進めます。

また、市町村行政と連携・協力し、全県的なNPO活動の推進を目指します。

(1) NPOとのパートナーシップの推進

NPOとのより良いパートナーシップを築いていくためには、お互いがパートナーとなる相手の特性や力を理解することが必要です。

県職員に対してNPO活動の現場体験を含めた研修や、千葉県パートナーシップマニュアルを活用した学習会、NPOとの意見交換会などを実施します。

さらに、NPOと県職員が協働のあり方や事例を共有するとともに、地域に密着した市民・NPOの声を直接聞くことなどを通じて、県職員の意識改革を進めます。

また、NPO及びNPO施策に対する理解を促進し、全庁的な取組等を推進するため、パートナーシップ推進員を県行政の関係課に設置しています。庁内における一層の共通認識と連携の強化を図る観点から、パートナーシップ推進員をすべての課に設置することを検討します。

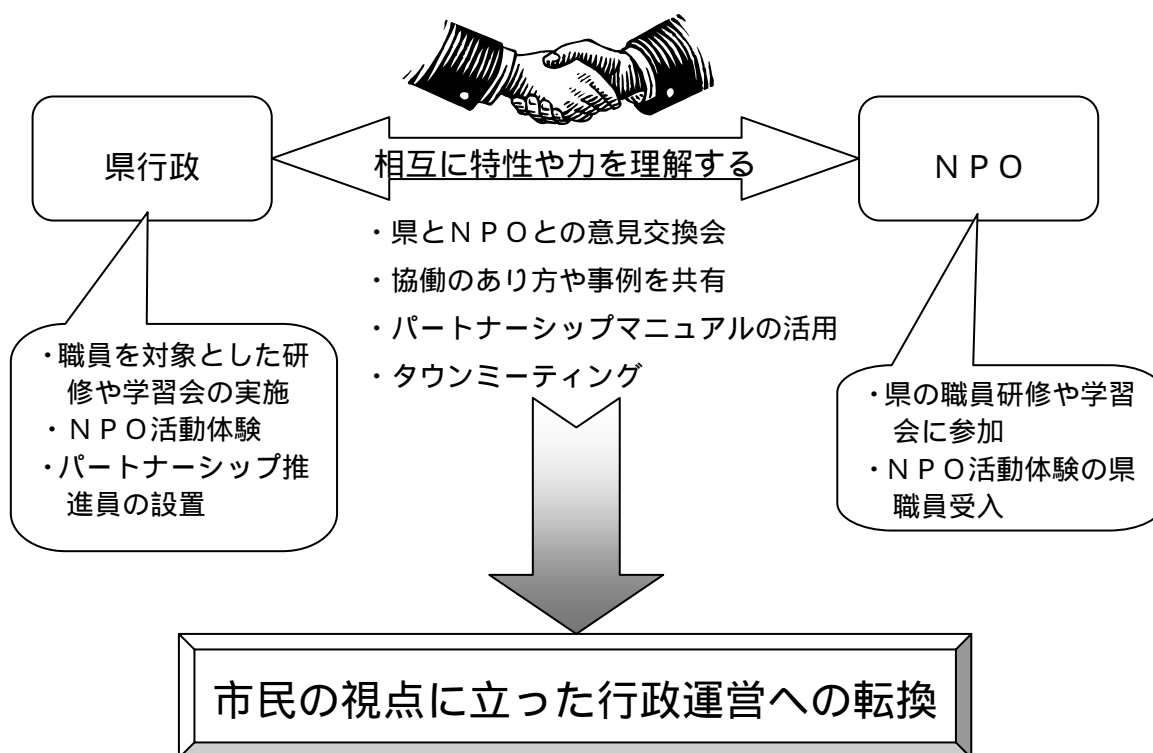
* 千葉県パートナーシップマニュアルとは？ *

NPOとのより良いパートナーシップを築いていくための統一ルールとして『千葉県パートナーシップマニュアル』（平成16年2月初版）を市民・NPOとの協働で作成し、その活用を図っています。

このマニュアルは、職員が業務を行う際の手引書であり、また、県行政とパートナーシップを組もうと考える市民・NPOのガイドラインにもなっています。



(N P Oとのパートナーシップの推進 イメージ)



* パートナーシップ、協働とは？ *

「パートナーシップ」とは、異なる立場の主体同士が、継続した協力や連携などの関係を持つことであり、「協働」という言葉を使うこともあります。

NPOと行政のパートナーシップの推進で注意したいのは、常にパートナーシップありきではないということです。

行政とNPOはお互いに独立した存在ですが、課題解決にともに取り組むことで、より良い成果が期待できる場合には、適切なパートナーシップを築けばよいということです。

* パートナーシップ型行政とは？ *

「パートナーシップ型行政」とは、NPOなどの組織と、継続的に連携・協力しながら、社会的課題の解決に取り組む行政の手法です。

(2) NPOとの協働事業の推進

全庁的なパートナーシップ型行政を推進するため、「ちばパートナーシップ市場^{いちば}」という仕組みを創設し、意見交換会を実施しながら、県行政とNPOとの協働事業を実施してきました。

県行政とNPOが協働して事業を実施するのは、それぞれが単独で地域や社会の課題解決に取り組むよりも、市民にとってより大きな効果をもたらすためです。

そこで、相乗効果のある成果が生まれる協働事業が実施されるよう、「ちばパートナーシップ市場」を常に見直していきます。

また、県行政は、環境、生活、福祉、観光、経済、教育、まちづくりなど、様々な分野で市民・NPOとの連携をうたっており、様々な形で協働を進めています。

これらの協働事業の成果を県行政の施策に活かすとともに、広く市民にその成果を知らせていきます。

* 協働事業、ちばパートナーシップ市場^{いちば}

とは？ *

「協働事業」とは、二つ以上の担い手が、それぞれの目標の実現のために目的を共有し、役割分担して一つの事業を実施することにより、相乗効果をあげることが期待される事業のことです。

「ちばパートナーシップ市場」は、千葉県内の地域課題について、県行政とNPOとが情報交換や意見交換をした上で、相乗効果が期待できる事業をNPOから公募し、採択された事業を予算化し、翌年度に県行政とNPOとが協働事業として実施するという制度です。

県行政が事業を決めて、事業の実施段階で市民の参加を求めるのではなく、事業の計画段階から実施、評価まで市民参加で行おうとするものです。

「市場」という名称には、人やモノが集まって一緒に事業を行う場という思いが込められています。



県行政とNPOは目的を達成し、市民は事業効果で満足
(協働の相乗効果生まれる)

(3) NPOに関するワンストップサービスの充実

多様な活動を展開するNPOに対して、いわゆる縦割り行政の弊害が生じないように、県庁各課とNPOや市町村行政等を有機的に結びつけ、効率的なサービス提供体制を構築する必要があります。

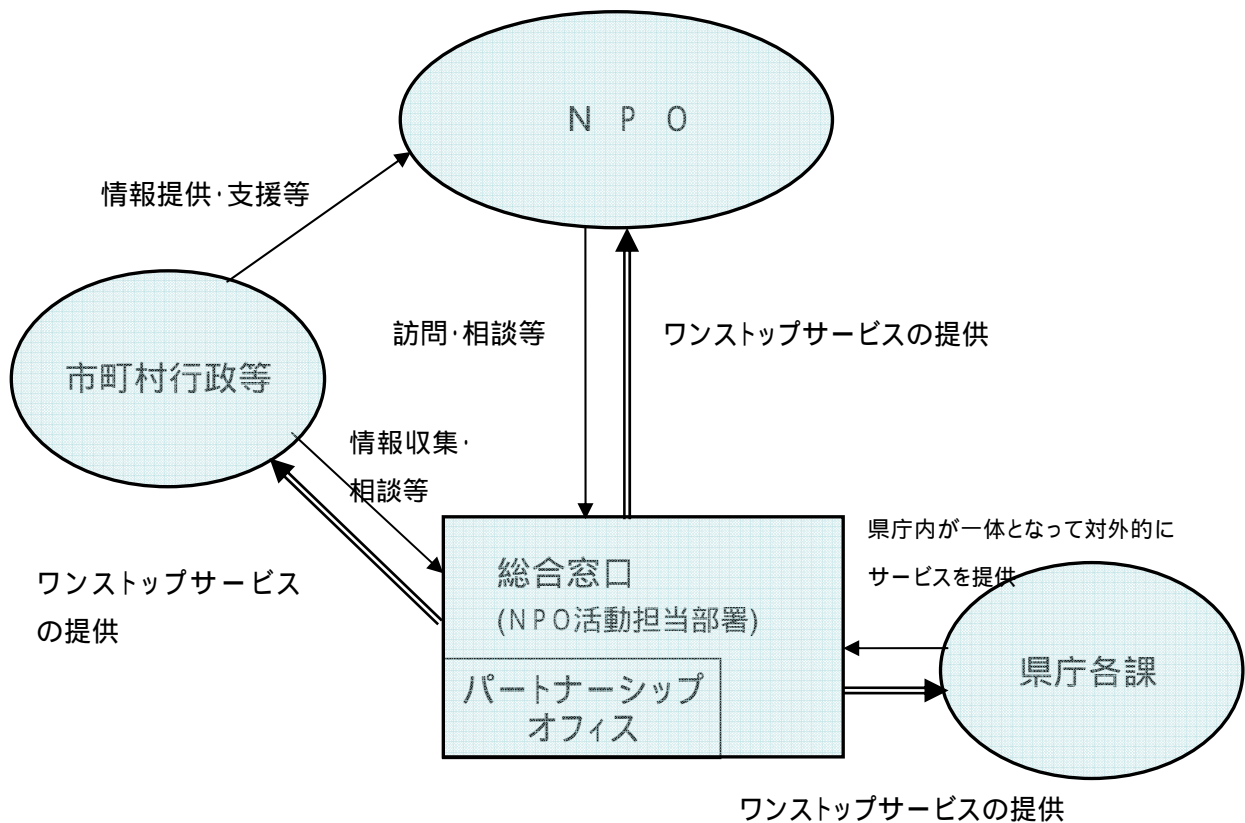
そこで、NPOに関する県行政の総合窓口を設け、千葉県NPO情報ネットやNPOパートナーシップオフィス等を通じて、NPOに関する様々な情報を一元的に収集・提供します。

また、NPO活動担当部署内に県庁部局ごとのワンストップサービス担当者を設置することで、県庁各課とNPOや市町村行政等を結ぶ仲介・調整・相談機能を確保します。

ワンストップサービスとは？

一つの窓口や一度の手続で、関連する作業を一括して処理できるように設計されたサービスです。

ワンストップサービスのサービス提供の仕組み



(4) 市町村行政との連携・協力

全県的にNPO活動を推進していくためには、地域に最も近い行政組織である市町村行政と県行政との連携が欠かせません。しかしながら、市町村行政におけるNPO活動を推進する施策の取組状況は団体によって異なります。

そこで、市町村行政と県行政の連絡会議の充実を図り、意見交換・情報交換や県内外の先進事例を知る機会などを設けます。

また、地域の実情や特性に応じたNPO施策についてNPOの成功事例や先進事業なども参考にしながら、県行政・市町村行政・NPO等の連携により共同で研究を行います。

(5) 全国の自治体との交流・連携の促進

NPO活動を推進していくためには、NPO施策を積極的に推進する全国の自治体との連携や交流を図り、その取組の輪を広く全国に拡大させていくことが重要です。

引き続き、「NPO活動推進自治体ネットワーク」や「NPO活動推進自治体フォーラム」に参加します。NPOの支援やNPOとの協働などに関し、直面している課題や先進的施策に関するビジョンや成果等について、全国の自治体と情報共有や議論、研究などを行い、切磋琢磨しながら、NPO施策に反映させるとともに、必要に応じて法改正など国への働きかけを行っていきます。

* NPO活動推進自治体ネットワーク、NPO活動推進自治体フォーラムとは？ *

千葉県の提唱で、平成16年度に第1回NPO活動推進自治体フォーラムを千葉市幕張で開催しました。その後、横浜市、滋賀県、佐賀県、静岡県で開催されています。平成21年度は山形県で開催の予定です。

この千葉での会議をきっかけに、継続的にNPO活動推進のための取組を進めていくため、全国の193自治体の参加を得て平成17年11月にNPO活動推進自治体ネットワークが発足しました。

平成21年2月現在221自治体(40道府県、181市区町村)が参加し、NPO活動を推進していくための課題に対する情報交換や調査研究を行っています。

タウンミーティング等での意見 8

* 市町村のNPO施策を充実させて欲しい・・・ *

市町村と県の間では、NPOに対しての意識差がある。NPOと直接関わる機会が多いのは、市町村であるが、各市町村ではNPOへの対応策に対してやる気はあってもその方法がわからないことが多い。県では市町村への支援も厚くしてもらいたい。




(タウンミーティング 10/25 富津)

NPO活動を推進する上で、多くのNPOが活動地域としている市町村行政の役割は重要です。

そこで、NPOの協力を得ながら、市町村行政と県行政が共同でNPO施策に関する研究会を開催したり、情報交換や意見交換を積極的に行います。このことにより、市町村行政と県行政が連携・協力し、地域の実情に応じた施策を推進します。

< 行動計画 4(4) >

(N P O と 行 政 の 関 係)

区 分	支 援 (サポート)	協 働 (コラボレーション)	外 部 委 託 (アウトソーシング)
関 係	<p>(N P O) 活 動 に 必 要 な 資 源 が 不 足 資 源 を 提 供 (行 政)</p>  <p>“ N P O の や り た い こ と ” を 行 政 が 応 援 す る 関 係</p>	<p>対 等 な 関 係 の 下 、 互 い の 力 を 持 ち 寄 り 、 役 割 分 担 し 、 事 業 を 一 緒 に つ く り 実 施 (N P O & 行 政)</p>  <p>“ N P O の 目 的 ” と “ 行 政 の 目 的 ” を 1 つ の 事 業 の 中 で 両 方 と も 実 現 す る 関 係</p>	<p>(行 政) 仕 様 を 決 め て 依 頼 決 め ら れ た こ と を 実 行 (N P O)</p>  <p>“ 行 政 の や り た い こ と ” を N P O が 実 現 す る 関 係</p>
成 果	多様で自立的・継続的なNPO活動の実現	より市民ニーズに沿った相乗効果のある社会サービスの実現、市民の自助力の向上	行政サービスの向上や経費の削減
(参 考) 具 体 的 に 進 め る た め の 手 法 例	補助金 環境整備 (制度創設など) 広報支援 助言	実行委員会・共催 補助金 委託 事業協力	委託

推進体制

県行政は、行動計画を確実に実施し、NPO、市民、地域の様々な担い手、市町村行政の協力を得て、この計画を推進していきます。

1. 役割について

(1) 県行政の役割

- ・ 地域社会の一員として、地域や社会の課題に取り組むNPOが十分にちからを発揮できるよう、県行政が持っている情報、財源、人材などの資源を提供するとともに、市民主役の地域づくりを進めていくためのファシリテーター役(促進役)を担います。
- ・ 市民の視点に立ったより良い地域づくりのために、市民・NPOが主体的に地域課題の解決に取り組むことの価値や、そのための仕組みであるNPOの意義と地域社会への貢献の成果を、広く市民に発信します。
- ・ NPO活動の自主性を尊重し、個々のNPOが自立して地域の課題を解決するちからを発揮できるよう支援するとともに、「市民が支えるNPO」という市民とNPOとの新しい関係を育てる機会や場をつくりだします。
- ・ 多様なNPO活動のあり方を認めるとともに、お互いの目的を共有する領域においては、NPOとパートナーシップを構築し、連携・協働を進めていきます。
- ・ NPOと市町村行政や企業、学校・大学、社会福祉協議会、地縁組織など地域を構成する様々な主体との連携・協力が進むよう、多様な機会の創出を促します。
- ・ 市民のNPOに対するチェック機能が十分果たせるよう、NPOに関する情報公開を徹底します。

* 県行政がこのような役割を果たすため、具体的に施策を展開する推進体制については、2. 県の施策推進体制に記述します。

(2) 地域社会を構成する主体へ期待すること

a. NPOへ期待すること

- ・行政や企業と並んで、社会サービスを提供する主体として大きな役割を果たすことを期待しています。
- ・県内各地で自立した多様な活動を生み、展開していくことを期待します。
- ・多くの市民が社会参加し、自己実現を図ることができる活動を行うなど、多様で豊かな地域づくりの推進役となることを期待します。
- ・日々発生する新たな社会的課題について、地域社会や行政に提言することを期待します。
- ・人々や団体などの様々な担い手との間に、新しい社会関係を築き、地域や社会のちからを強める主体となることを期待します。
- ・新しい働き方を提案し、企業などとは違った経済主体として、雇用の受け皿となることを期待します。
- ・目的を共有する領域において、行政や様々な担い手とパートナーシップを組み、地域や社会の課題解決に取り組むことを期待します。
- ・このような活動を通して、社会をゆるやかに変革していく推進役となることを期待します。

b. 市民へ期待すること

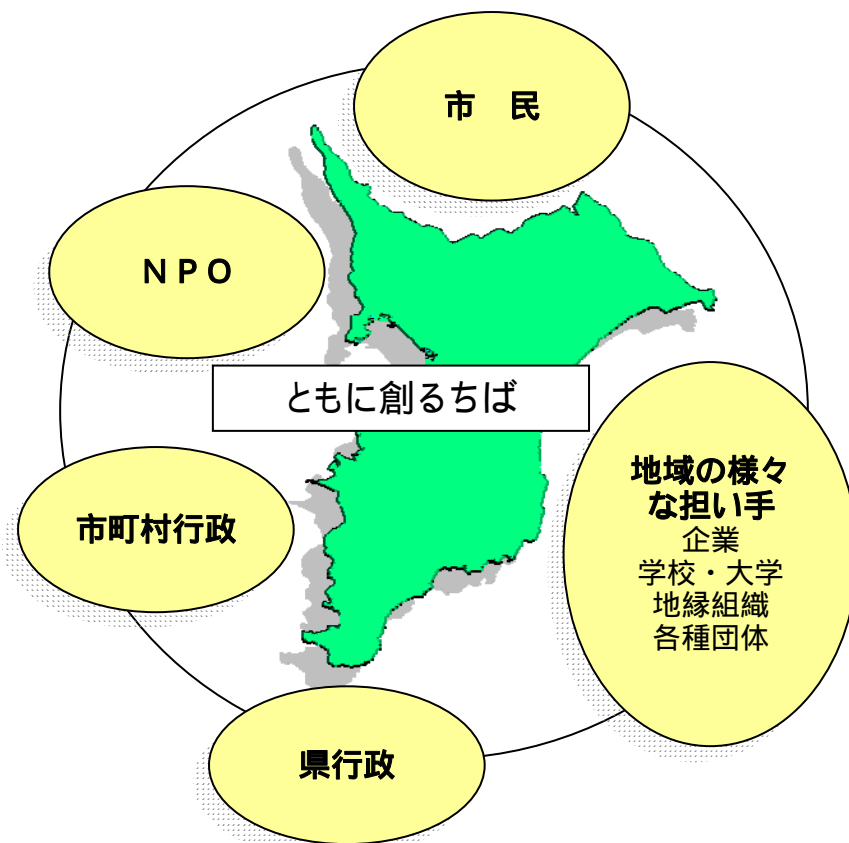
- ・NPOを、市民自らが社会的課題を解決し、より良い地域社会をつくるための仕組みとして認識することを期待します。
- ・より多くの市民がNPO活動に参加、または支援するなど、多様な関わりを持つことを期待します。
- ・市民がNPO活動を通して社会参加し、社会をより良い方向へ変革していくちからとなることを期待します。
- ・NPOが地域社会へ貢献する活動を展開していけるよう、市民がNPOを育てていくことを期待します。

c. 地域の様々な担い手へ期待すること

- ・地域では、企業、学校・大学、社会福祉協議会や地縁組織などが、それぞれの特性を生かして、ときには連携しながら暮らしやすい地域社会を築いてきました。
こうした地域の様々な担い手が、NPOをより良い社会をつくっていくパートナーの一つとして認め、ともに地域づくりに取り組むことを期待します。

d. 市町村行政へ期待すること

- ・ N P O の活動は、単一の市町村内を活動地域としたものが多いため、こうした活動を活性化させる環境を整えるよう、市町村行政と県行政が一層連携・協力することを期待します。
- ・ 県行政と市町村行政は地方分権の流れの中では対等・協力の関係であることから、N P O 施策に関する情報交換、情報共有を行いながら、市民による活動が活発になるよう取組を進めていくことを期待します。
- ・ 市町村行政は、地縁組織や社会福祉協議会とともに、N P O をともに地域をつくる担い手と認識して、支援、連携、協働することを期待します。



2. 県の施策推進体制

(1) 千葉県NPO活動推進委員会

県行政のNPO施策の推進に当たり、専門的な見地から幅広く意見や助言・協力等を求めるとともに、市民・NPOと県行政が協働で事業を進めるため、千葉県NPO活動推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置します。

推進委員会は、この推進計画が着実に実行されるよう進捗状況をチェックし、県行政と協働して行動計画を具体化します。

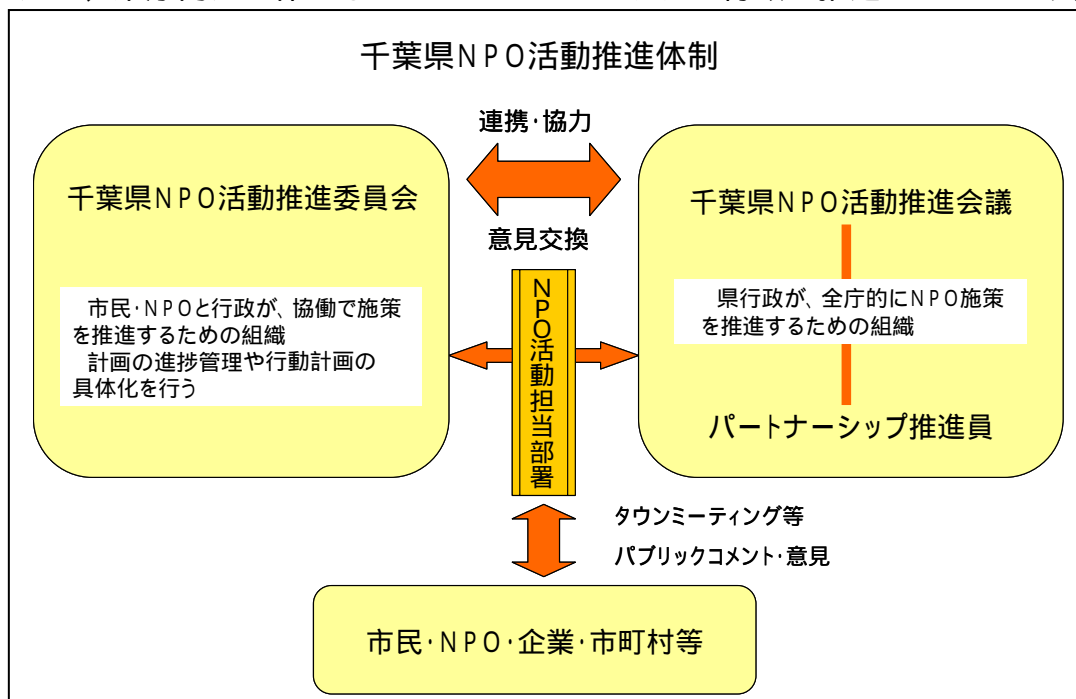
また、推進委員会は、必要に応じて市民やNPOに働きかけを行い、そのニーズを的確に把握して、計画を推進していきます。

(2) 千葉県NPO活動推進会議

NPOに関する施策を県行政全体で円滑に進めることを目的として、千葉県NPO活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置します。

推進会議は、推進委員会と協力し、NPO及び推進計画に対する理解の促進、ワンストップサービス体制の確立のための全庁的な取組などを推進していきます。

また、NPOの活動分野は、行政のほとんどの分野に及んでいます。そこで、NPO関連事業を実施している担当課職員等を「パートナーシップ推進員」とし、情報を共有し、各部署が共通の認識を持って連携・協力を図りながら、県庁内が一体となってパートナーシップ型行政を推進していきます。



これまでの施策の成果と課題

1 成果

(1) NPOと地域の様々な主体との連携が始まり、地域の課題解決力が高まってきている。

NPOが県行政や地域の様々な主体(各種団体、企業、学校・大学、市町村行政)などと連携して、地域課題解決に取り組む「地域活性化プラットフォーム事業」は、様々な地域資源を掘り起こし、多様な活動を生み出し、新たなネットワークが構築されるなど、地域の課題解決力が強化されるという成果を収めています。

市町村におけるNPO支援体制の整備に関しては、市民活動支援センターを設置した市町村数が、平成13年では1自治体であったのが、平成20年では17自治体に増加しました。

NPOと学校の先進的な連携事例を集めた「NPOと学校の連携事例集」はNPOと教育界双方に活用されています。これを活用した実践講座も拡大し、教職員のNPOに対する理解が深まってきています。



NPOと学校との
連携事例集
(平成19年12月)

「企業とNPOに関するセミナー」は、企業がNPOを協働の相手と認識し始めたことや県がその基盤を形成したことで、新たな展望を生み出しています。

企業や大学とNPOとのマッチングの場の提供などにより、新しいネットワークの形成や、単独では解決できなかった地域の課題を解決する力の向上につながっています。

(2) NPOの分野で始まった「白紙からの議論」による計画づくりとその実践が、福祉や環境など様々な分野に広がり、今や「千葉方式」として県政運営の標準になりつつある。

県行政が原案を県民に提示して意見を聞くのではなく、完全に白紙の段階から県民が参加し、意見を述べ、対話と議論を始める「白紙の段階からの対話と議論」は、NPO施策から始まり、様々な分野で県民参画による政策形成の方法として広く浸透していくことになりました。

重要な政策づくりに際しては、委員会だけで決めるのではなく、県民主催のタウンミーティングで意見を聞きながら行うプロセスが、福祉分野をはじめとして県庁全体へ広がっていきました。

また、県民は単なる提案者として政策づくりに参加するにとどまらず、自ら実行していく実践者になることで、制度がなければ自分たちでつくっていかうという創造の機運が生まれ、次世代育成施策や障害者施策など各分野において花開いてきています。

また、外部委員を公募したり、選考委員会に外部委員を入れて選考したり、会議の公開や傍聴人に発言の機会を与え、会議の議事録も委員の実名入りで公表する、といった徹底した情報公開の手法も、今や県庁各分野で行われるようになっていきます。

(3) パートナースhip型行政が実体化してきている。

ちばパートナーシップ市場制度の開設により、NPOが事業提案を県庁各課へ行う環境が生まれ、庁内においてNPOが身近な存在として認識されるようになり、公募型事業も増えてきています。

県行政とNPOとの協働事業は、それぞれが単独で実施するよりも、社会や地域に対して相乗効果をあげるものが出てきています。

NPOに対する認識が広まることで、NPOの実態を見て評価する姿勢が職員の間で形成されてきています。

県行政とNPOがパートナーシップを築くためのルールである「千葉県パートナーシップマニュアル」や法解釈や運用のあり方についての全国初の本格的なマニュアルである「千葉県NPO法運用マニュアル」は、「NPO立県」のための重要なツールとして定着しています。

(4) NPO活動への理解と参加の促進に向けての新たな取組に成果があった。

平成19年度から実施している「ちばNPO月間」の主な行事である「市民活動フェスタ」への来場者は、19年度4,024人、20年度5,639人に上っています。

このことにより、これまで活動のあまり活発でなかった地域においても、市民のNPOの認知度が高まり、市町村施策への反映などの効果がありました。

(5) NPO活動の実情に応じた補助金制度が整備され、NPO活動に対し役立つ補助金として効果をあげている。

補助金制度（NPOパワーアップ補助金事業）は、同一NPOが初年度から3年度まで継続して補助を受けられる制度へ改編したことで、NPOの組織基盤の強化や活動の活性化などの成果を生み出し、併せてNPO活動が地域へ浸透するちからを生み出すなどの効果をあげています。

応募件数が増加し、また実績報告書及び現地視察を通して、NPOの組織基盤の強化や地域への浸透並びに連携に向けた取組に有効に活用されていることが確認されています。

（6）その他のNPO支援施策に関しても、成果があった。

「民が民を支える地域資源循環システム」は、モデル事業として今後の方向性や課題が明らかになってきました。

「千葉県NPO支援組織ネットワーク」の立ち上げとそこでの意見交換等の取組により、課題の共有化が図られ、支援組織の連携が強化されつつあります。

「NPO出前講座」の受講者数が増加し、市民のNPO理解を促進しています。

「NPO法運用講座」は新しい手法によって実施したことで、法制度の内容や法人運営のノウハウについてより理解が進んでいます。

「事業力向上セミナー」等の開催は、参加者の満足度も高く、NPOの事業力強化を支援するという当初の目的を達成しました。

「法人化説明会」は、法人の設立認証申請を円滑にするために大いに役立っています。

（7）法制度に関する施策も成果があった。

千葉県NPO活動推進委員会に設置されたNPO関係者と有識者による「NPO法制度研究会」において税制改正に向けた検討を行い、認定NPO法人制度の要件緩和等について国へ要望し、平成20年度の税制改正において認定NPO法人制度が大幅に改正されました。

引き続き、NPOの声を集約しつつ、税制改正要望を国に対して行っていくことが重要です。

（8）これらの施策を通して、NPO法人の数が大きく伸び、NPO活動に対する県民の認知度や活動の評価、期待する割合も高まっている。

県内NPO法人数の増加。

千葉県の認証NPO法人数は、平成14年3月末に214だったものが、

21年2月末には1,404と、約6.6倍に増え、全国では5番目に多い法人数となっています。

市民活動に対して、肯定的イメージを持っている県民が多い。

「県政に関する世論調査」(平成19年度第35回調査。以下 まで同じ。)によれば、市民活動に対するイメージについて、

- ・「市民が自発的に、市民が必要としているサービスを提供している」が38.1%
- ・「行政や企業とともに、市民の視点に立った新しい地域づくりを行っている」が33.3%
- ・「市民が自己実現を図り、支え合う仲間を作る場となっている」が30.2%

に対して、

- ・「怪しげな活動をする団体もある」が24.5%
- となっています(複数回答)。



市民活動に対して、何らかの形で支援の意向がある県民が多い。

市民活動に対する支援意向について、

- ・「積極的に支援をしたい」が1.8%
 - ・「賛同できる活動には支援をしてもよい」が41.8%
 - ・「支援したいがどのように支援してよいかわからない」が15.6%
- と、合計で約6割が何らかの形で支援の意向を示しているのに対して、
- ・「わからない・無回答」が40.8%

となっています。

今後の市民活動について、期待している県民が多い。

今後の市民活動に対する期待について、

- ・「新しい地域づくりの中心となる存在として期待している」が44.8%
- ・「仲間づくりや国際的な交流など、活動の場を広げることに期待している」が31.4%
- ・「雇用の場として期待している」が13.8%

に対して、

- ・「あまり期待していない」が12.1%
- ・「わからない・無回答」が23.7%

となっています(複数回答)。



法人に限らず県民の自発的な活動が、各地、各分野で展開されるようになり、地域づくりの主体として、地域で広く認知されるようになってきています。

(9) NPO活動推進自治体ネットワークの参加自治体数は221自治体《40道府県、181市区町村。平成21年2月現在》となっている。

千葉県の提唱で、全国の193自治体の参加を得て平成17年11月にNPO活動推進自治体ネットワークが発足しました。

その後参加自治体が増え、全国的にNPO活動推進に取り組む機運が広がっています。

また、ネットワークで調査研究した「行政の財政支援のあり方」、「協働事業提案制度を考える」などの報告書や「協働事業にかかるあるある事例集」、「NPOと協働する行政職員の8つの姿勢」は全国の多くの自治体職員に活用されています。



2 課題

(1) NPOの役割やその意義が、地域に充分根付いていない。

「県政に関する世論調査」(平成20年度第36回調査。以下(2)も同じ。)によれば、身近で活動する市民活動団体を知らない市民が圧倒的に多く(新聞やテレビでは聞く54.3%、知らない・無回答27.3%の計で81.6%)、役割や意義が、地域に根付くまでの道のりは自治体によって差はありますが、まだ遠いといわざるを得ません。

NPO法ができて10年になりますが、地域の市民が身近にNPOの活動が見え、その意義を感じられるようになるには、より多くの多様なNPOの誕生と自由かつ達な活動の展開、透明度、市民へのアピール・情報提供の仕方などにまだ課題が残ります。

(2) 市民がNPO活動に携わる割合が少ない。

身近で活動している市民活動団体を知ってはいても、定期的に活動に参加している人の割合は低迷しています(平成17年度18.1% 20年度14.4%)。

市民がNPO活動へ多数参加する裾野の広がりがつれていない地域も多く、全般的にNPOへの理解・共感・信頼と市民からの支援を得るところまで至っていません。NPOは市民による活動であるのに市民とのつながりはまだ十分とは言えません。

(3) NPO自身の事業力など自立する力がまだ弱い。

自立し、継続して地域社会の課題解決に取り組んでいくには団体としての基盤がまだ脆弱なところが多く、「思いの強さで動いている」団体が多いのが実態です。特に任意団体の多くが年間の事業費が10万円以下であるなど、いわゆる「人、モノ、金」の不足は続いています。街づくりや環境問題など長い期間を要する課題に取り組む団体が多いので、次世代に引き継いでいけるだけの力が必要とされます。

各団体の目的や活動内容は多様であることから、必要な「人、モノ、金」は異なりますが、例えばボランティア活動を行う任意団体においても、活動したい人の受け皿組織として、継続的に活動していく力が必要です。

NPOの自立のためには、今後どのような支援が良いのか、支援の方法や内容・妥当性の検討も課題です。NPOがコミュニケーション力や

事業力の向上を自分の課題として取り組むような支援の工夫が必要です。

(4) 地域の様々な主体との連携・協力がまだ弱い。

一般的に市民のNPOへの理解が少ないのと同様に、地域を構成する様々な主体のNPOへの理解や信頼が地域によって差はあるもののまだ築けていないという実態があるので、その先にある連携・協働はあまり進んでいません。

社会福祉協議会や自治会・町内会など地縁組織などとは地域課題を共有している場合が多いが、相互の対話の機会は十分とは言えません。

企業・中小企業などとの相互理解を促進する仕掛けとマッチングの検討が必要です。

NPO同士の連携への何らかの支援の検討も必要です。

(5) 市町村行政のNPO施策推進の取組に温度差がある。

市民活動支援センターを設置している自治体は増えていますが17市町にとどまっているなど、各自治体におけるNPO活動推進の取組やNPO理解には、温度差があります。

市民が地域課題の解決のため積極的に活動したいと考えたときに、各自治体がその意見を受け止めて支援したり、協働して課題解決を行ったりできる環境を全県的につくっていくため、市町村のNPO施策の推進に県行政ができることは何かを検討していく必要があります。

(6) 行政とのパートナーシップは道半ば。

ちばパートナーシップ市場制度の開設で県庁の関係課とNPOの接点ができ、それによってNPOと行政の相互理解とパートナーシップへの道は開けましたが、まだ協働事例は多くはありません。

NPOにおいても、また県庁各部署においても、「協働」はどのようにあるべきかの整理・地ならしが十分とは言えません。

県職員の協働への一層の理解促進・意識改革のための手法や、県の出先機関でのワンストップサービスの周知の検討が必要です。

(7) 法制度の改善への提案と寄付文化の気運づくり。

現行の寄付税制がNPOの財政的自立を難しくしている大きな要因の一つになっています。NPO法人の財政基盤を強化し、NPO活動の促進に資する税制度の確立は、引き続き取り組んでいくべき課題です。

市民に寄付の文化が育っていません。活動に共感するけれど参加の仕

方がわからない、自ら活動することは難しいけれど資金面で活動を支えたい、などの思いを持った市民とNPOの活動をつなぐ橋渡しを積極的に応援していく必要があります。

3 主な取組の紹介

本計画をこれまでの成果や課題を踏まえて発展的に進めていくため、行動計画に掲載している事業に関連したこれまでの主な取組内容を紹介します。

【施策の方向性 1 関連事業】

ちばNPO月間（開始時期：平成 20 年 1 月）

市民活動フェスタ

NPO活動のパネル展示や体験コーナーのほか、NPOによる音楽・ダンスのステージ、映画上映、地元物産の販売、フリーマーケットなど、地域ごとに工夫を凝らし開催しました。

なお、フェスタは企画提案方式により募集し、選考されたNPOに委託し、企画・運営は各地域のNPO、企業、商工団体、行政などで組織する実行委員会が担当しました。

平成 19 年度

開催地域	受託団体	開催日	会場	参加団体数	来場者数
北総	NPO法人成田市民軽音楽団 RL	1/19(土)	ユアエルム成田店	28	1,470
南房総	チャレンジセンターLET Sきさらづ	2/3(日)	アクア木更津	47	1,502
東上総	NPO法人コミュニティーサービス地球座	2/11(月・祝)	山武市成東文化会館のぎくプラザ	36	1,052

平成 20 年度

開催地域	受託団体	開催日	会場	参加団体数	来場者数
南房総	NPO法人千葉自然学校	1/17(土)	ロックシティ館山	60	2,935
南房総	チャレンジセンターLET Sきさらづ	1/31(土)	木更津市中央公民館	75	1,143
北総	NPO法人まちづくりサポートひと・まち倶楽部	2/15(日)	ふれあいプラザさかえ	62	1,561

協賛事業

市町村や民間が主催して1月から2月の2か月間に実施するNPO関連事業で、月間の趣旨に賛同いただいた行事を県として協賛し、県などの様々な広報媒体を利用して積極的に広報しました。

【平成 19 年度；53 事業 平成 20 年度；60 事業】

NPO活動写真館(展)

県内のNPOから、活動を紹介する写真を募集し、「NPO活動写真館」として千葉県NPO情報ネット上で紹介するとともに、県庁内で写真を展示しました。

また、それに加えて、平成20年度からは、県内各地の商業施設など7箇所で、「NPO活動写真展」を開催しました。

【平成19年度；122団体 平成20年度；181団体】

その他

1) NPO月間のキャッチコピー募集(平成19年度)

126点の応募の中から『NPOなら きっと できる』を選考しました。

2) NPO月間ポスター原画募集(平成20年度)

ポスターの原画を一般公募し、NPO月間2009のポスターを作成しました。



NPO月間2009ポスター

NPO活動推進ビデオ(作成時期：平成21年3月)

市民のNPOについての一層の理解促進と、幅広い年齢層からのNPO活動への参加促進を目的として制作したNPOの活動現場などを紹介するストーリー仕立てのDVDです。各種講座や研修会、ご家庭や待合室での上映などに活用していただけます。

子ども編：子どもたちの未来のために一生懸命行動している大人たちを知ることで、社会貢献の考え方を学び、子どもたちにできる社会貢献は何か？どんな未来にしたいか？を考えます。

大人編：自分の得意な、興味のあることが社会貢献活動になることを知ることで、参加しよう、支援してみようという気持ちを持っていただくことを目的としています。



【施策の方向性 2 関連事業】

民が民を支える地域資源循環システム（開始時期：平成 20 年度）

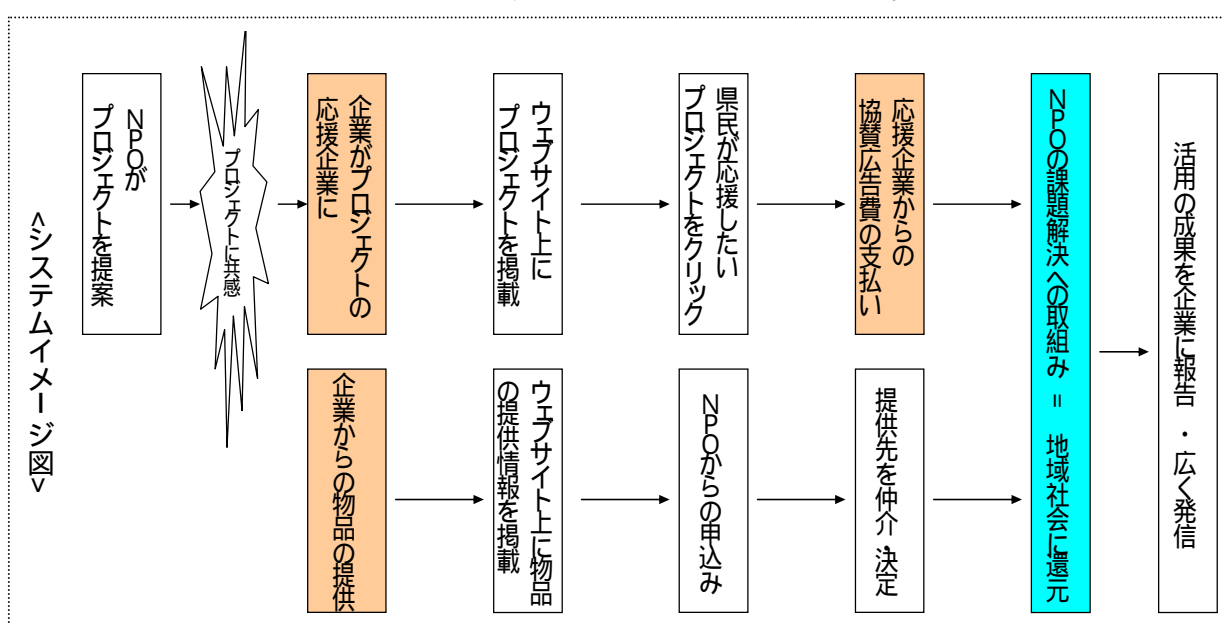
次の 2 つのシステムを実施しています。

スマイリック千葉 ～ 協賛広告費による活動資金提供～

NPO が提案するプロジェクトのうち企業が応援する複数のプロジェクトをウェブサイト上に掲載し、それを見た県民が応援する意思でクリックをすると、企業の広告が表示される。

クリック数に応じて企業が支払う協賛広告費により、NPO がプロジェクトを実行する。

企業からの物品の提供情報を基に、NPO へ提供の仲介も行う。

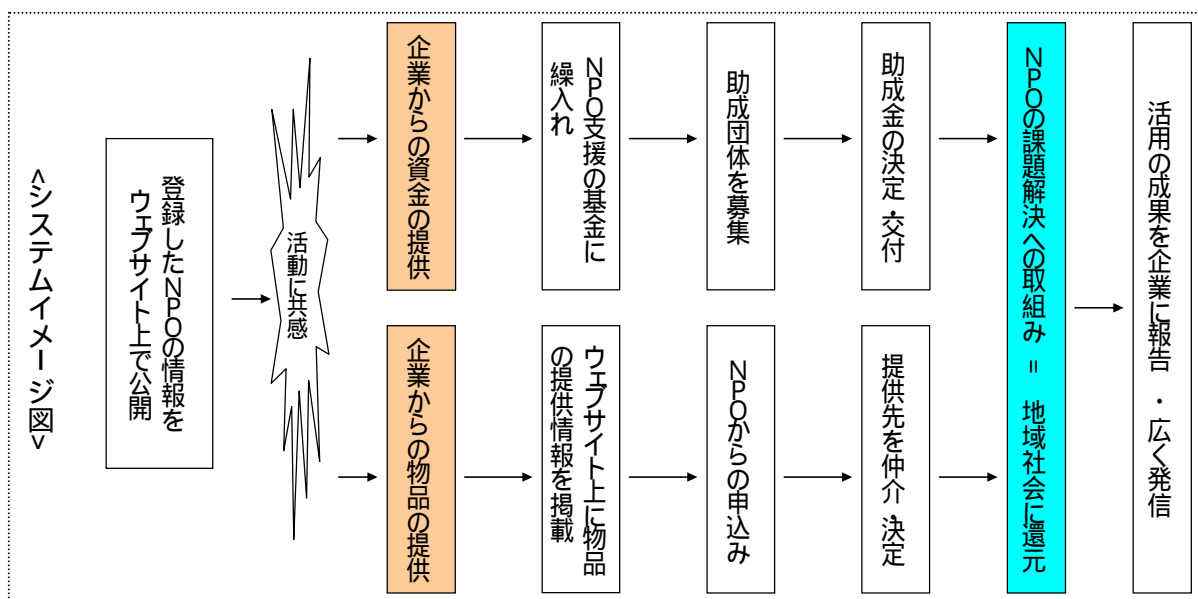


運営主体：スマイリック応援団（NPO 法人あつぱ地域基金 / NPO 法人ちば MD エコネット / NPO 法人公共情報センター / 印旛・手賀沼環境あつぱ協議会）

地域資源循環システムちばのWA！ ～寄付金を原資とした活動助成～
 県民・企業からの信頼を得るため、あらかじめ登録したNPOの団体情報をウェブサイト上で公開する。登録したNPOの活動に共感した県民・企業が資金・物品を提供する。

企業からの資金については、登録したNPOを支援するための助成金の原資(基金)に繰り入れ、助成を受けたNPOが活動を行う。

企業からの物品の提供情報を基に、登録したNPOへ提供の仲介も行う。



運営主体：ちばのWA！運営協議会（NPO法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブ内）

【施策の方向性3 関連事業】



地域活性化プラットフォーム事業（開始時期：平成15年度）

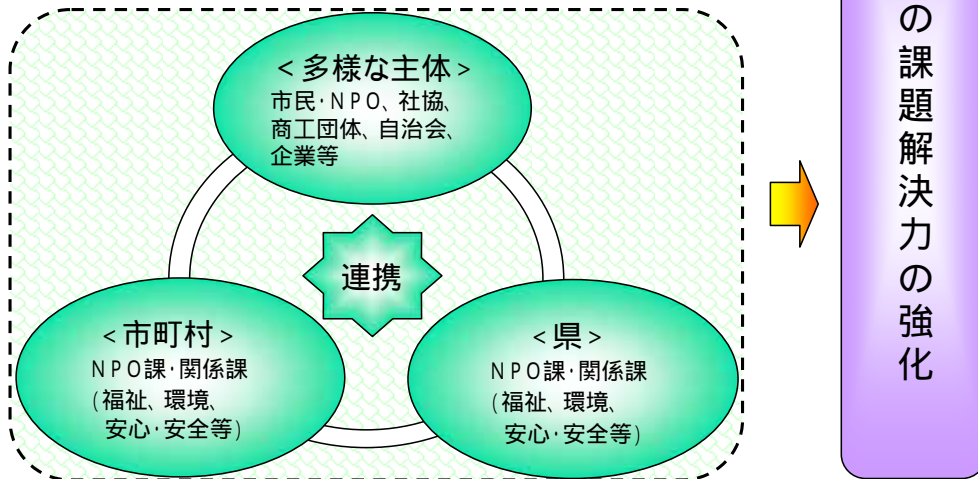
地域課題の解決に向けて、市民・NPOが中心となり、市町村行政や県行政のほか、各種団体、企業など地域の様々な主体が連携して取り組む事業です。

市町村行政・県行政を含む地域の様々な主体が地域課題を検討した後、その解決に向けた共通のテーマを設定し、そのテーマに沿ったNPOの提案を公募し、採択された複数のNPOが個々の提案に基づき活動を行います。

事業フロー



実施体制図



実施状況

実施年度	実施地域	テーマ	活動団体数 (1年目、2年目)
15～16	四街道市	子どもが伸びやかに育つ環境づくり	11団体、7団体
	我孫子市	商店街の活性化、地域スポーツの振興	10団体、5団体
16～17	浦安市	安心・安全のまちづくり	7団体、6団体
	市原市	いきいき市原ふるさとづくり	8団体、10団体
17～18	栄町	子どもがかけまわれるまち・Sakae よみがえれ野良坊	12団体 1年目はテーマ検討
	西印旛沼流域 (船橋市、佐倉市、 八千代市、白井市)	印旛沼とその流域河川の水質浄化に 対する意識啓発とその実践活動	11団体 1年目はテーマ検討
19～20	柏市	アート(芸術文化)がつなぐまちづくり	8団体、11団体
	南房総市	地域が連携して取り組むグリーン・ブルーツーリズム	10団体、8団体
21～22	香取市	多様な主体の連携・協働による観光まちづくり	今後募集
	山武郡市	100年後のふるさとへの贈り物 (温暖化防止に向けた地域づくり)	今後募集

実施結果

現在、事業を実施している柏市と南房総市を含め、これまで8つの地域でこの事業を実施してきましたが、それぞれの地域で、課題解決に向けた機運が高まり、様々な主体の連携・協力が進むなど、市民が主役の地域づくりが進んでいます。

例えば、この事業をきっかけとして、四街道市では皆でまちづくりを考える「ともに築く未来の会」、西印旛沼流域では環境の向上に取り組む「印旛・手賀沼環境あつぽ協議会」などNPOが中心となった新たなネットワークが生まれ、県行政の事業が終了した後も、地域課題の解決に向けた自主的、継続的な取組が展開されています。



【施策の方向性4 関連事業】

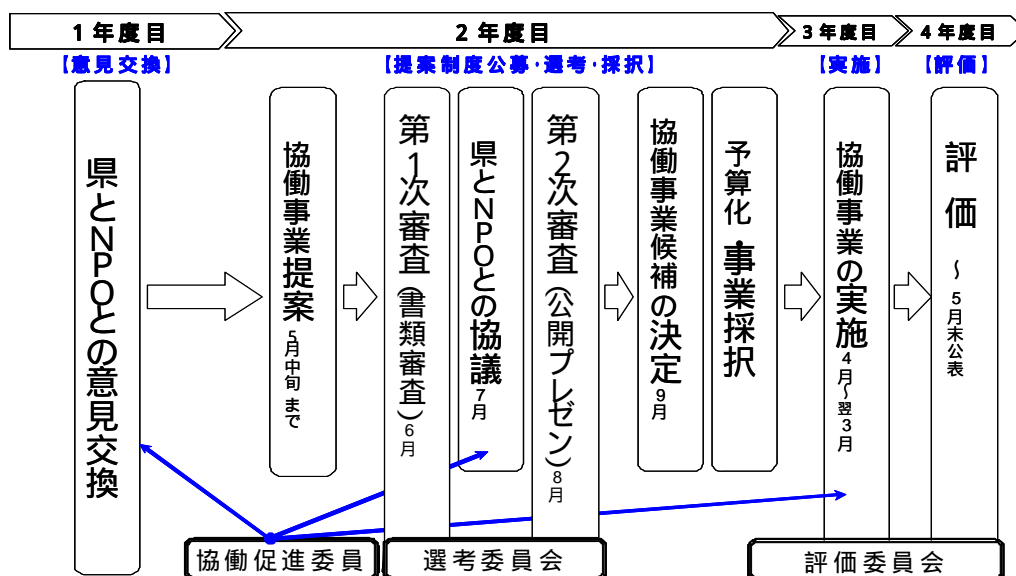
ちばパートナーシップ市場（開始時期：平成15年度）

核となる「県とNPOとの協働事業提案制度」と相互理解を深める「県とNPOとの意見交換」から構成されています。

千葉県が抱える課題について、県行政とNPOとが情報交換や意見交換をした上で、NPOから提案を募り、その提案について審査を行います。具体的な事業実施に向け県行政とNPOが協議を重ね、最終的に協働事業として採択されたものを担当課が予算化し、翌年度に協働事業として実施するものです。

選考の公平性や透明性を高めるため、選考委員会委員の一部を公募し、県政への市民参画を進めるとともに、協働事業についての適正な評価を行い、その質と効果を高め、市民への説明責任を果たします。

【ちばパートナーシップ市場のしくみ】



事業の実施件数

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
4 件	5 件	6 件	3 件	5 件	5 件

事業の事例

ア．環境活動見本市「エコメッセちば2004」(平成16年度)

実施者：(NPO)エコメッセちば2004実行委員会

(県)環境政策課、NPO活動推進課

内容： 市民、企業、行政などの各主体が良好な
パートナーシップの下に協働し、環境活動見本市
(エコメッセ)の開催
エコメッセマニュアルの作成。



成果：・平成16年度の協働事業終了後も県を含めた実行委員会形式により継続して開催

・出展者、来場者の増加

(H15)54団体、6,500名 (H16)69団体、7,000名

・継続的な協働の取組と幅広い世代の来場者への環境問題の普及啓発が評価され、平成19年度地球温暖化防止環境大臣表彰受賞

・市民・企業・行政のそれぞれのネットワークを活かし、多様な主体の参加が可能になった。(H20出展者92団体、来場者9,100名)

イ．少年の立ち直り支援対策事業(平成17年度)

実施者：(NPO)NPO法人ユース・サポート・センター・友懇塾

(県)警察本部少年課、県民生活課、教育庁指導課、
教育庁生涯学習課

内容： 非行少年によるボランティア街頭清掃活動と街頭パトロール活動
(毎月2回、延べ570名)

里山整備活動を通じた情操教育の実施

公開シンポジウムの開催(432名)

成果：・街頭清掃活動に、非行少年ばかりでなく、
保護者や家庭裁判所の調査官、学生ボラン
ティアなども参加、平成17年度事業終了
後も継続して実施し、毎回50~70名が参加。



・里山整備活動は平成18年度から家庭裁判所との協働事業として継続して実施し、2か月に1回の活動で毎回25名程度が参加。

・友懇塾がかかわった少年の再犯率は約5%(全国平均は28~30%)

ウ．住民参加型・精神障害者居住サポートプログラム（平成18年度）

実施者：(NPO) NPO法人タなぎ

(県) 障害福祉課、安房健康福祉センター

内容：精神障害者が安心して地域で生活できるようにするため、

退院を目指す入院者を対象にした住居サポートプログラムの実施

退院・退院後の生活の力量の向上につながるような働きかけ及び実践の機会を提供（入院患者107名が参加）

地域への啓発・意識変容のためのプログラムの実施

地域の身近な相談窓口である民生委員を対象に、地域精神保健福祉従事者とコンシューマー(精神障害をもつ当事者)の講演を行った(館山市5地区・南房総市7地区・鋸南町1地区。民生委員260名)

成果：・看護師の意識も変わり、その後2名が退院した。

・多くの民生委員が当事者の話を聞き、精神障害への理解を深めた。

・精神障害者の退院促進支援に必要な地域の医療従事者、不動産業者、中核地域生活支援センター、民生委員、行政、ボランティア、精神保健福祉関係者及び病院の連携が図られた。

エ．森林を活用した健康増進プログラムの作成（平成18年度）

実施者：(NPO) NPO法人水と森と人とIN神崎

(県) みどり推進課（現在は森林課）

内容： 森林療法への理解を進めるための講習会の開催（160名参加）

森林散策会などのイベントを通し、森林療法プログラムを試行し、森林の癒しの効果を検証（4回、延べ167名参加）

成果：・これまで県が高齢者や障害児・者を対象に実施してきた手法を参考にプログラムを試行することによりデータ（心理テストPOMSや唾液によるストレス指数検査）の蓄積ができた。

・土地所有者と一体になって実施したことにより、住民の森に対する関心を高め、他市町村においても森林セラピーを町おこしの事業にしたいとの声が上がった。



オ．ノーマライゼーション学校支援事業（平成19年度）

実施者：（NPO）NPO法人ちばMDエコネット

（県）教育庁特別支援教育課、障害福祉課、教育庁指導課

内容：障害のある子や発達につまずきのある子が学校生活で困ったときに、課題を共有し、その子がより良い学校生活を送れるようサポートするため、個別相談やケースワークの実施（個別相談件数延べ441件）

学校サポーター（相談員）の研修（相談員研修13回）

県民の特別支援教育に対する意識の啓発を図り、障害のある子の学校生活や地域生活について理解を深めてもらうために、

セミナーやフォーラムの開催

（セミナー2回89名参加、フォーラム参加者115名）

成果：・個別相談を行うことにより、発達障害を含めた子どもたちの学校生活の課題について、具体的にアドバイスできた。

・学校と保護者の意思疎通を図り、必要に応じて他機関につなげるなど学校サポーターが連携の核となり、困難事例が解決に至った。

・教職員からの相談が増えてきた。

・NPOの会員だけでなく、研修を積んだ県民が学校サポーターとして参加することになった。

千葉県のNPOの現状

- 3年前との比較では、NPO法人数は増加していますが、NPO法人・任意団体ともに、財政規模、主な収入源、活動する上で困っていることについては、従来どおりの順位結果で傾向は変わりません。

しかし、財政規模では任意団体のポイントが高い方に移行し、行政からの補助金や業務委託費、民間の助成金のポイントが上がっています。

また、NPO法人では自主事業、会費収入のポイントが上がっており、活動資金を増やす自助努力が進められていることがうかがえます。

自治体との協働に関する項目では、今後の協働する意向、協働の実績でも増加しています。このことから、県・市町村行政でのNPO推進施策等の取組の効果がうかがえます。

- NPOの地域ごと、分野ごとのネットワークや連携した活動や事業が目に見えるようになっていきます。

例えば、各市町村の市民活動支援センターを中心とするNPOネットワーク、地域活性化プラットフォーム事業実施地域(我孫子市、浦安市、四街道市、西印旛沼流域、栄町、市原市)、市民活動フェスタ開催地域、分野ごとでは「里山シンポジウム実行委員会」「生物多様性県民会議」「たすけあい、星数事業などの地域福祉ネットワーク」「子育て応援メッセネットワーク」「NPO支援組織ネットワーク」等有機的なネットワーク活動は、団体の活動内容に広がり、深みを育んでいます。

今後も多くの地域、分野で参加する団体を広げる必要があります。

- この間、「3年以上にわたる事業報告書の未提出」「法令違反」等によるNPO法人格認証の取消しは9団体、解散は69団体(平成21年2月28日現在)となっています。継続的に活動している法人が圧倒的に多い一方で、法人としてのメリットが感じられなかったり、継続して活動する組織としてのちがらなくなったり、後継者がいないなど様々な理由で解散する法人も出てきています。

- 県内には様々な地域・分野で活動しているNPO法人が出てきていますが、市町村によってはNPO法人がまだ1つもないところもあります。地縁組織がその組織力を活かして地域の課題を解決している地域においては、その傾向が強く見られます。地域によっては、NPO法人が生まれ、地縁組織との相互理

解、共通認識のもとで連携することが課題となっています。

県内市町村別NPO法人認証数

平成21年2月28日現在

県民センター別	認 証 数				申 請 中 団 体					
	認証数	市 町 村 別			団体数	市 町 村 別				
千葉県庁	336	千葉市	278	市原市	58	7	千葉市	7	市原市	0
葛南県民センター	327	市川市	91	八千代市	40	5	市川市	2	八千代市	1
		船橋市	143	浦安市	28		船橋市	2	浦安市	0
		習志野市	25				習志野市	0		
東葛飾県民センター	334	松戸市	104	流山市	37	6	松戸市	3	流山市	0
		野田市	27	我孫子市	41		野田市	2	我孫子市	1
		柏市	106	鎌ヶ谷市	19		柏市	0	鎌ヶ谷市	0
北総県民センター	205	成田市	29	旭市	8	9	成田市	1	旭市	2
		佐倉市	31	香取市	16		佐倉市	1	香取市	0
		四街道市	16	酒々井町	3		四街道市	0	酒々井町	1
		八街市	12	栄町	6		八街市	1	栄町	0
		印西市	24	印旛村	2		印西市	0	印旛村	1
		白井市	17	本埜村	1		白井市	0	本埜村	0
		富里市	10	神崎町	1		富里市	1	神崎町	0
		銚子市	21	多古町	1		銚子市	0	多古町	0
匝瑳市	4	東庄町	3	匝瑳市	1	東庄町	0			
東上総県民センター	91	茂原市	15	一宮町	4	3	茂原市	1	一宮町	2
		東金市	16	睦沢町	2		東金市	0	睦沢町	0
		勝浦市	8	長生村	0		勝浦市	0	長生村	0
		山武市	9	白子町	5		山武市	0	白子町	0
		いすみ市	9	長柄町	1		いすみ市	0	長柄町	0
		大網白里町	15	長南町	1		大網白里町	0	長南町	0
		九十九里町	1	大多喜町	0		九十九里町	0	大多喜町	0
		芝山町	2	御宿町	1		芝山町	0	御宿町	0
横芝光町	2			横芝光町	0					
南房総県民センター	111	館山市	19	富津市	9	3	館山市	0	富津市	1
		木更津市	37	袖ヶ浦市	11		木更津市	1	袖ヶ浦市	0
		鴨川市	9	南房総市	5		鴨川市	0	南房総市	1
		君津市	20	鋸南町	1		君津市	0	鋸南町	0
合 計	1,404					33				

申請中団体とは、設立認証申請後縦覧中又は審査中で、まだ認証又は不認証の決定をしていない団体です。

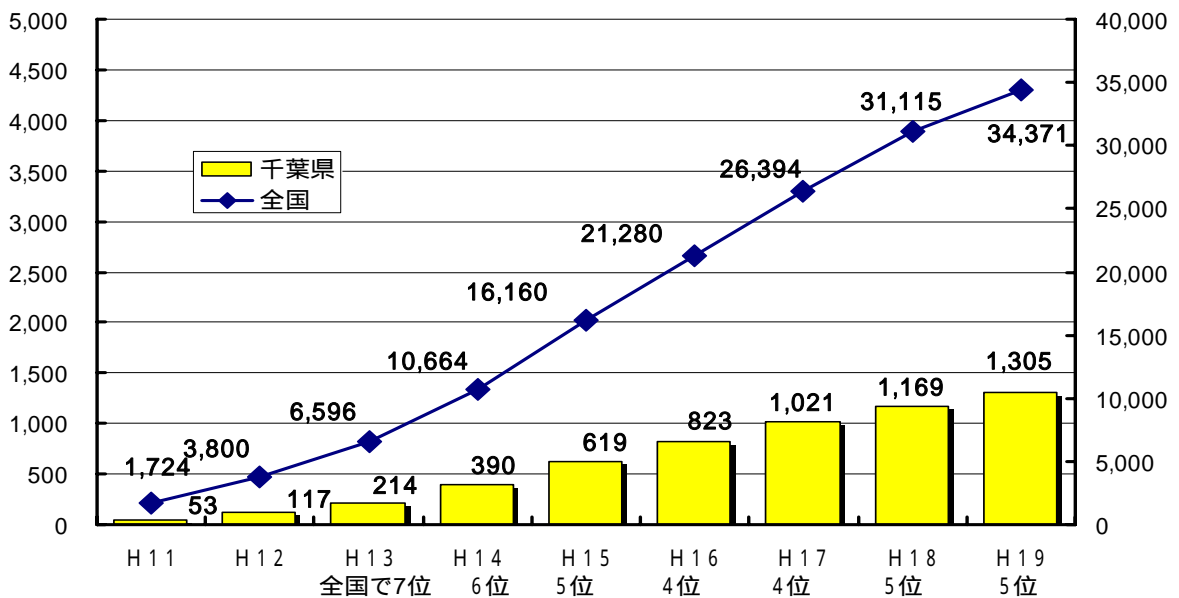
- 平成 20 年 12 月の公益法人制度改革後において、公益的な事業・活動を志す時に、どのような法人格を選択するのか、その推移を見守ることが必要です。また、NPO法改正に向けての動きもあることから、今後その動向に注目していく必要があります。
- 各種調査結果は次のとおりです。

NPO法人の認証状況

平成 10 年 12 月のNPO法の施行から約 10 年が経過しましたが、千葉県が認証したNPO法人は、平成 11 年度に 53 団体だったものが、平成 19 年度には 1,305 団体と、約 25 倍に増えました。

特に、平成 14 年 11 月に千葉県NPO活動推進指針を策定しましたが、その前後の平成 13 年度から 16 年度にかけては、認証数が急激に増加し、全国順位が毎年上がりました。平成 19 年度末時点での全国順位は、東京都、大阪府、神奈川県、北海道に次いで全国第 5 位となっています。

NPO法人認証数推移(全国と千葉県の比較)



N P O法人認証状況の推移

	設立認証 件数(注)	解散届出 件数	認証取消 件数	転出 件数	転入 件数	認証数(注)	
	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	累計
平成10年度	0	0	0	0	0	0	0
平成11年度	53	0	0	0	0	53	53
平成12年度	64	0	0	0	0	64	117
平成13年度	99	0	0	3	1	97	214
平成14年度	178	1	0	2	1	176	390
平成15年度	232	1	0	2	0	229	619
平成16年度	212	7	0	3	2	204	823
平成17年度	208	11	1	2	4	198	1,021
平成18年度	172	19	4	4	3	148	1,169
平成19年度	148	10	3	2	3	136	1,305
平成20年度 (注)	118	20	1	2	4	99	1,404
累計	1,484	69	9	20	18	1,404	

(注) 平成20年度は、2月28日現在の件数です。

設立認証件数(a)は、所轄庁として実際に認証した件数です。

認証数(f)は、解散や認証取消し、他所轄庁からの転入・転出を加減した件数です。

$$(\text{認証数}(f) = (a) - (b) - (c) - (d) + (e))$$

県政に関する世論調査

県民の生活意識や、県政への関心などを把握するため、県行政が毎年実施している「県政に関する世論調査」からは、次のような結果が出ています。

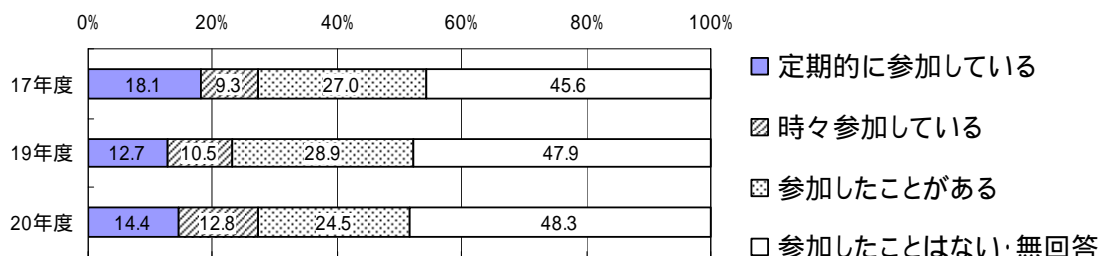
市民活動団体の認知度

市民活動団体を知っているか聞いたところ、「身近で活動する団体を知っている」が約2割となっています。一方、「新聞やテレビでは聞くが、身近な団体は知らない」は最も多く5割台半ばとなっています。(平成20年度第36回調査、以下 まで同じ。)



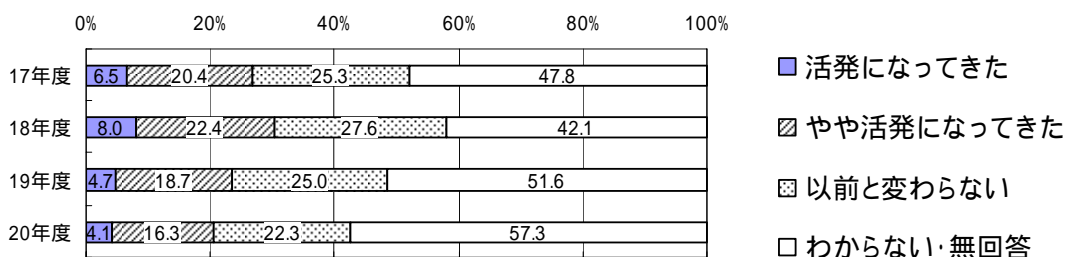
市民活動への参加経験

上記で「身近で活動している団体を知っている」と回答した人に対して、市民活動に参加したことがあるか聞いたところ、「定期的に参加している」と「時々参加している」を合わせた「参加している」が約3割となっています。



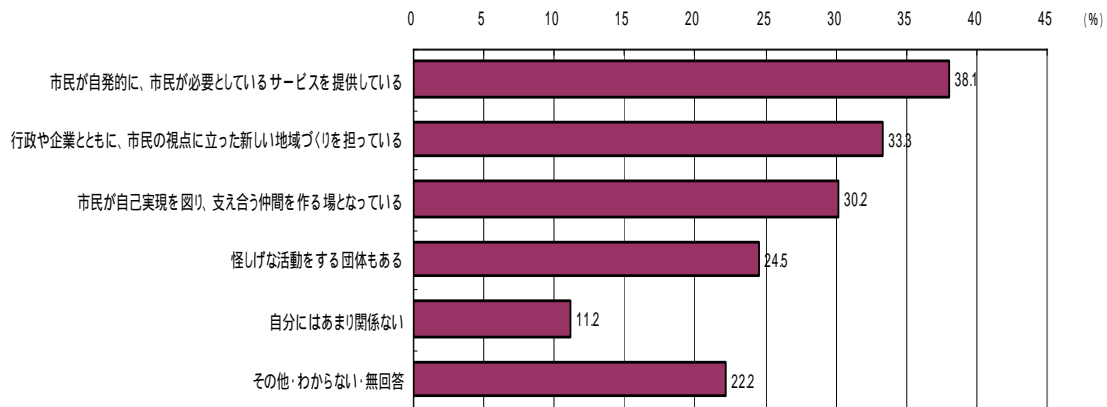
市民活動の地域での状況

市民活動が、地域において以前よりも活発になってきたと思うか聞いたところ、「活発になってきた」と「やや活発になってきた」を合わせた「活発になってきた」が約2割となっています。



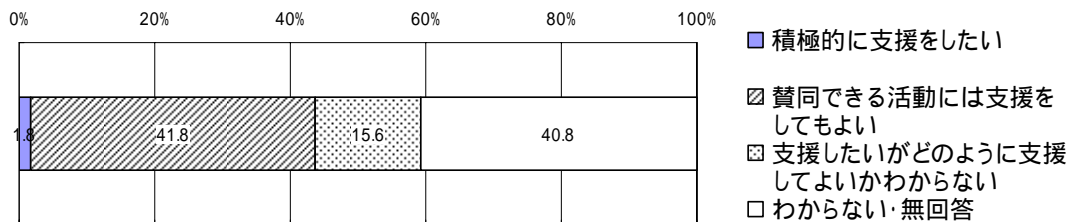
市民活動に対するイメージ（複数回答）

市民活動についてどのようなイメージを持っているかを複数選んでもらったところ、「市民が自発的に、市民が必要としているサービスを提供している」が最も多く約4割となっています。（平成19年度第35回調査、以下 まで同じ。）



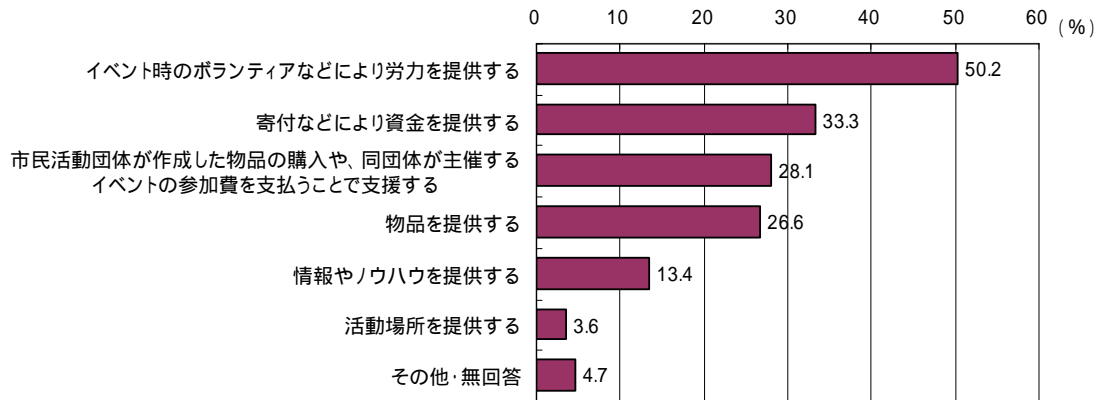
市民活動への支援意向

市民活動に対して何らかの形で支援をしたいと思うか聞いたところ、「積極的に支援をしたい」と「賛同できる活動には支援をしてもよい」、「支援したいがどのように支援してよいかわからない」を合わせた「何らかの形で支援の意向がある」が約6割となっています。



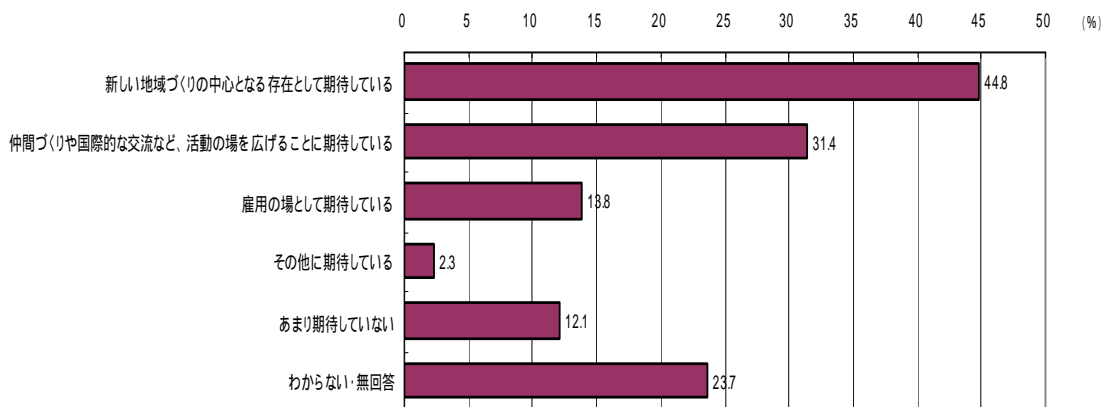
市民活動への支援の内容（複数回答）

上記で「積極的に支援をしたい」、「賛同できる活動には支援をしてもよい」、または「支援したいがどのように支援してよいかわからない」と回答した人に対して、市民活動にどのような支援をしたいと思うかを複数選んでもらったところ、「イベント時のボランティアなどにより労力を提供する」が最も多く約5割となっています。



今後の市民活動に対する期待（複数回答）

今後の市民活動について、どのような面での発展に期待しているかを複数選んでもらったところ、「新しい地域づくりの中心となる存在として期待している」が最も多く4割台半ばとなっています。



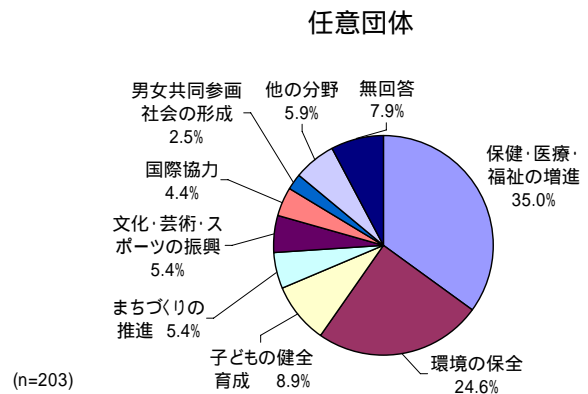
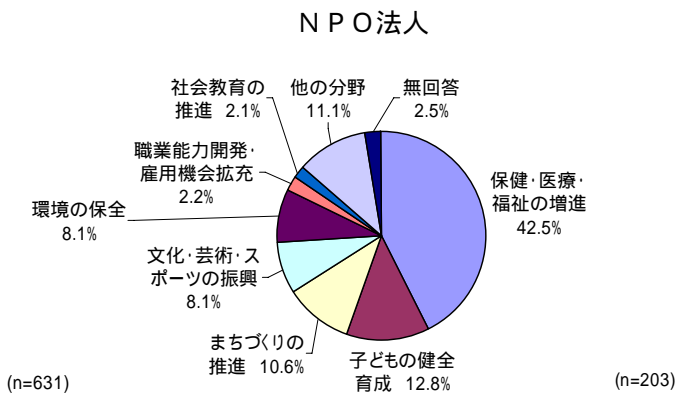
NPO活動実態・意向調査

県内のNPOの現状や課題を把握することを目的として、平成19年11月に県が実施した「平成19年度NPO活動実態・意向調査」からは、次のような結果が出ています。

<1. 全体の集計結果>

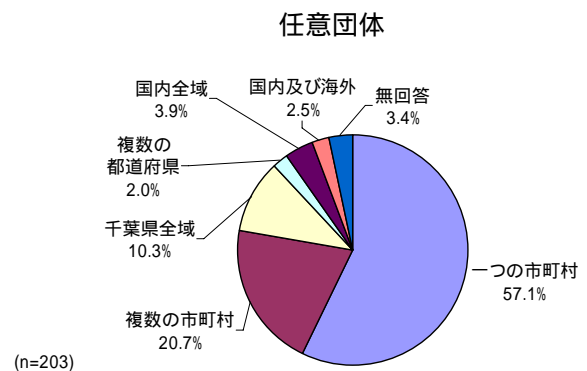
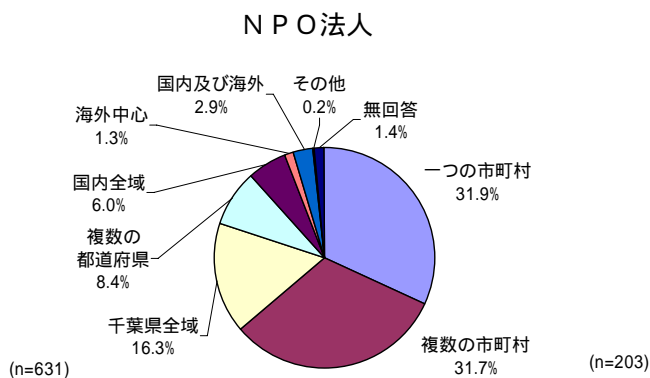
主たる活動分野

NPO法人、任意団体のいずれも、「保健・医療・福祉の増進」の分野で活動する団体が最も多く、次いで、NPO法人では「子どもの健全育成」の分野が、任意団体では「環境の保全」の分野が続いています。



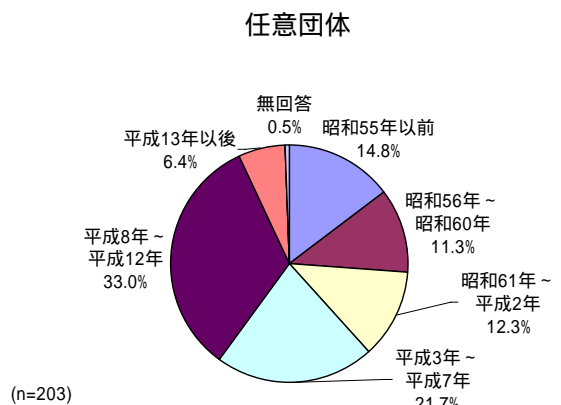
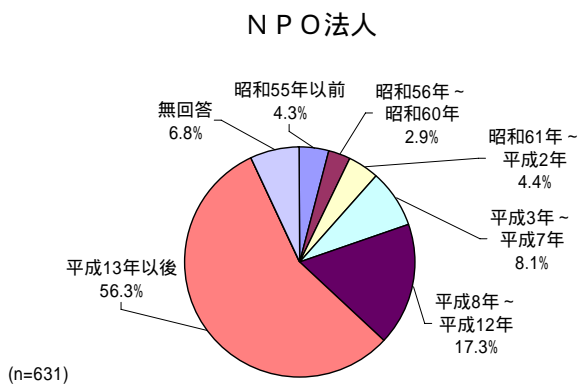
活動地域

NPO法人、任意団体のいずれも、「一つの市町村」で活動する団体が最も多く、次いで「複数の市町村」となっており、限られた地域で活動する団体が多くなっています。



活動開始時期

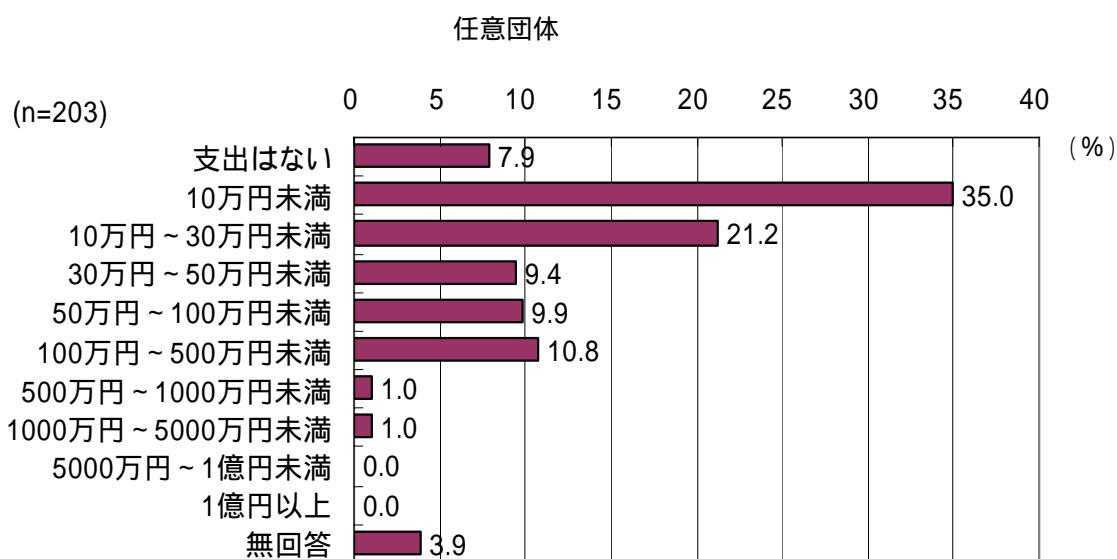
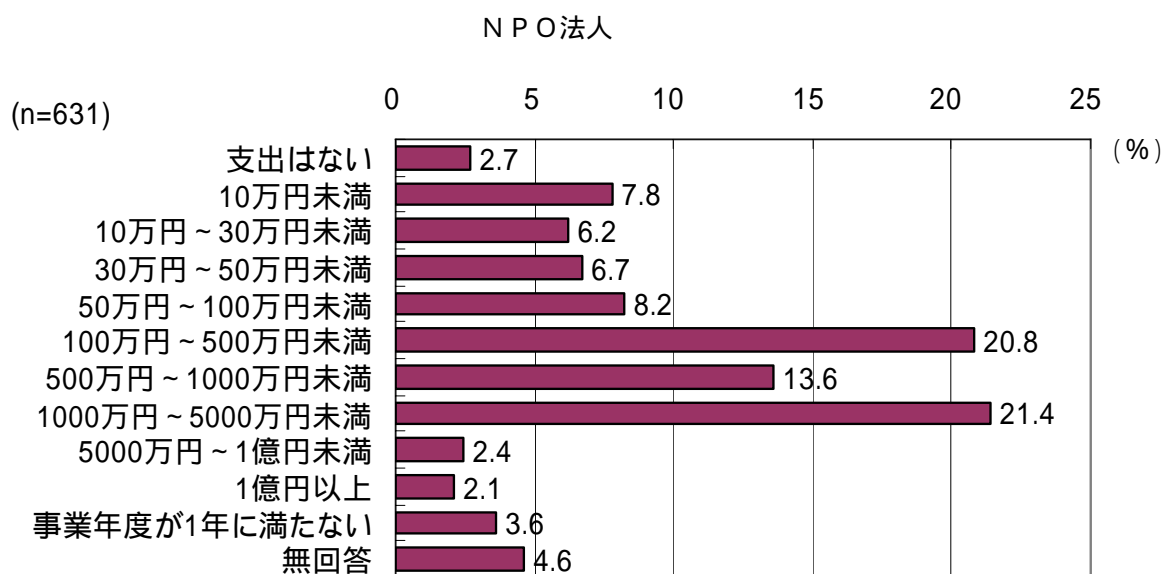
NPO法人は、平成13年以降に活動を開始した団体が約6割で最も多く、任意団体は、平成8年から平成12年の間に活動を開始した団体が3割を超えています。



財政規模（支出）

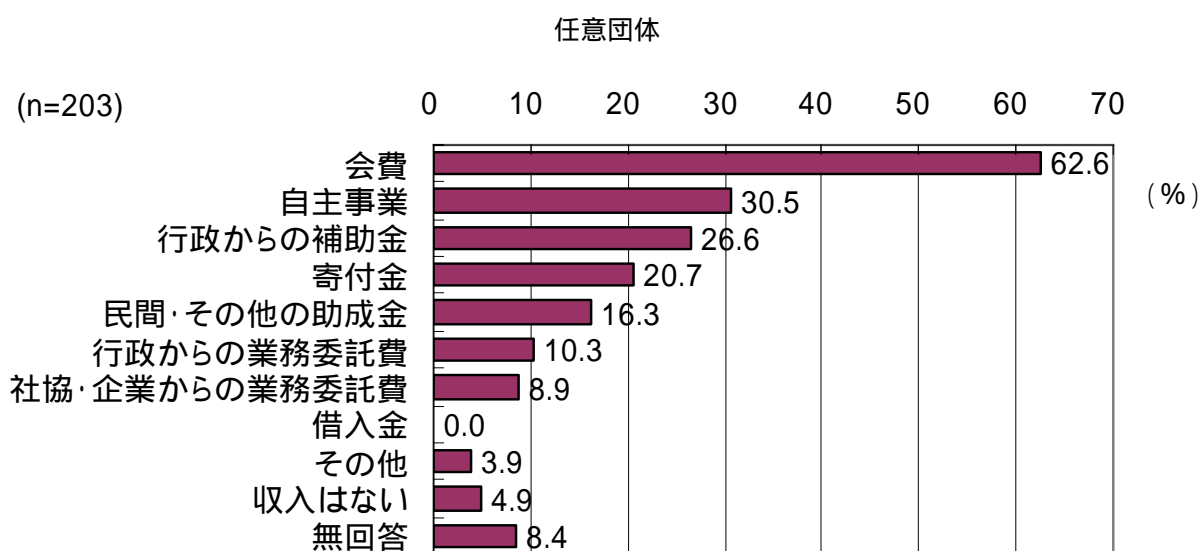
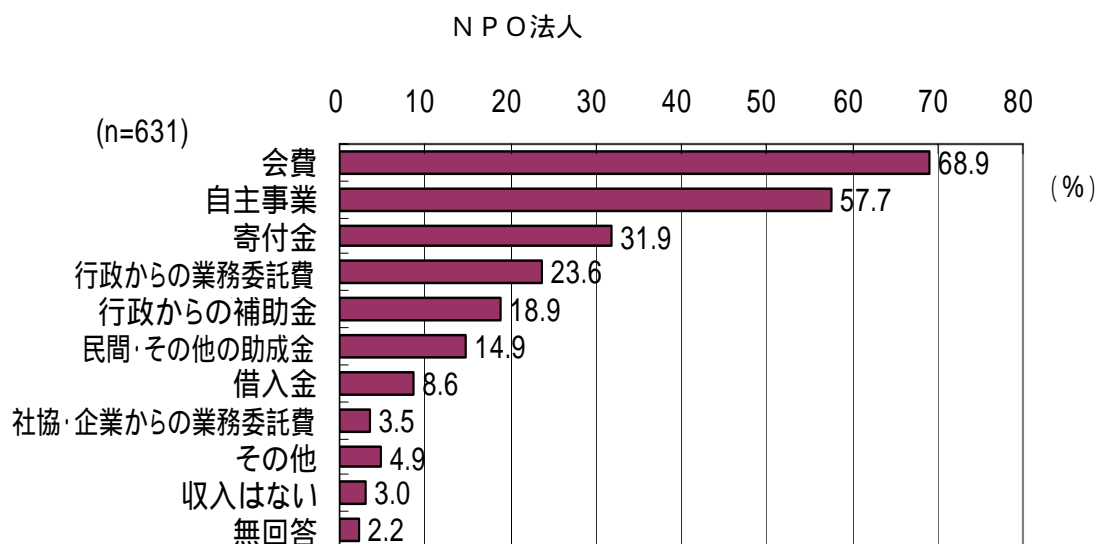
直近の事業年度（1年間）における財政規模（支出）については、NPO法人は、100万円～500万円未満の団体と1,000万円以上の団体を合わせると約5割を占める一方で、100万円未満の団体も約3割あります。

任意団体は、100万円未満の団体が約8割であり、約4割は10万円未満の団体となっています。



主な収入源について（複数回答）

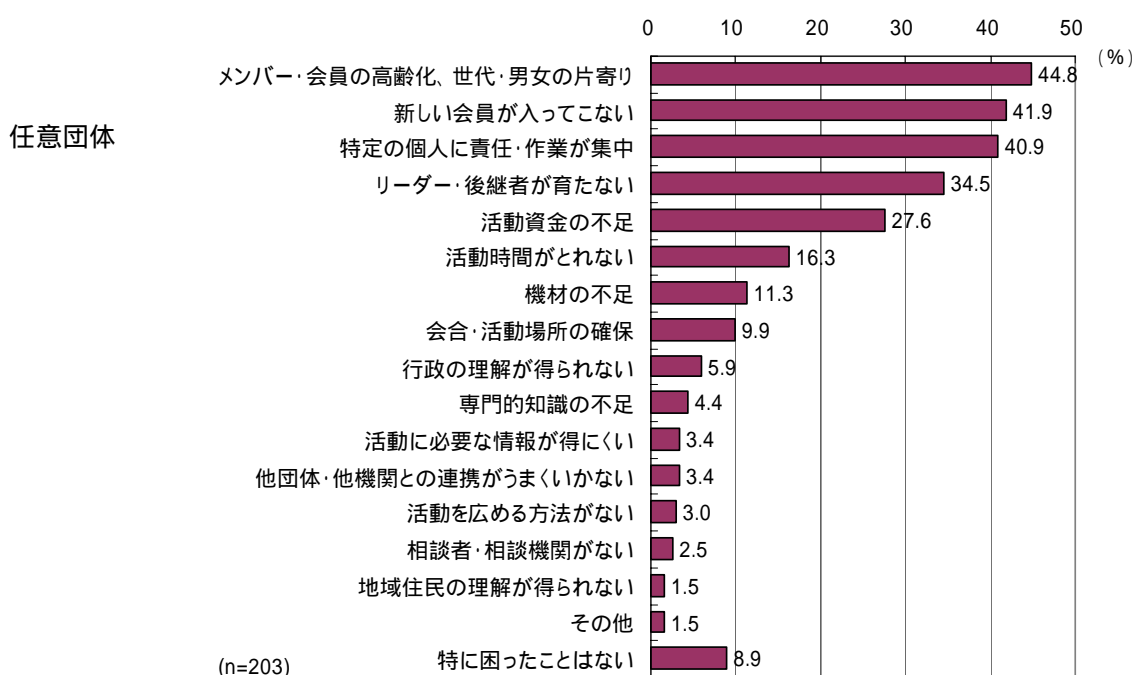
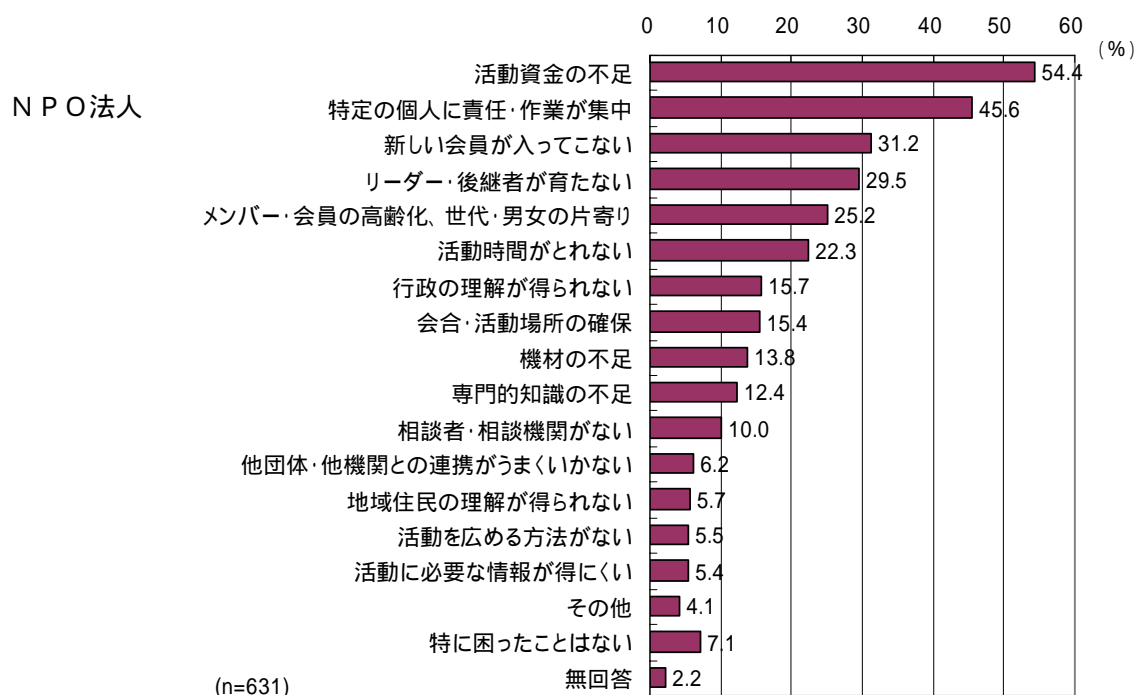
NPO法人は、会費、自主事業、寄付金の順となっています。任意団体は、会費、自主事業、行政からの補助金の順となっています。



活動する上で困っていること（複数回答）

NPO法人は、「活動資金が不足している」が過半数で最も多く、次いで「特定の個人に責任や作業が集中する」が4割を超えています。

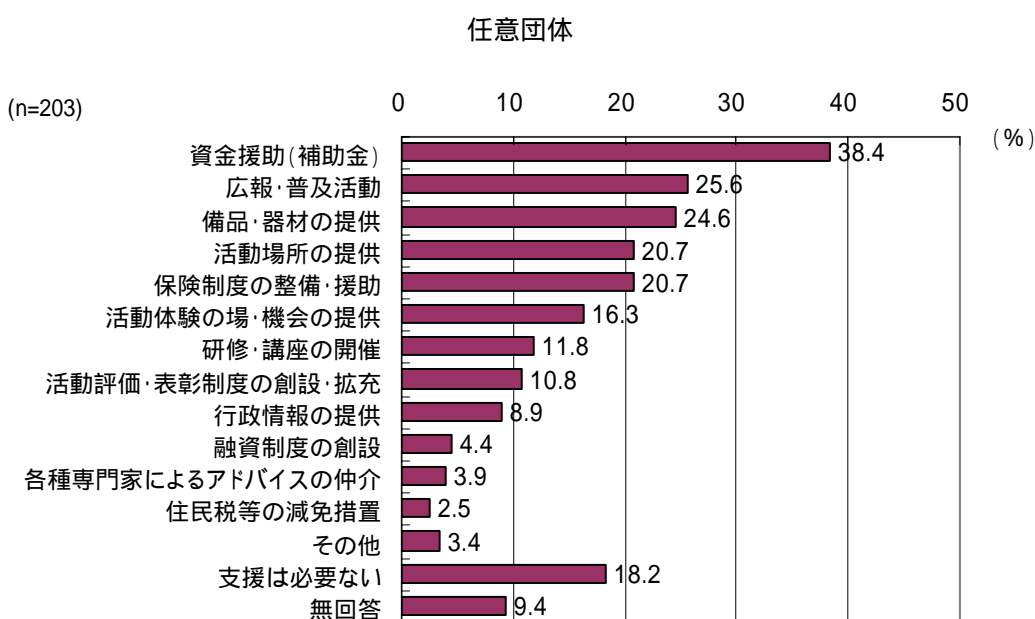
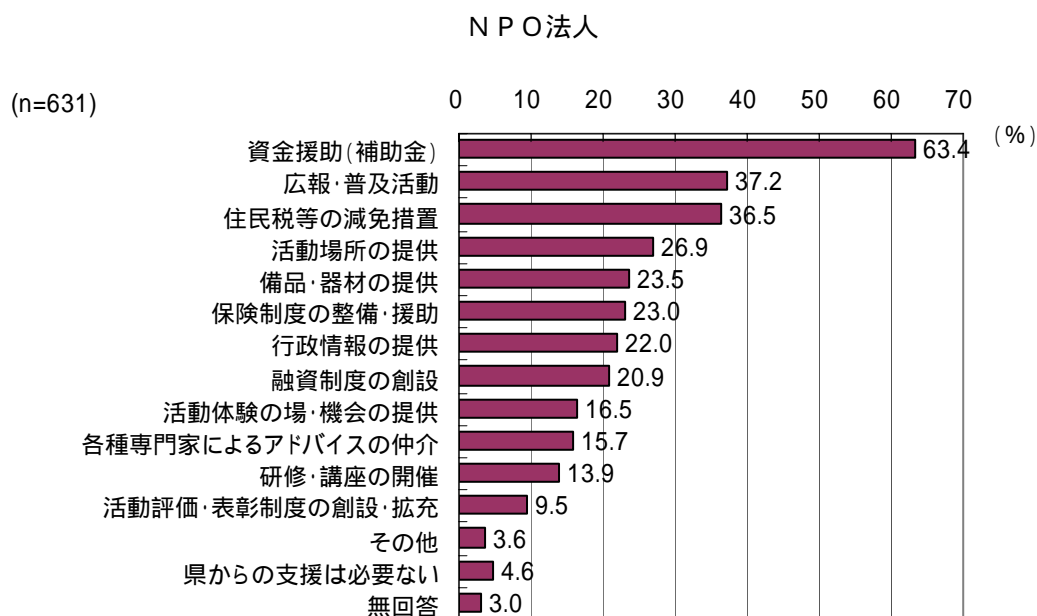
また、任意団体は、「メンバー・会員の高齢化や世代・男女の片寄りがある」が最も多く、次いで「新しい会員が入ってこない」、「特定の個人に責任や作業が集中する」の順でいずれも4割を超えています。



県からの支援（施策）として必要なもの（複数回答）

NPO法人は、「活動に対する資金援助（補助金）」が約6割と最も多く、次いで「市民や企業に市民活動への理解と参加を促すための広報・普及活動」、「住民税等の減免措置」の順でいずれも3割を超えています。

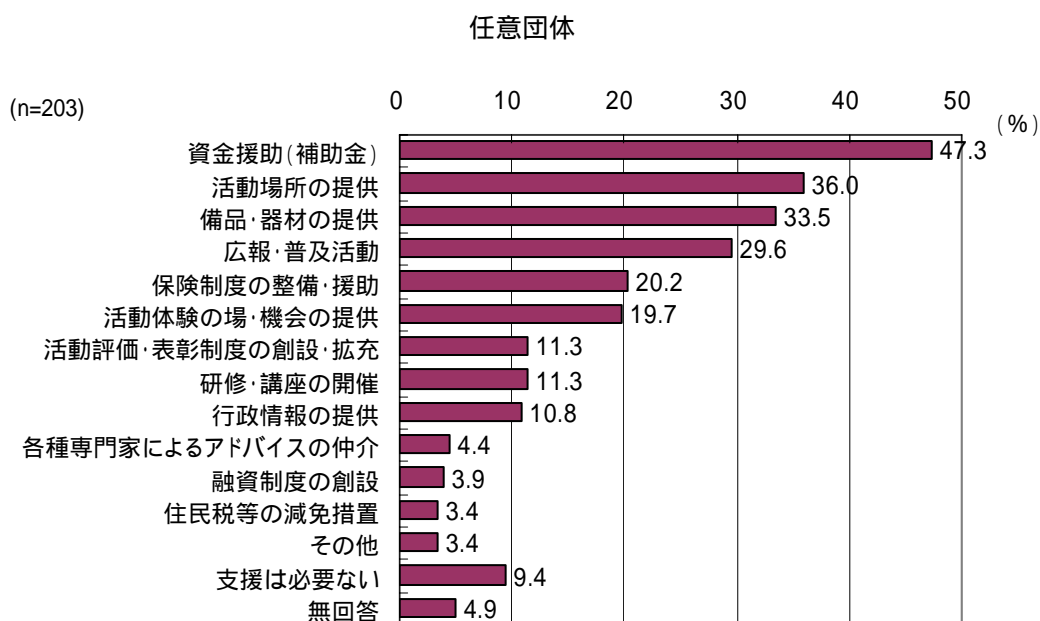
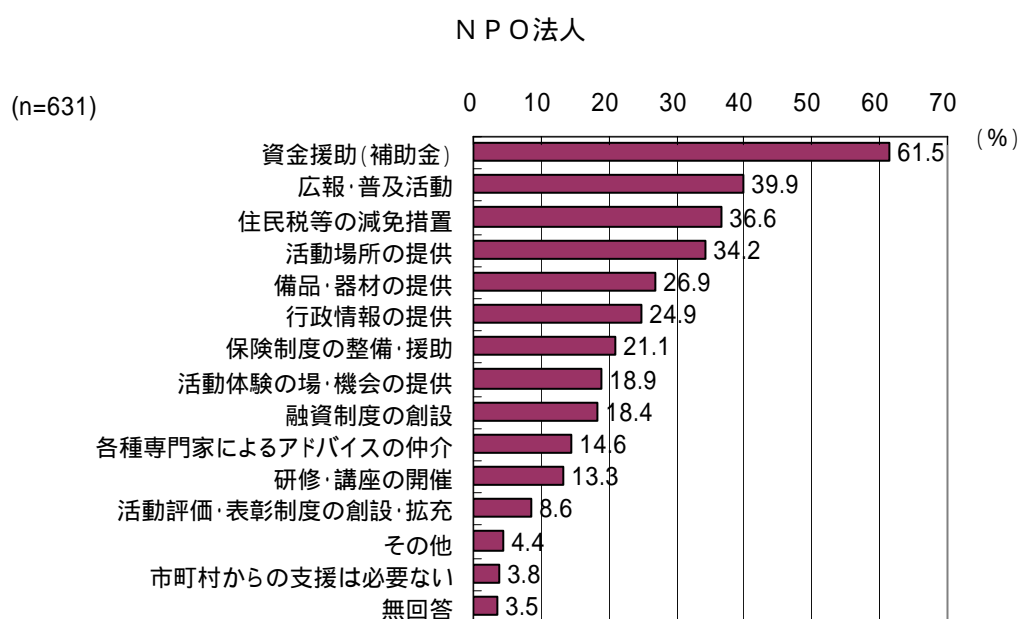
任意団体は、「活動に対する資金援助（補助金）」が約4割と最も多くなっていますが、「県からの支援は必要ない」とする団体も約2割となっています。



市町村からの支援（施策）として必要なもの（複数回答）

NPO法人は、「活動に対する資金援助（補助金）」が約6割と最も多く、次いで「市民や企業に市民活動への理解と参加を促すための広報・普及活動」、「住民税等の減免措置」、「事務所、会議室などの活動の拠点となる場所の提供」が3割を超えています。

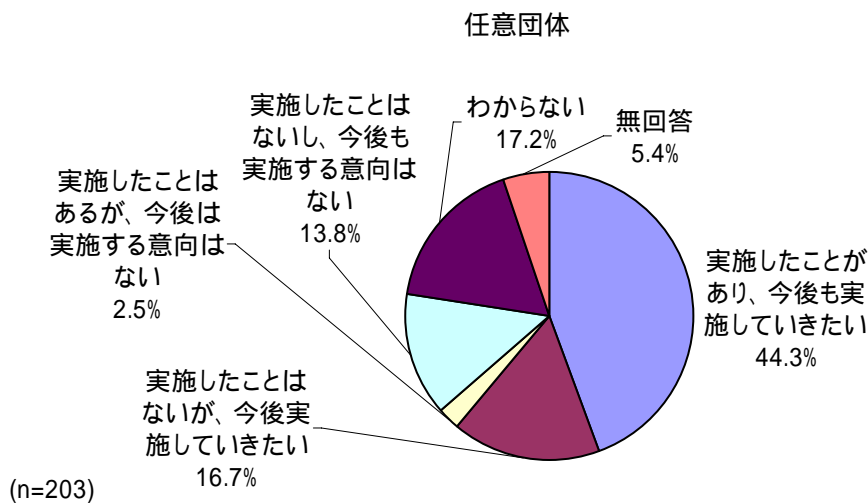
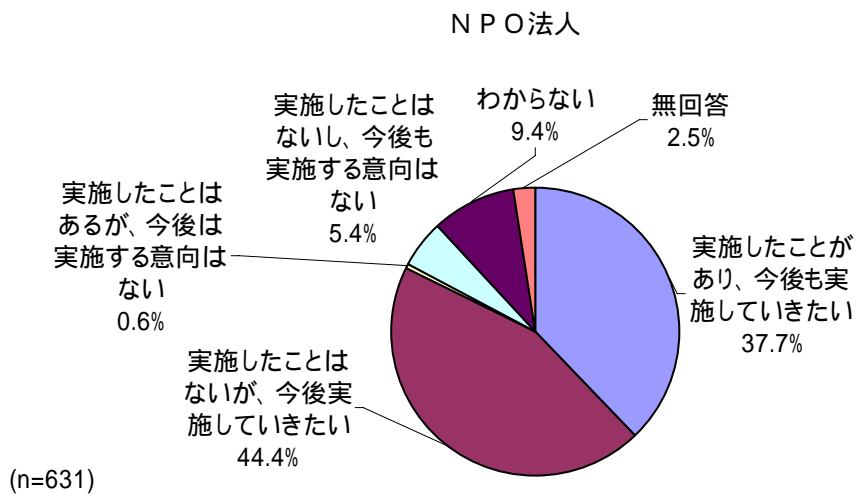
任意団体は、「活動に対する資金援助（補助金）」が約5割と最も多く、次いで「事務所、会議室などの活動の拠点となる場所の提供」、「活動に必要な備品や器材の提供」、「市民や企業に市民活動への理解と参加を促すための広報・普及活動」の順で約3割となっています。



自治体（県・市町村）との協働について

NPO法人は、「実施したことはないが、今後実施していきたい」が4割強、「実施したことがあり、今後も実施していきたい」が4割弱となっており、8割以上が協働事業を実施する意向があります。

任意団体は、「実施したことがあり、今後も実施していきたい」が4割強、「実施したことはないが、今後実施していきたい」が2割弱となっており、約6割が協働事業を実施する意向があります。



< 2 . 地域別の集計結果 >

主たる活動分野

NPO法人は、全ての地域において、「保健・医療・福祉の増進」の割合が最も高くなっています。割合が最も高いのは、南房総地域（52.8%）、次いで東上総地域（48.6%）となっています。

任意団体は、「保健・医療・福祉の増進」が、北総地域（48.9%）、東葛飾地域（40.0%）、東上総地域（23.1%）で、「環境の保全」が、葛南地域（33.3%）、中央地域（31.6%）で最も割合が高くなっています。南房総地域では、「まちづくりの推進」が37.5%と目立って高くなっています。

NPO法人

	合計（件）	問2 主たる活動分野（%）																			
		保健・医療・福祉の増進	社会教育の推進	まちづくりの推進	文化・芸術・スポーツの振興	環境の保全	災害救援活動	地域安全活動	人権擁護・平和推進	国際協力	男女共同参画社会の形成	子どもの健全育成	情報化社会の発展	科学技術の振興	経済活動の活性化	職業能力開発・雇用機会拡充	消費者保護	団体の運営・活動への助言	その他	無回答	
(単位) 合計：件 内訳：%																					
全体	631	42.5	2.1	10.6	8.1	8.1	0.2	0.6	0.8	1.6	1.4	12.8	1.6	1.0	1.7	2.2	0.8	0.8	0.6	2.5	
地域区分	中央	146	40.4	1.4	9.6	9.6	6.8	-	0.7	0.7	2.1	0.7	11.0	2.1	3.4	3.4	2.1	0.7	0.7	1.4	3.4
	葛南	142	41.5	2.8	8.5	8.5	5.6	-	-	1.4	2.8	1.4	16.9	2.8	-	-	2.8	0.7	1.4	0.7	2.1
	東葛飾	150	42.0	2.7	9.3	10.7	6.0	0.7	-	1.3	0.7	2.0	13.3	1.3	0.7	1.3	2.0	2.0	0.7	0.7	2.7
	北総	103	39.8	1.9	8.7	4.9	17.5	-	1.9	-	1.9	1.9	12.6	-	-	1.9	3.9	-	1.0	-	1.9
	東上総	37	48.6	-	16.2	8.1	8.1	-	2.7	-	-	-	10.8	2.7	-	2.7	-	-	-	-	-
	南房総	53	52.8	1.9	22.6	1.9	5.7	-	-	-	-	1.9	7.5	-	-	1.9	-	-	-	-	3.8

任意団体

	合計（件）	問2 主たる活動分野（%）																			
		保健・医療・福祉の増進	社会教育の推進	まちづくりの推進	文化・芸術・スポーツの振興	環境の保全	災害救援活動	地域安全活動	人権擁護・平和推進	国際協力	男女共同参画社会の形成	子どもの健全育成	情報化社会の発展	科学技術の振興	経済活動の活性化	職業能力開発・雇用機会拡充	消費者保護	団体の運営・活動への助言	その他	無回答	
(単位) 合計：件 内訳：%																					
全体	203	35.0	2.0	5.4	5.4	24.6	0.5	-	0.5	4.4	2.5	8.9	-	-	-	-	0.5	1.0	1.5	7.9	
地域区分	中央	38	26.3	2.6	5.3	7.9	31.6	-	-	-	2.6	7.9	-	-	-	-	-	5.3	2.6	7.9	
	葛南	42	28.6	2.4	7.1	4.8	33.3	-	-	-	7.1	-	9.5	-	-	-	-	-	-	7.1	
	東葛飾	55	40.0	-	-	5.5	23.6	-	-	-	3.6	1.8	12.7	-	-	-	1.8	-	1.8	9.1	
	北総	47	48.9	2.1	4.3	2.1	17.0	2.1	-	2.1	2.1	2.1	10.6	-	-	-	-	-	2.1	4.3	
	東上総	13	23.1	-	7.7	15.4	15.4	-	-	-	7.7	-	15.4	-	-	-	-	-	-	-	15.4
	南房総	8	12.5	12.5	37.5	-	12.5	-	-	-	12.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12.5

財政規模（支出）

NPO法人は、「1000万円～5000万円未満」が最も高いのが、北総地域（27.2%）、葛南地域（23.2%）、中央地域（19.2%）と、「100万円～500万円未満」が最も高いのは、南房総地域（24.5%）、東葛飾地域（23.3%）となっています。東上総地域は「500万円～1000万円未満」が18.9%と最も高くなっています。

任意団体は、全ての地域において「10万円未満」が最も高くなっています。また、全ての地域で、30万円未満（「支出はない」から「10万円～30万円未満」の合計）が5割以上を占めています。

NPO法人

	合計（件）	問9 財政規模（支出）（%）												
		支出はない	10万円未満	10万円～30万円未満	30万円～50万円未満	50万円～100万円未満	100万円～500万円未満	500万円～1000万円未満	1000万円～5000万円未満	5000万円～1億円未満	1億円以上	事業年度が1年に満たない	無回答	
(単位) 合計：件 内訳：%														
全体	631	2.7	7.8	6.2	6.7	8.2	20.8	13.6	21.4	2.4	2.1	3.6	4.6	
地域区分	中央	146	2.7	7.5	9.6	8.2	10.3	15.1	12.3	19.2	2.1	2.7	4.8	5.5
	葛南	142	1.4	7.7	1.4	8.5	7.7	22.5	13.4	23.2	1.4	2.8	1.4	8.5
	東葛飾	150	2.7	8.0	7.3	6.7	7.3	23.3	12.7	21.3	3.3	1.3	3.3	2.7
	北総	103	2.9	6.8	6.8	1.9	5.8	23.3	15.5	27.2	2.9	1.0	4.9	1.0
	東上総	37	2.7	8.1	8.1	8.1	10.8	13.5	18.9	8.1	5.4	-	8.1	8.1
	南房総	53	5.7	9.4	3.8	5.7	9.4	24.5	13.2	20.8	-	3.8	1.9	1.9

任意団体

	合計（件）	問9 財政規模（支出）（%）												
		支出はない	10万円未満	10万円～30万円未満	30万円～50万円未満	50万円～100万円未満	100万円～500万円未満	500万円～1000万円未満	1000万円～5000万円未満	5000万円～1億円未満	1億円以上	事業年度が1年に満たない	無回答	
(単位) 合計：件 内訳：%														
全体	203	7.9	35.0	21.2	9.4	9.9	10.8	1.0	1.0	-	-	-	3.9	
地域区分	中央	38	2.6	28.9	23.7	10.5	10.5	15.8	-	2.6	-	-	5.3	
	葛南	42	9.5	40.5	23.8	9.5	9.5	4.8	2.4	-	-	-	-	
	東葛飾	55	7.3	25.5	23.6	10.9	10.9	14.5	1.8	1.8	-	-	3.6	
	北総	47	14.9	38.3	14.9	8.5	6.4	8.5	-	-	-	-	8.5	
	東上総	13	-	61.5	23.1	7.7	7.7	-	-	-	-	-	-	
	南房総	8	-	37.5	12.5	-	25.0	25.0	-	-	-	-	-	

県からの支援（施策）として必要なもの（複数回答）

NPO法人、任意団体のいずれも、全ての地域において、「資金援助（補助金）」が最も高くなっています。割合が最も高いのは、NPO法人では、東上総地域（70.3%）、次いで東葛飾地域（68.7%）と、任意団体では、中央地域と南房総地域（50.0%）となっています。

「資金援助（補助金）」に次いで、「広報・普及活動」の割合が高いのは、NPO法人では、葛南地域（44.4%）、南房総地域（41.5%）と、任意団体では、中央地域（42.1%）、南房総地域（37.5%）、葛南地域（26.2%）、東葛飾地域（18.2%）となっています。

NPO法人

	合計（件）	問19(1) 県に望む支援（%）															
		活動場所の提供	備品・器材の提供	資金援助（補助金）	融資制度の創設	住民税等の減免措置	各種専門家によるアドバイスの仲介	行政情報の提供	広報・普及活動	活動評価・表彰制度の創設・拡充	保険制度の整備・援助	研修・講座の開催	活動体験の場・機会の提供	その他	支援は必要ない	無回答	
(単位) 合計：件 内訳：%																	
全体	631	26.9	23.5	63.4	20.9	36.5	15.7	22.0	37.2	9.5	23.0	13.9	16.5	3.6	4.6	3.0	
地域区分	中央	146	29.5	21.9	52.1	15.8	34.2	14.4	21.2	33.6	12.3	19.9	8.9	12.3	2.1	5.5	6.2
	葛南	142	32.4	20.4	67.6	17.6	34.5	19.7	22.5	44.4	11.3	21.8	20.4	21.1	4.9	1.4	2.1
	東葛飾	150	31.3	22.0	68.7	19.3	41.3	14.7	23.3	38.0	10.0	26.7	14.0	20.7	4.0	4.7	1.3
	北総	103	17.5	25.2	61.2	28.2	31.1	12.6	19.4	29.1	5.8	16.5	13.6	12.6	4.9	7.8	3.9
	東上総	37	13.5	37.8	70.3	21.6	32.4	18.9	18.9	37.8	5.4	37.8	13.5	13.5	2.7	5.4	2.7
	南房総	53	20.8	26.4	67.9	34.0	47.2	15.1	26.4	41.5	5.7	26.4	11.3	13.2	1.9	3.8	-

任意団体

	合計（件）	問19(1) 県に望む支援（%）															
		活動場所の提供	備品・器材の提供	資金援助（補助金）	融資制度の創設	住民税等の減免措置	各種専門家によるアドバイスの仲介	行政情報の提供	広報・普及活動	活動評価・表彰制度の創設・拡充	保険制度の整備・援助	研修・講座の開催	活動体験の場・機会の提供	その他	支援は必要ない	無回答	
(単位) 合計：件 内訳：%																	
全体	203	20.7	24.6	38.4	4.4	2.5	3.9	8.9	25.6	10.8	20.7	11.8	16.3	3.4	18.2	9.4	
地域区分	中央	38	39.5	36.8	50.0	7.9	2.6	13.2	15.8	42.1	13.2	26.3	13.2	26.3	2.6	15.8	-
	葛南	42	23.8	23.8	31.0	4.8	2.4	2.4	9.5	26.2	9.5	21.4	7.1	14.3	2.4	21.4	9.5
	東葛飾	55	16.4	10.9	34.5	5.5	1.8	1.8	3.6	18.2	9.1	16.4	10.9	10.9	7.3	18.2	16.4
	北総	47	14.9	31.9	36.2	2.1	4.3	2.1	8.5	17.0	8.5	17.0	14.9	14.9	2.1	17.0	8.5
	東上総	13	7.7	30.8	46.2	-	-	-	-	30.8	23.1	38.5	15.4	23.1	-	15.4	7.7
	南房総	8	-	12.5	50.0	-	-	-	25.0	37.5	12.5	12.5	12.5	12.5	-	25.0	12.5

市町村からの支援（施策）として必要なもの（複数回答）

NPO法人、任意団体のいずれも、全ての地域において、「資金援助（補助金）」が最も高くなっています。割合が最も高いのは、NPO法人では、南房総地域（67.9%）、次いで葛南地域（66.9%）と、任意団体では、南房総地域（62.5%）、次いで東上総地域（53.8%）となっています。

「資金援助（補助金）」に次いで、NPO法人では、南房総地域（49.1%）、葛南地域（44.4%）、東葛飾地域（43.3%）、東上総地域（37.8%）、中央地域（37.7%）で「広報・普及活動」の割合が高く、任意団体では、東上総地域（53.8%、「資金援助（補助金）」と同率）、葛南地域（35.7%）、東葛飾地域（32.7%）で「活動場所の提供」の割合が高くなっています。

NPO法人

	合計（件）	問19(2) 市町村に望む支援（%）															
		活動場所の提供	備品・器材の提供	資金援助（補助金）	融資制度の創設	住民税等の減免措置	各種専門家によるアドバイスの仲介	行政情報の提供	広報・普及活動	活動評価・表彰制度の創設・拡充	保険制度の整備・援助	研修・講座の開催	活動体験の場・機会の提供	その他	支援は必要ない	無回答	
(単位) 合計：件 内訳：%																	
全体	631	34.2	26.9	61.5	18.4	36.6	14.6	24.9	39.9	8.6	21.1	13.3	18.9	4.4	3.8	3.5	
地域区分	中央	146	31.5	25.3	50.7	14.4	34.2	13.7	24.0	37.7	9.6	17.1	7.5	14.4	3.4	5.5	8.2
	葛南	142	41.5	26.8	66.9	14.1	35.2	16.9	26.8	44.4	9.2	21.8	17.6	21.8	5.6	1.4	2.1
	東葛飾	150	40.7	26.0	64.0	17.3	41.3	15.3	26.0	43.3	10.0	22.0	17.3	22.0	4.7	2.7	1.3
	北総	103	29.1	25.2	62.1	24.3	29.1	12.6	20.4	28.2	6.8	20.4	9.7	19.4	7.8	5.8	1.9
	東上総	37	18.9	37.8	62.2	21.6	32.4	13.5	27.0	37.8	5.4	29.7	13.5	10.8	-	5.4	8.1
	南房総	53	24.5	30.2	67.9	30.2	50.9	13.2	26.4	49.1	5.7	22.6	13.2	18.9	-	3.8	-

任意団体

	合計（%）	問19(2) 市町村に望む支援（%）															
		活動場所の提供	備品・器材の提供	資金援助（補助金）	融資制度の創設	住民税等の減免措置	各種専門家によるアドバイスの仲介	行政情報の提供	広報・普及活動	活動評価・表彰制度の創設・拡充	保険制度の整備・援助	研修・講座の開催	活動体験の場・機会の提供	その他	支援は必要ない	無回答	
(単位) 合計：件 内訳：%																	
全体	203	36.0	33.5	47.3	3.9	3.4	4.4	10.8	29.6	11.3	20.2	11.3	19.7	3.4	9.4	4.9	
地域区分	中央	38	42.1	39.5	52.6	7.9	2.6	13.2	18.4	44.7	15.8	26.3	15.8	26.3	2.6	13.2	-
	葛南	42	35.7	31.0	42.9	2.4	2.4	4.8	11.9	28.6	9.5	21.4	4.8	11.9	4.8	7.1	7.1
	東葛飾	55	32.7	25.5	45.5	5.5	5.5	1.8	9.1	18.2	9.1	16.4	10.9	14.5	3.6	7.3	9.1
	北総	47	36.2	42.6	44.7	2.1	4.3	2.1	8.5	27.7	8.5	17.0	17.0	23.4	4.3	10.6	2.1
	東上総	13	53.8	38.5	53.8	-	-	-	-	38.5	23.1	23.1	7.7	38.5	-	-	-
	南房総	8	-	12.5	62.5	-	-	-	12.5	37.5	12.5	25.0	-	12.5	-	25.0	12.5

參考資料

1 計画の策定経緯

「WG会議」とあるのは「ワーキンググループ会議」の略。

年月日	WG会議	関連会議等	主な内容
平成20年 4月16日(水)	計画づくりWG委員公募開始		報道発表。公募期間5月8日(木)まで
5月22日(木)	計画づくりWG公募委員決定		計画づくりWG公募委員選考会を開催し、選考。応募者29名のうち計8名の公募委員を決定
5月26日(月)		第1回推進会議	計画策定方針について 職員アンケートの実施について
5月27日(火)		第1回推進委員会	WG委員決定報告
6月6日(金)	第1回WG会議		計画づくりの考え方・進め方について
6月16日(月)	第2回WG会議		行動計画の検証について
7月10日(木)	第3回WG会議		行動計画の検証について タウンミーティング・意見交換会の開催について
7月28日(月)	第4回WG会議		5年後の地域でのNPOの姿について
7月28日(月)		意見交換会1	千葉市(県教育会館、支援組織ネットワーク会議内で実施、43名参加)
7月30日(水)		第1回検討部会	計画WGでの検討内容についての調整
8月5日(火)		意見交換会2	市原市(辰巳ふれあいセンター、辰巳台地区社協等との意見交換会内で実施、26名出席)
8月8日(金)	第5回WG会議		これまでの成果と課題について なぜNPO活動を推進するのか
8月24日(日)		意見交換会3	東金市(福岡公民館、福岡地区福祉ネット等との意見交換会内で実施、23名出席)
8月25日(月)	第6回WG会議		骨子案の素案について
8月25日(月)		知事との意見交換	計画づくりについて
8月29日(金)		第2回検討部会	骨子案の素案について
9月1日(月)	第7回WG会議		骨子案の素案について
9月4日(木)		第2回推進委員会	骨子案の素案について
9月10日(水)	第8回WG会議		骨子案について
9月19日(金)	第9回WG会議		骨子案の行動計画について
10月16日(木)	骨子案公表 パブリックコメント募集開始		報道発表 市町村・庁内へ意見照会
10月20日(月)		第2回推進会議	骨子案について
10月21日(火)		タウンミーティング1	千葉市(市文化センター、計画づくりワーキンググループ主催、140名参加)
10月24日(金)		タウンミーティング2	四街道市(市保健センター、四街道とともに築く未来の会主催、28名参加)
10月25日(土)		タウンミーティング3	富津市(富津公民館、かずさ地域の市民活動を考えるタウンミーティング実行委員会主催、55名参加)
10月30日(木)		タウンミーティング4	八千代市(市総合生涯学習プラザ、市市民活動サポートセンター運営委・市主催、40名参加)

年月日	WG会議	関連会議等	主な内容
10月31日(金)		タウンミーティング5	船橋市(コミュニティカフェひなたぼっこ、ちばNPO協議会主催、20名参加)
11月1日(土)		タウンミーティング6	千葉市(県社会福祉センター、県たすけあい協議会主催、33名参加)
11月6日(木)		意見交換会4	千葉市(県教育会館、NPO施策研究会内で実施、28名参加)
11月7日(金)	第10回WG会議		タウンミーティング・パブリックコメントの意見対応について
11月10日(月)		タウンミーティング7	我孫子市(市生涯学習センター、あびこNPO法人ネットワーク連絡会主催、32名参加)
11月18日(火)		タウンミーティング8	浦安市(市市民活動センター、市市民活動センター運営委員会主催、39名参加)
11月21日(金)	第11回WG会議		タウンミーティング・パブリックコメントの意見対応について 成果指標について
11月30日(日)		タウンミーティング9	山武市(市さんぶの森中央会館、市民活動ネットワーク風の宿主催、56名参加)
12月5日(金)		タウンミーティング10	市川市(市職員研修室、次期NPO計画づくりタウンミーティング実行委員会主催、41名参加)
12月6日(土)		タウンミーティング11	栄町(ふれあいプラザさかえ、〔特活〕まちづくりサポ-トひと・まち倶楽部主催、37名参加)
12月10日(水)	第12回WG会議		中間報告素案について
12月12日(金)		第3回検討部会	行動計画・推進体制等について
平成21年 1月7日(水)		第3回推進委員会	中間報告素案について
1月9日(金)	第13回WG会議		中間報告案について
1月22日(木)	中間報告案公表 パブリックコメント募集開始		報道発表 市町村・庁内へ意見照会
1月26日(月)		意見交換会5	千葉市(県教育会館、NPO施策研究会内で実施、35名参加)
1月30日(金)		タウンミーティング12	香取市(佐原町並み交流館、〔特活〕小野川と佐原の町並みを考える会主催、26名参加)
2月1日(日)		タウンミーティング13	勝浦市(市中央公民館、市NPO法人、ボランティア団体連絡協議会主催、31名参加)
2月2日(月)		タウンミーティング14	館山市(ロックシティ館山、市民活動フェスタin館山実行委員会主催、20名参加)
2月8日(日)		タウンミーティング15	習志野市(千葉工業大学津田沼キャンパス、ちばNPO協議会主催、27名参加)
2月12日(木)		タウンミーティング16	成田市(グループリビングももとせ、〔特活〕住まい・まち研究会主催、34名参加)
2月13日(金)		タウンミーティング17	松戸市(松戸市民劇場、〔特活〕こばてい-子ども参画イニシアティブ主催、14名参加)
2月25日(水)	第14回WG会議		タウンミーティング・パブリックコメントの意見対応について 成果指標について
3月5日(木)	第15回WG会議		最終案について
3月9日(月)		第4回検討部会	最終案について
3月19日(木)	第16回WG会議		最終案について
3月26日(木)	計画決定・公表		
3月27日(金)		第4回推進委員会	計画策定について

2 県職員アンケート調査結果

調査の概要

調査対象：知事部局、議会事務局、各行政委員（会）及び各公営企業に係る本庁各課室、各出先機関の職員約 11,800 人

調査方法：県庁内ホームページのアンケートシステムを利用

調査期間：平成 20 年 6 月 30 日～7 月 23 日

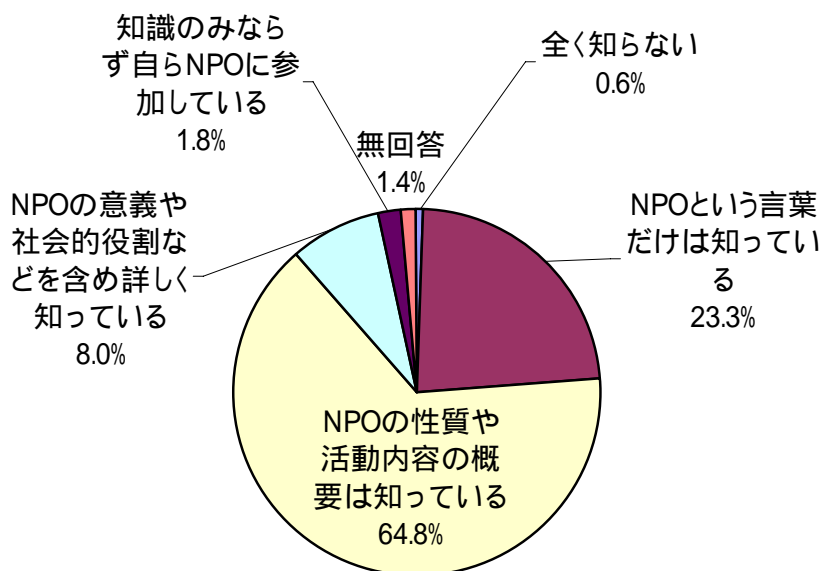
回収結果：有効回答数 2,497（回収率約 21%）

なお、平成 16 年度に同様の調査を実施。

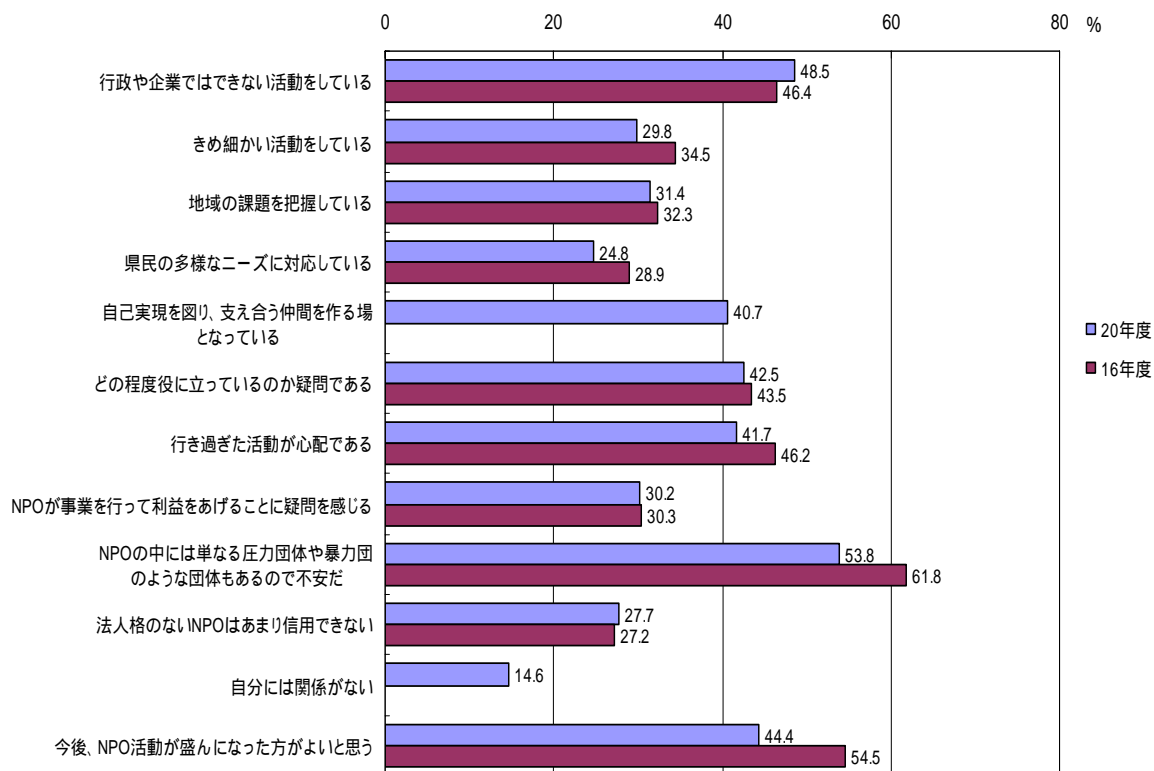
結果概要

NPOについて

NPOについてどの程度知っているか聞いたところ、「NPOの性質や活動内容の概要は知っている」(64.8%)が最も多く、次いで「NPOという言葉だけは知っている」(23.3%)、「NPOの意義や社会的役割などを含め詳しく知っている」(8.0%)と続いています。

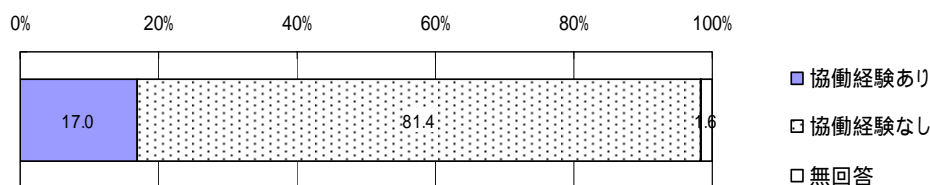


NPOに対する印象について聞いたところ、「NPOの中には単なる圧力団体や暴力団のような団体もあるので不安だ」(53.8%)、「行政や企業ではできない活動をしている」(48.5%)といった意見が多くありました。また、44.4%の職員が「今後、NPO活動が盛んになった方がよいと思う」と答えています。

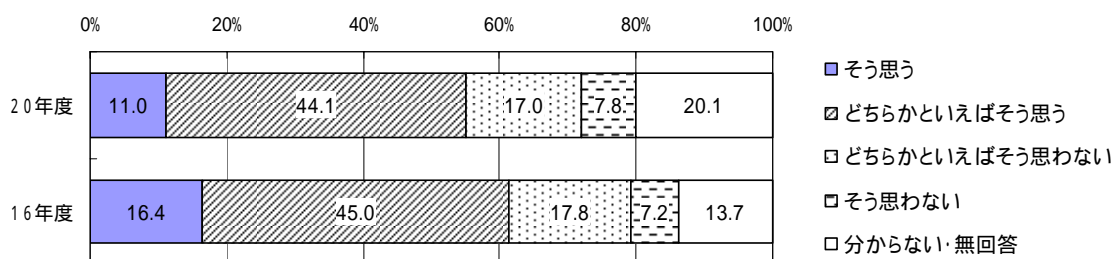


NPOとの協働について

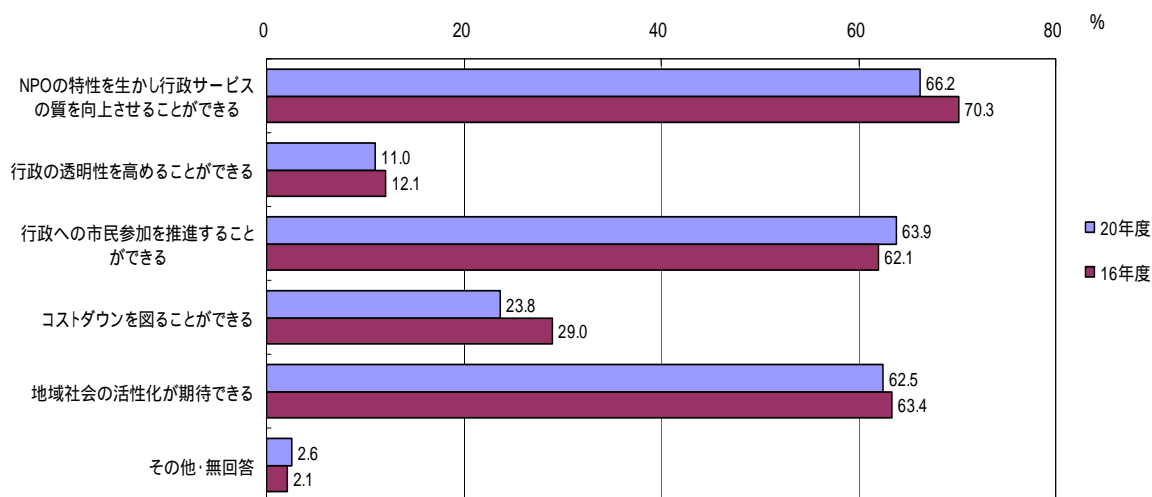
NPOと協働して業務を進めた経験があるか聞いたところ、「ある」が17.0%に対し、「ない」が81.4%となっています。



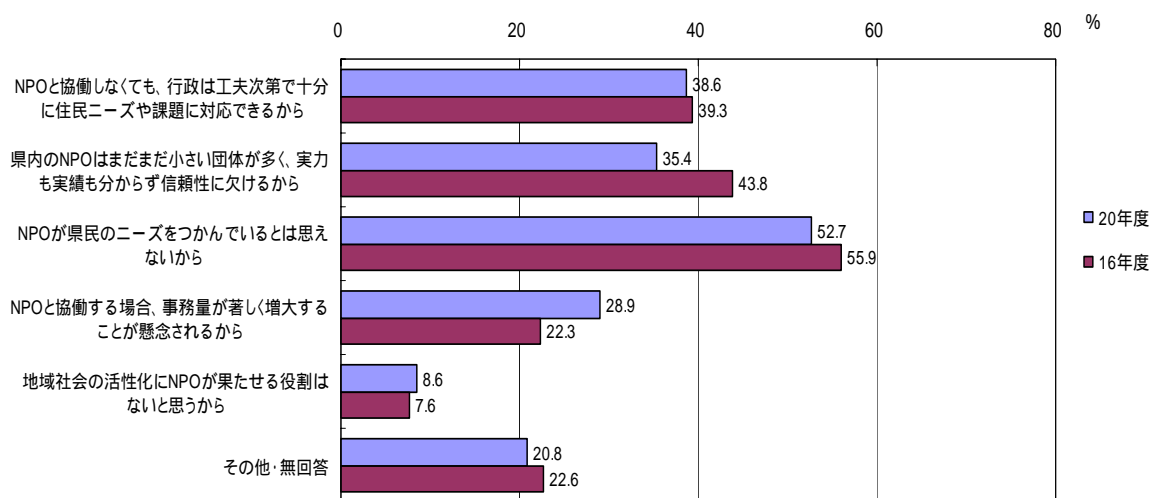
県として、今後、NPOとの協働を積極的に推進していく必要性を感じるか聞いたところ、「そう思う」(11.0%)、「どちらかといえばそう思う」(44.1%)に対し、「どちらかといえばそう思わない」(17.0%)、「そう思わない」(7.8%)となっています。



このうち、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた職員に対し、NPOと事業を行うことにどのようなことを期待するか聞いた（3つ以内回答可）ところ、「NPOの特性を生かし行政サービスの質を向上させることができる」（66.2%）、「行政への市民参加を推進することができる」（63.9%）、「地域社会の活性化が期待できる」（62.5%）といった意見が多くありました。

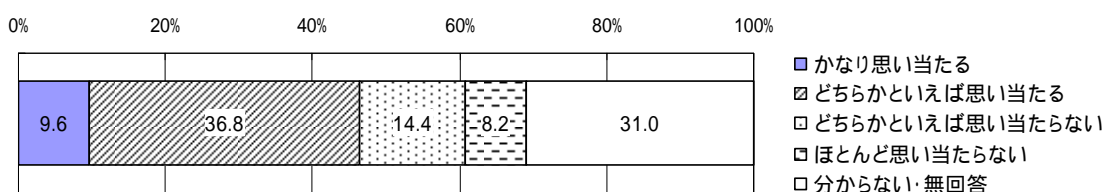


また、「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」と答えた職員に対し、なぜそう感じるのか聞いた（3つ以内回答可）ところ、「NPOが県民のニーズをつかんでいないとは思えないから」（52.7%）、「NPOと協働しなくても、行政は工夫次第で十分に住民ニーズや課題に対応できるから」（38.6%）、「県内のNPOはまだまだ小さい団体が多く、実力も実績も分からず信頼性に欠けるから」（35.4%）といった意見が多くありました。

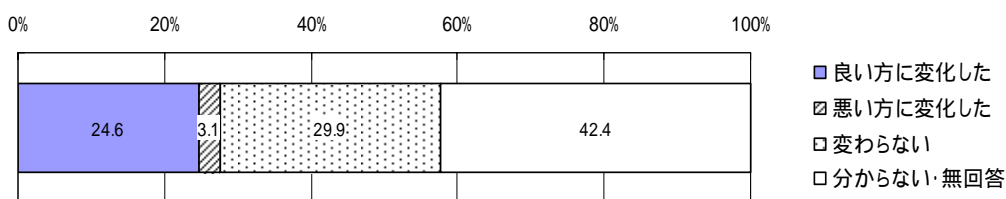


職員の意識について

行政の対応に対する「手の内を見せない、前例踏襲的な対応が多く状況の変化に伴うニーズが見えていない、セクショナリズムが目立つ」といったNPOからの指摘に対して、自身を振り返ってどう感じるか聞いたところ、「かなり思い当たる」(9.6%)、「どちらかといえば思い当たる」(36.8%)に対し、「どちらかといえば思い当たらない」(14.4%)、「ほとんど思い当たらない」(8.2%)となっています。



また、この回答は、5, 6年前と比較した場合にどう変化しているか聞いたところ、「良い方に変化した」が24.6%、「悪い方に変化した」が3.1%、「変わらない」が29.9%となっています。



3 市町村アンケート調査結果

調査の概要

調査対象：県内 56 市町村

調査方法：各市町村 N P O 担当課に対して調査票を送付

調査期間：平成 20 年 4 月 24 日～5 月 9 日

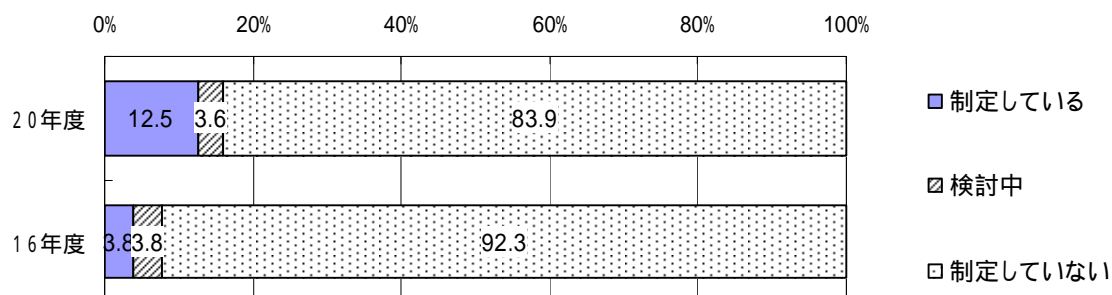
回収結果：有効回答数 56 (回収率 100%)

なお、平成 16 年度に県内 78 市町村 (当時) を対象として同様の調査を実施。

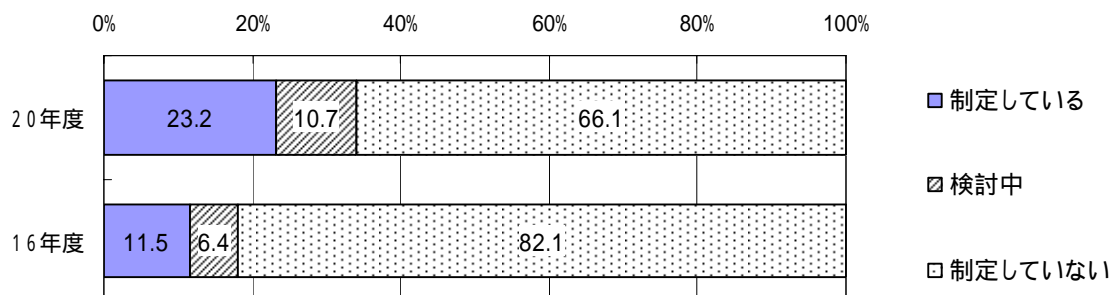
結果概要

N P O 活動推進体制について

N P O 活動の促進・支援に関する条例を制定しているか聞いたところ、「制定している」が 12.5% (7 団体) に対し、「制定していない」が 83.9% (47 団体) となっています。

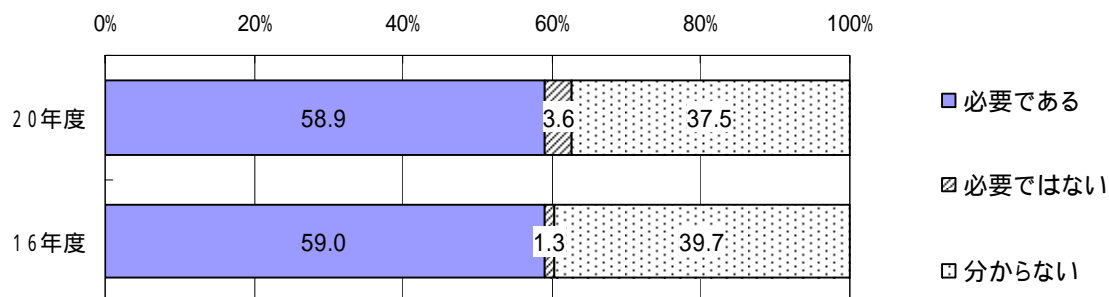


N P O 活動の促進・支援に関する基本方針を策定しているか聞いたところ、「策定している」が 23.2% (13 団体) に対し、「策定していない」が 66.1% (37 団体) となっています。

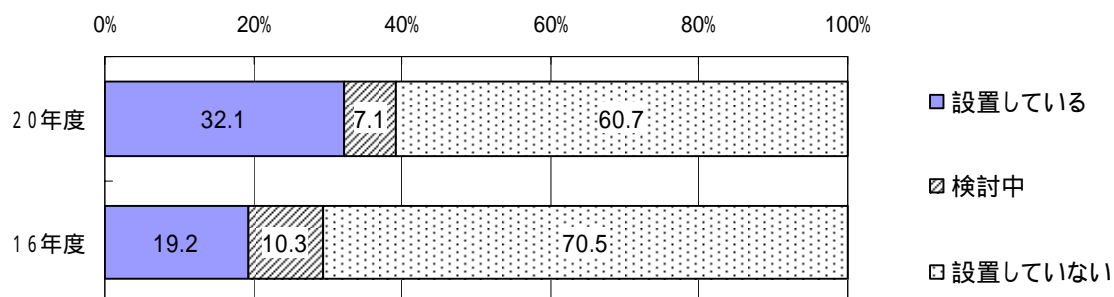


NPOへの支援について

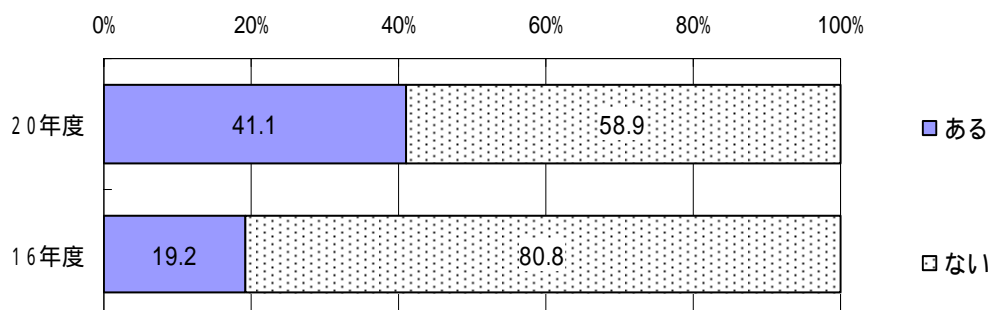
NPOに対する支援は必要と考えるか聞いたところ、「必要である」が58.9%（33団体）に対し、「必要ではない」が3.6%（2団体）となっています。



NPO活動に対する支援センターを設置しているか聞いたところ、「設置している」が32.1%（18団体）に対し、「設置していない」が60.7%（34団体）となっています。

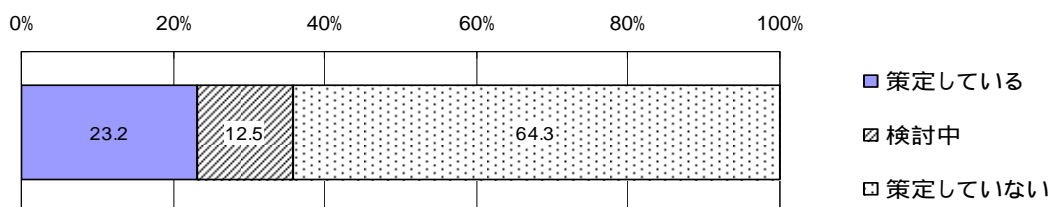


NPO活動の推進を目的とした補助金事業はあるか聞いたところ、「ある」が41.1%（23団体）に対し、「ない」が58.9%（33団体）となっています。

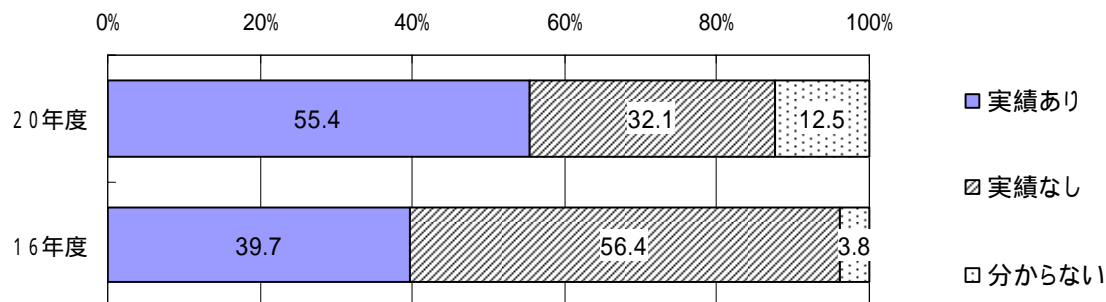


NPOとの協働について

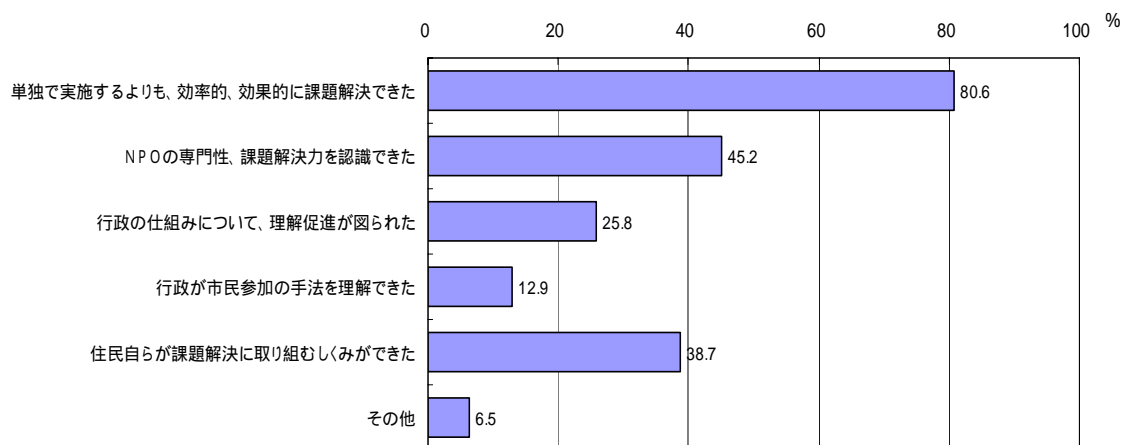
NPOとの協働に関する基本的なルールや指針を策定しているか聞いたところ、「策定している」が23.2%（13団体）に対し、「策定していない」が64.3%（36団体）となっています。



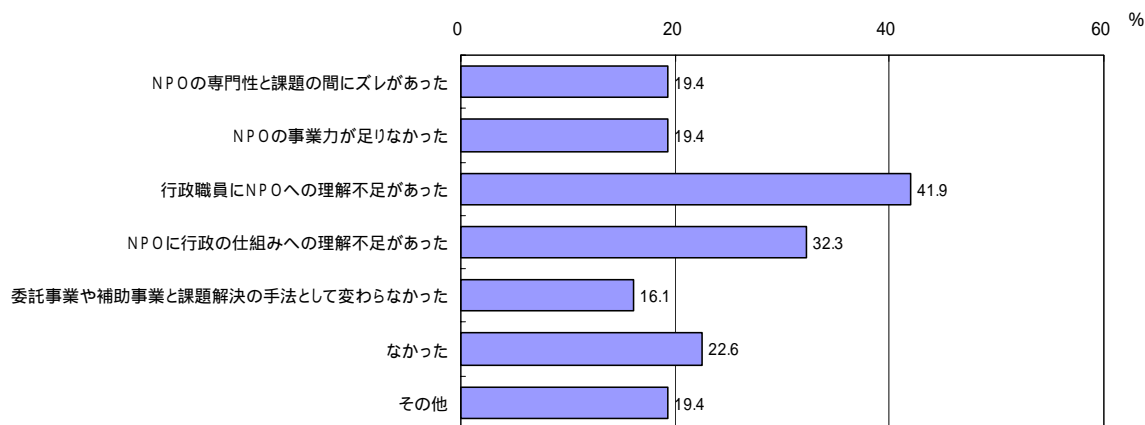
NPOと協働して業務を進めたことはあるか聞いたところ、「ある」が55.4%（31団体）に対し、「ない」が32.1%（18団体）となっています。



このうち、「ある」と答えた団体に対し、どのような成果があったか聞いた（複数回答可）ところ、「単独で実施するよりも、効率的、効果的に課題解決できた」（80.6%・25団体）、「NPOの専門性、課題解決力を認識できた」（45.2%・14団体）、「住民自らが課題解決に取り組むしくみができた」（38.7%・12団体）といった意見が多くありました。

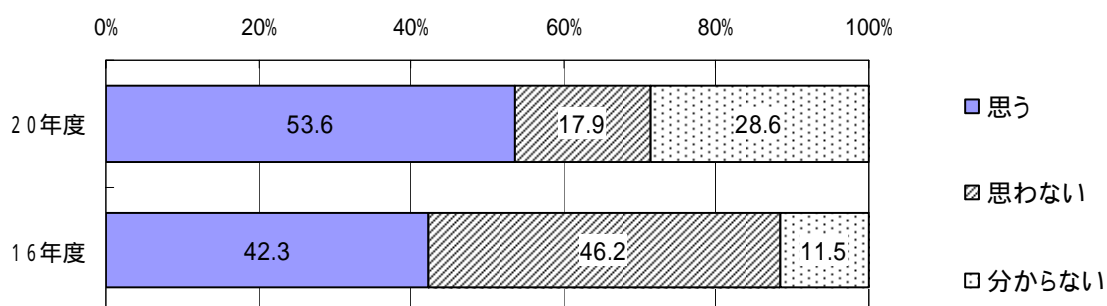


また、同じく「ある」と答えた団体に対し、どのような問題点や課題があったか聞いた（複数回答可）ところ、「行政職員にNPOへの理解不足があった」（41.9%・13団体）、「NPOに行政の仕組みへの理解不足があった」（32.3%・10団体）といった意見が多くありました。

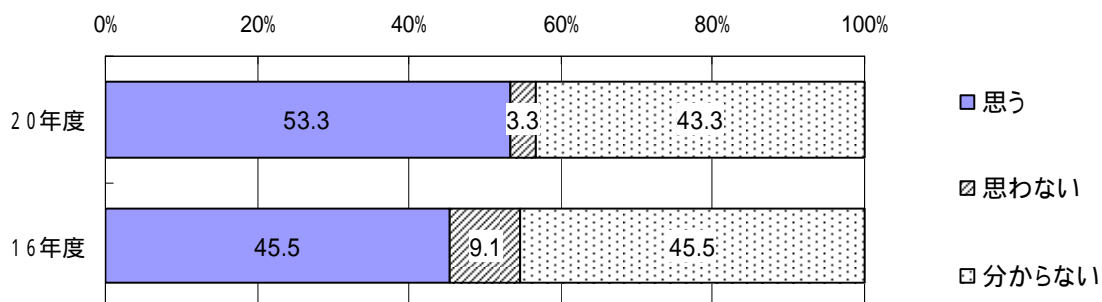


NPO施策の課題等について

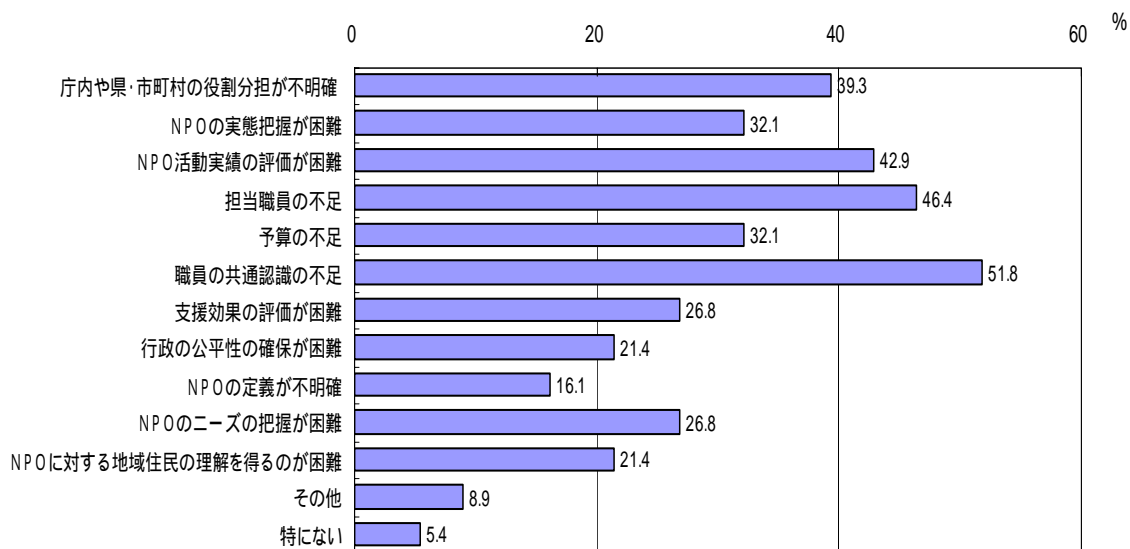
ここ数年で、市町村で以前よりNPO活動が盛んになってきたかと思うか聞いたところ、「思う」が53.6%（30団体）に対し、「思わない」が17.9%（10団体）となっています。



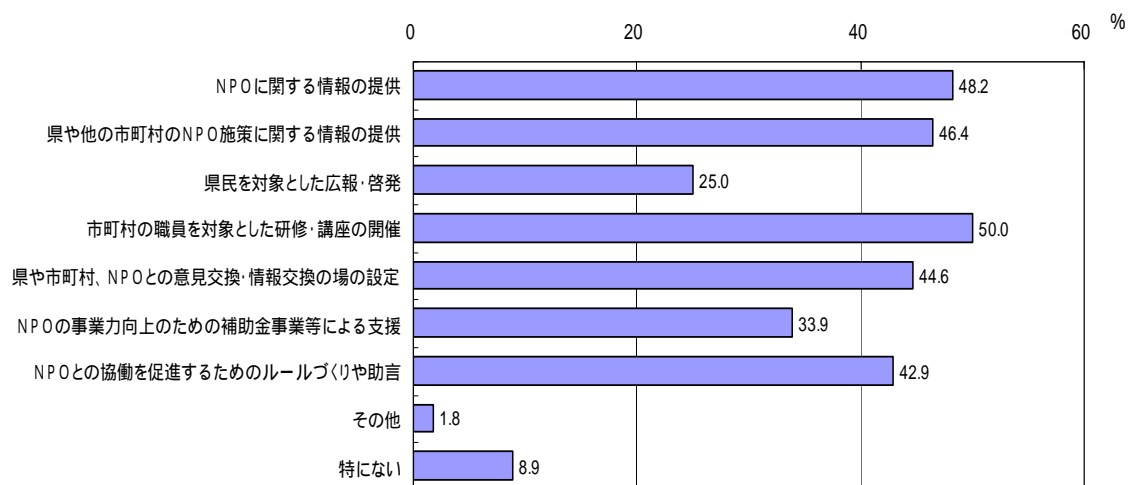
このうち、「思う」と答えた団体に対し、そのことによって、市町村でより良い地域づくりが実現してきていると思うか聞いたところ、「思う」が53.3%（16団体）に対し、「思わない」が3.3%（1団体）となっています。



今後、NPO活動を推進していく上で、どのような課題があると思うか聞いた（複数回答可）ところ、「職員の共通認識の不足」（51.8%・29 団体）、「担当職員の不足」（46.4%・26 団体）、「NPO活動実績の評価が困難」（42.9%・24 団体）といった意見が多くありました。





この課題を解決するために、今後、県のさらなる取組を期待することは何か聞いた（複数回答可）ところ、「市町村の職員を対象とした研修・講座の開催」（50.0%・28 団体）、「NPOに関する情報の提供」（48.2%・27 団体）、「県や他の市町村のNPO施策に関する情報の提供」（46.4%・26 団体）といった意見が多くありました。



4 年表でみるNPO活動推進の歩み

年	月日	会議、事業等	体制・予算額・NPO法人数	
平成 13年	5/7	NPO活動推進懇談会の開催 NPO活動推進のための意見交換 (NPO) 山岡義典氏、松原明氏ほか5名 (県) 知事ほか5名	NPO法人数 117(4/1) 全国7番目 体制 4/1 環境生活部環境生活課 ボランティア活動促進班 3名(主幹ほか)	
	8/4	NPO全国フォーラム2001 東海会議 『NPOへの事業委託実績のない13県のうちの1県が千葉県』 (「行政-NPOの協働関係と事業委託のルール」(2001年8月)から)	4/26 環境生活部環境生活課 NPO活動推進室に改組 4名(副参事ほか)	
	8/7	千葉県NPO活動推進懇談会の設置	8/1 3名増員し計7名となる(うち 日本NPOセンター派遣1名)	
	8/9	千葉県NPO活動推進懇談会委員公募開始(～8/31)		
	9/10	知事政策講演 「NPO立県-NPOと行政のパートナーシップ」 (県職員対象 112名参加)		
	9/12	千葉県NPO活動推進懇談会公募委員選考委員会 (応募61名、選考6名)	予算額 当初予算額 3,106千円 6月補正 12,400千円 計 15,506千円	
	9/20	千葉県NPO活動推進懇談会 委員17名(座長:松原明氏) 一部委員公募(6名)、会議の公開、議事録公表 ・懇談会(9/20、11/26、2/20) ・指針策定部会(12/7、1/11、2/5、3/1、3/29) ・サポートセンター設置検討部会(12/10、1/8、1/28、2/18、3/25)		
	9/21	NPO法人に関する税制上の特例措置の説明会		
	10/1	認定NPO法人制度の創設		
	10/6	ボランティア国際年記念シンポジウム		
	10/7	(10/6:千葉市、320名参加、10/7:松戸市、180名参加)		
	11/5	NPOサポートスペース(会議室)の開設		
	12/18	市民(NPO・ボランティア)活動推進庁内連絡会議 関係各課・関係機関(42)で構成		
	12/20	市民(NPO・ボランティア)活動推進県・市町村連絡会議		
	14年	2/12	ちばNPOフォーラム 「NPOと行政とのパートナーシップづくりをめざして」 (千葉市、620名参加)	
		3月	パンフレット「NPOってなあに？」作成	
		3月	千葉県NPO名簿作成(575団体掲載)	
14年	4/1	NPOパートナーシップオフィスの設置	NPO法人数 214(4/1) 全国6番目	
	4/16	千葉県NPO活動推進懇談会 ・懇談会(4/16、7/17、8/28、11/18、1/30、3/17) ・ワーキンググループ会議 (5/21、6/3、6/12、6/20、7/11、8/19、10/10、1/20) ・検討会(7/8、9/10、10/25、11/5、2/13、3/7)	体制 4/1 環境生活部県民生活課NPO室 18名(うち日本NPOセンター派遣 1名)	

	4/22	NPO関連事業説明会（千葉） 15課職員による説明（24事業）、192名参加	企画調整班、法人認証班、さわやかハート県民班 嘱託職員2名 11/1 1名増員し計19名となる
	5/13	NPO活動支援事業（公募）の新設 健康福祉部の公募型事業を含む3事業について統一プロセスで実施 (1) NPO活動費補助金事業 応募79団体、42団体に補助 ・応募期間（5/20～6/21） ・審査会（7/24） (2) NPO活動提案募集事業 応募54団体、4団体選考 ・応募期間（5/20～6/21） ・公開審査会（8/9）	予算額 当初予算額 38,670千円 9月補正 8,000千円 計 46,670千円
	5/14	市民（NPO・ボランティア）活動推進庁内連絡会議 （5/14、9/13）	
	5/15	市民（NPO・ボランティア）活動推進県・市町村連絡会議 （5/15、8/12、9/27、12/24、3/18）	
	7/22	千葉県NPO活動推進指針骨子の公表	
	7/26	タウンミーティング 6か所、延べ585名 骨子（7/26千葉市、7/29松戸市、8/5館山市、8/10成田市） 中間報告（9/19茂原市、9/21船橋市）	
	8/9	NPO活動提案募集事業公開審査会	
	9/12	千葉県NPO活動推進指針中間報告の公表	
	10/18	法人認証に係る審査期間の短縮（2か月→1か月） （条例改正10/18施行、受理から3か月以内）	
	10/21	NPOアンケート調査結果の公表 （6～8月調査、507団体から回答（50.7%））	
	10/25	NPO活動情報誌「さあ！NPO」発行 （NPO活動提案募集採択事業）（Vol.1～3まで3回発行）	
	11/25	千葉県NPO活動推進指針の策定 ・徹底した市民参加と情報公開 ・パブリックコメント募集（延べ116の個人・団体（市町村・庁内各課を含む）から402件） ・基本方針に加えて行動計画を盛り込んだ ・追加報告（3/17）	
	12/6	NPO実務講座（12/6～3/12） （3か所、延べ15回、478名参加）	
	12/11	改正NPO法の成立	
	12/19	ちばNPOフォーラムの開催 「NPOはこれからがおもしろいーNPO立県と市民活動」 （千葉市、650名参加） 実行委員をNPOから公募し、選定された団体で組織した実行委員会に委託し開催（応募21団体、選考10団体）	
15年	3/12	千葉県NPO活動推進委員会の設置	
	3/14	千葉県NPO情報ネットの開設	

	3/17	千葉県NPO活動推進指針（一部追加）	
	3/19	NPO関連事業説明会の開催 （3/19柏市、3/24千葉市） 12課職員による説明（16事業）	
	3月	地方自治体のNPO支援策等に関する実態調査 （777自治体から回答（73.5%））	
	3/24	公募事業成果報告会 平成14年度NPO活動提案募集事業及びちばNPOフォーラム2002 の事業成果報告会	
	3/29	NPO実務講座修了式（講演会・交流会） 講演会：「NPO7つの誤解」	
15年	4/1	認定NPO法人制度の拡充	NPO法人数 390（4/1） 全国5番目
	4/17	千葉県NPO活動推進会議の設置 各部の次長等で構成（会長：環境生活部長） ・推進会議（5/9、7/22、8/22、10/28、11/18、12/19、1/29） ・幹事会（5/30、11/13、1/23）ほか	体制 4/1 環境生活部NPO活動推進課 23名
	4/21	NPO活動推進特区認定 （大網白里町、NPO法人ふるさとネッツ）	企画法人室、NPO事業室 （うち日本NPOセンター派遣1 名、埼玉県交流職員1名、県社 会福祉協議会研修生1名）
	4/24	出前説明会 （計70回、3,141名参加）	嘱託職員2名
	5/1	改正NPO法の施行	5/1 1名増員し計24名となる
	5/7	NPO法人をめざす県民のための説明会 （計44回、457名参加）	7/22 1名増員（任期付民間公募）し 計25名となる
	5/19	千葉県NPO活動推進委員会公募委員選考委員会 （応募40名、選考6名）	予算額 当初予算額 122,768千円
	5/26	地域資源活用マップ事業スタート 地域課題解決のためのNPO、市町村、県の三者による協働事業	9月補正 1,816千円 2月補正 9,400千円 計 111,552千円
	5/26	NPO活動情報誌「さぁ！NPO」 （Vol.4～8まで5回発行）	
	6/4	千葉県NPO活動推進委員会 委員20名（委員長：松原明氏） 一部委員公募（6名）、会議の公開、議事録公表 ・委員会（6/4、7/25、11/28、1/28、3/24） ・パートナーシップマニュアル作成専門委員会 （6/13、7/7、7/15、8/4、8/7、8/19、9/26、10/10、10/27、11/5、11/10、 12/18、1/14） ・地域資源活用マップ作成専門委員会（6/17、7/31、10/27、1/21）	
	6/9	県とNPOとの協働事業提案制度素案の公表 ・パブリックコメントの募集（6/10～7/13）	
	6/16	市民（NPO・ボランティア）活動推進県・市町村連絡会議 （6/16、2/9）	
	6/17	タウンミーティング（県とNPOとの協働事業提案制度素案） （6/17千葉市、6/29茂原市、7/6木更津市、7/9柏市、延べ216名参加）	
	7/3	NPO活動費補助金交付対象団体決定 活動環境の整備補助（立上げ支援）：応募45団体、補助19団体	

		<p>新たな活動展開の支援：応募46団体、補助9団体 ・審査会（6/23）</p>	
	7/17	NPO活動提案募集事業公開審査会 （応募25団体、選考7団体）	
	7/22	NPO活動推進課ニュースリリースの発行 （Vol.1～9まで9回発行）	
	7/30	県とNPOとの協働事業提案制度の制定 NPOと協働した事業の組み立て（翌年度予算に反映）と部局横断的（全庁的）取り組み ・事業提案の公募（8/1～8/18）33件応募	
	8/28	千葉県パートナーシップマニュアル骨子の公表 ・パブリックコメントの募集（8/28～9/29）	
	8/30	タウンミーティング（パートナーシップマニュアル） （8/30松戸市、9/2千葉市）	
	8/30	県民NPO講座 （8/30松戸市、10/25木更津市、11/15八千代市、11/29白井市、12/15佐原市、2/7市川市、2/21東金市、延べ567名参加）	
	8/31	県とNPOとの協働事業提案公開プレゼンテーション 30件実施、77名参加 ・選考委員会（9/1）	
	9/3	県とNPOとの協働事業提案審査結果公表会 パブリックコメント、市町村照会、県とNPOとの協議、推進委員会、推進会議等での協議を経て4事業採択	
	11/26	千葉県パートナーシップマニュアル中間報告の公表 ・パブリックコメントの募集（11/26～12/22）	
	12/1	年次報告書未提出の5法人に対して過料事件通知	
	12/6	タウンミーティング（パートナーシップマニュアル） （12/6浦安市、12/7佐倉市）	
16年	1/17	ちばNPO地域フォーラム 「土と水と人、そしてNPO」 （大網白里町、400名参加）	
	1/22	NPO実務講座（1/22～3/13） （3か所、延べ11回、350名参加）	
	2/5	千葉県パートナーシップマニュアルの作成 パートナーシップマニュアル作成専門委員会と庁内ワーキンググループとの連携により作成したパートナーシップのための統一したルール ・作成のためのタウンミーティング（4か所、延べ321名）	
	2/13	県とNPOとの意見交換会（ちばパートナーシップ市場） （千葉市、207名参加）	
	2/13	全国で最初のNPO法人認証取消し（内閣府）	
	2/17	千葉県パートナーシップマニュアル職員説明会 （2/17、3/17、延べ310名参加）	
	3/12	NPO法人年次報告書等情報公開システム構築	
	3/24	NPO関連事業説明会	



		(3/24千葉、3/25船橋) 9課職員による説明(14事業)、131名参加	
16年	4/9	メールマガジン「ちばNPO情報マガジン」創刊号発行 (4月より不定期)20回	NPO法人数 619(4/1) 全国4番目
	4/11	出前説明会 (計51回、約2,375名参加)	体制 4/1 環境生活部NPO活動推進課 27名
	4/16	NPO活動推進課ニュースリリース発行 (Vol.10~21、臨時号4/30、計13回)	企画法人室、NPO事業室 (うち日本NPOセンター派遣1名、 神奈川県交流職員1名、任期付職員1名) 嘱託職員2名
	4/22	公募型NPO関連事業応募合同説明会 健康福祉部、環境生活部の公募型事業を含む3事業について合同説明会実施 (3か所、4/22東金市、4/27館山市、4/28千葉市)	12/1 1名増員(県社会福祉協議会研修生)し28名となる
	4/26	公募事業成果報告会 平成15年度NPO活動提案募集事業及びちばNPO地域フォーラムの成果報告会	予算額 当初予算額 126,827千円 9月補正 200千円 2月補正 12,729千円 計 113,898千円
	4/28	千葉県NPO活動推進会議 ・推進会議(4/28、11/15、1/26、3/30) ・幹事会(4/16、1/21)	
	5/9	ちばパートナーシップ市場スタート 全庁的なパートナーシップ型行政推進のための仕組み ・意見交換会(5/14、5/27、11/8、3/1、延べ589名参加) ・協働事業公募説明会(5/14) ・公開プレゼンテーション(7/25) 21件実施(応募49件)、68名参加 ・選考委員会(7/27) ・審査結果公表会(8/2) パブリックコメント、市町村照会、県とNPOとの協議、推進委員会、推進会議等での協議を経て5事業採択	
	5/25	NPO活動情報誌「さあ!NPO」発行 (Vol.9~13、計5回)	
	5/27	県・市町村・NPOがともに築く地域社会事業スタート 全国に先駆けて実施する県・市町村・NPOの3者によるパートナーシップ事業(四街道市、我孫子市、浦安市、市原市)	
	6/22	千葉県NPO活動推進委員会 ・委員会(6/22、10/27、1/26、3/29) ・部会(9/2、10/25、11/12、12/17、1/14、2/25、3/24) ・パートナーシップ推進小委員会 (4/14、7/21、9/6、10/7、12/13、1/11、2/3、3/10) ・NPOの事業力強化小委員会(4/23、5/18、7/9、8/24、3/18) ・県・市町村・NPOがともに築く地域社会小委員会 (5/27、8/17、9/27、12/9) ・NPO法適正運用小委員会 (7/20、8/23、9/27、12/6、1/19、2/25、3/29)	
	6/30	市民(NPO・ボランティア)活動推進県・市町村連絡会議	
	7/7	NPO活動提案募集事業公開審査会 (応募11団体、選考5団体)	
	7/16	NPO活動費補助金事業決定 スタート・自立支援:応募25団体、補助18団体 新たな活動展開支援:応募18団体、補助10団体 ・審査会(6/29)	

	7/23 県民NPO基礎講座 (7/23船橋市、8/7市原市、9/25佐倉市、10/30鴨川市、11/14袖ヶ浦市、12/19茂原市、1/16銚子市、3/6習志野市、延べ528名参加)	
	9/14 千葉県パートナーシップマニュアル職員説明会 (9/14、9/21、12/22、2/16、延べ196名参加)	
	10/8 NPO活動推進市町村支援センター連絡会議 (10/8、2/23)	
	10/19 NPO活動推進自治体フォーラム千葉県大会 10/20 (10/19:702名、10/20:340名参加)	
	11/19 パートナーシップ推進塾 (11/19印旛地域:佐倉市、28名参加) (2/2君津・市原地域:市原市、35名参加)	
	12/8 NPO実務講座(～2/19) (3地域、延べ9回、288名参加)	
17年	1/23 NPO活動発表会 (地域大会)1/23柏市、111名参加、1/30木更津市、143名参加、 2/5成田市、160名参加 (県大会)3/5千葉市、145名参加	
	3/27 タウンミーティング 「NPO立県で千葉県はどう変わったか」 (千葉市、143名参加)	
17年	4/11 千葉県NPO活動推進委員会委員公募(～5/9)	NPO法人数 823(4/1) 全国4番目
	4/16 ちばパートナーシップ市場の「わ」 (千葉市、236名参加) NPO関連事業説明会、NPO公募型事業成果報告会ほか	体制 4/1 環境生活部NPO活動推進課 28名 企画法人室、NPO事業室 (うち神奈川県交流職員1名、 任期付職員1名) 嘱託職員2名
	4/18 県とNPOとの協働事業提案公募開始(～5/31) ・応募28件(翌年度分17件・当年度分11件) ・第1次審査(7/26、翌年度分10件・当年度分7件を選考) ・公開プレゼンテーション(8/3、75名参加) ・第2次審査(8/9、翌年度分6件を選考、当年度分5件を選考・採択) ・審査結果公表会(8/23、42名参加) ・第3次審査(10/13、翌年度分6件を選考) ・候補決定(10/18 18年3月に翌年度分6件を採択)	
	4/18 NPO活動費補助金事業公募開始(～5/31)	
	4/19 出前説明会 (計40回、2,487名参加)	4/22 1名減員し27名となる
	5/20 千葉県NPO活動推進委員会公募委員選考委員会 (応募者31名、選考6名)	6/1 1名減員し26名となる
	5/25 千葉県協働促進委員会	予算額
	5/31 市民(NPO・ボランティア)活動推進県・市町村連絡会議	当初予算額 94,972千円
	6/3 千葉県NPO活動推進委員会(第1次) ・委員会(6/3) ・部会(4/12、5/30) ・パートナーシップ推進小委員会(5/25) ・NPOの事業力強化小委員会(5/20) ・県・市町村・NPOがともに築く地域社会小委員会(5/16)	6月補正 12,010千円 9月補正 315千円 2月補正 18,279千円 計 88,388千円

	<ul style="list-style-type: none"> ・ N P O法適正運用小委員会 (4/26)
6/6	<p>千葉県N P O活動推進会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 推進会議 (6/6、10/18、1/20、3/27) ・ 幹事会 (6/1、1/12、3/22)
6/13	<p>千葉県N P O活動推進委員会 (第2次)</p> <p>(新委員20名、委員長：牧野昌子氏)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会 (6/13、7/27、10/18、1/17、3/27) ・ 部会 (7/19、9/22、9/29、12/21、3/14、3/22) ・ パートナーシップ推進小委員会 (7/8、9/2、12/1、3/1) ・ N P Oの事業力強化小委員会 (6/22、8/5、9/16、11/16、2/21) ・ 県・市町村・N P Oがともに築く地域社会小委員会 (6/23、9/6、11/18、2/28) ・ N P O法適正運用小委員会 (7/7、7/28、8/10、8/31、9/22、10/11、1/17、3/1)
6/29	<p>県民との協働による計画づくりワーキンググループ会議</p> <p>(6/29、7/13、8/2、8/23、9/7、9/16、10/11、11/10、11/24、12/2、12/12、12/16、1/13、2/14、2/23、3/10、3/17)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ N P O等との意見交換 (16回、7/21～2/6)
7/14	<p>N P O活動費補助金事業決定</p> <p>スタート・自立支援：応募30団体、補助16団体</p> <p>新たな活動展開支援：応募22団体、補助7団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査会 (7/2)
7/20	<p>N P O活動情報誌「さあ！N P O」発行</p> <p>(Vol. 14～18、計5回)</p>
7/31	<p>県民N P O基礎講座</p> <p>(7/31成田市、8/27野田市、10/22和田町、11/27八日市場市、12/10四街道市、1/28富津市、2/12勝浦市、3/26大網白里町、延べ276名参加)</p>
8/4	<p>千葉県のN P O活動推進に関する報告書公表</p>
8/22	<p>市民活動支援センタースタッフ研修</p> <p>(市川市：8/22、8/29、9/5、9/12、21名参加)</p> <p>(柏市：10/12、10/19、10/26、11/2、13名参加)</p>
10/20	<p>千葉県N P O活動推進計画骨子の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの募集 (10/21～11/21) ・ 「あなたがつくるN P O立県千葉」施策公募 (10/21～11/21) ・ タウンミーティング (10/24千葉市、10/31柏市、11/2銚子市、延べ222名参加)
11/8	<p>N P O活動推進自治体ネットワーク発足</p> <p>(発足時参加自治体193)</p>
11/9	<p>パートナーシップ推進塾</p> <p>(11/9香取・海匠地域：銚子市、17名参加)</p> <p>(11/15南房総地域：君津市、32名参加)</p> <p>(1/20東葛飾地域：柏市、33名参加)</p>
11/10	<p>千葉県N P O法運用マニュアル(案)公表</p>
11/14	<p>県とN P Oとの意見交換会(ちばパートナーシップ市場)</p> <p>(11/14千葉市、117名参加、2/17千葉市、132名参加)</p>
11/22	<p>千葉県N P O法運用マニュアル(案)に係る県民・N P Oとの意見交換会</p> <p>(千葉市、55名参加)</p>
12/1	<p>N P O実務講座(～1/30)</p>



	(3講座、240名参加)	
18年	12/26 千葉県自治体フォーラム 「NPOは地域を変える原動力」 (千葉市、78名参加)	
	1/21 NPO活動発表会 (地域大会) 東地域：1/21銚子市、136名参加 西地域：1/22船橋市、101名参加 中央地域：1/29八千代市、118名参加 南地域：2/5鴨川市、138名参加 (県大会) 2/25千葉市、153名参加	
	1/26 千葉県NPO活動推進計画中間報告公表 ・パブリックコメントの募集(1/27~2/28) ・タウンミーティング(2/2千葉市、2/4市川市、延べ60名参加)	
	1/31 千葉県初のNPO法人認証取消し	
	2/24 NPO事業力向上セミナー(～3/11) (計5回、船橋市及び千葉市)	
	3/30 千葉県NPO活動推進計画策定	
	3/30 NPO法運用マニュアル作成	
18年	4/14 「NPOのちからコブ～NPOの事業力向上のために～」発表	NPO法人数 1,021(4/1) 全国4番目
	4/15 ちばパートナーシップ市場の“わ”開催 (千葉市、227名参加)	体制 4/1 環境生活部NPO活動推進課 24名(2名減) 企画法人室、NPO事業室 嘱託職員2名
	4/15 県民NPO基礎講座 (計8回、283名参加)	
	4/15 NPOパワーアップ補助金公募開始(～5/15)	
	4/15 県とNPOとの協働事業提案公募開始(～5/15) ・応募12件 ・第1次審査(7/20、12件を選考) ・公開プレゼンテーション(8/4、113名参加) ・第2次審査(8/7、6件を選考) ・審査結果公表会(8/23、56名参加) ・第3次審査(10/13、5件を選考) ・候補決定(11/10 19年3月に4件採択)	予算額 当初予算額 91,920千円 2月補正 12,174千円 計 79,746千円
	4/20 出前説明会 (計39回、2,463名参加)	
	4/27 市民活動推進に向けた県・市町村連絡会議 ・連絡会議(4/27、2/2) ・地域別意見交換会 第1地域(10/19・千葉)、第2地域(10/4・印旛) 第3地域(10/11・長生)、第4地域(10/17・君津)	
	5/26 千葉県協働促進委員会 (5/26、9/15)	
	6/7 千葉県NPO活動推進委員会 ・委員会(6/7、9/21、1/18、3/26) ・検討部会(5/23、7/13、9/11、10/30、12/26、3/15) ・多様な主体との連携専門委員会	

		(5/12、6/23、9/1、11/27、12/18、2/8、3/23) ・地域活性化プラットフォーム専門委員会 (5/11、6/15、7/21、9/12、12/22、3/9) ・パートナーシップ事業専門委員会 (5/12、7/24、9/8、10/25、12/20、1/31) ・NPO立県ちばコミュニティファンド研究会 (準備会6/2、8/30、研究会10/23、11/20、12/25、3/13) ・NPO法制度研究会(4/27、5/26、7/5、8/29、10/11、3/27) ・NPO法制度アドバイザー会議(8/7、8/28、9/12、9/21、12/19)
	6/14	千葉県NPO活動推進会議 ・推進会議(6/14、9/20、11/6、1/19、3/28) ・幹事会(5/30、9/14、10/30、1/15、3/16) ・パートナーシップ推進員会議(7/6、10/30、2/8)
	6/20	NPO活動推進自治体ネットワーク幹事会 ・幹事会(6/20、3/19) ・財政支援研究会(6/9、9/8、1/19) ・意識改革研究会(6/21、9/13、3/20)
	6/30	NPO施策研究会 ・NPOとの協働(6/30、8/14、8/28) ・職員の意識改革(7/3、8/10、8/29) ・支援センター(7/6、8/8、8/22)
	7/14	NPOパワーアップ補助金交付決定
	7/24	種別A「組織基盤強化への支援」：応募13団体、補助9団体 種別B「事業発展への支援」：応募12団体、補助9団体 ・審査会(6/24)
	7/20	NPO活動情報誌「さあ！NPO」発行 (Vol.19～23、計5回)
	10/21	NPO事業力向上セミナー(～12/8) 4地域(千葉市、松戸市、銚子市、館山市)、8講座、127名参加
	11/8	NPO活動推進自治体フォーラム滋賀大会(～11/9) ・準備会2回(4/25、10/18)
	11/14	県とNPOとの意見交換会(ちばパートナーシップ市場) (11/14～1/22千葉市、58名参加、2/6千葉市、84名参加、2/16千葉市、9名参加)
19年	1/14	NPO活動発表会 南地域：1/14市原市、179名参加 東地域：1/21旭市、239名参加 西地域：1/28柏市、161名参加 中央地域：2/4千葉市、135名参加
	1/25	「公益信託印西市まちづくりファンド」許可 4月より事業開始、助成事業の公募がスタート
	1/25	千葉県NPO活動推進委員会委員公募(～2/26) 応募15名、選考6名 ・選考委員会(3/8)
	2/15	千葉県NPO支援組織ネットワーク会議 ・会議(2/15) ・スタッフ研修(2/19千葉市、29名参加、2/23浦安市、16名参加、2/27柏市、21名参加、3/1栄町、20名参加)
	3/1	千葉県協働事業評価委員会設置 ・委員会(3/9)

	3/12	チェコ共和国「NPOと地方政府の協働賞」受賞者の来庁	
	3/14	企業とNPOの協働シンポジウム 「民のちからで地域を創る～「就労」と「環境」の事例から学ぶ～」	
	3/24	南房総コミュニティ・シェアーズ研究会（CSM研究会）イベント 「はじめよう企業と住民とNPOの協働～安房地域の課題解決と活性化に向けて～」 内閣官房都市再生本部の全国都市再生モデル調査の一環として実施（コミュニティ・シェアーズとは、地域のNPOが連携し、地域の企業や団体等に対して共同で募金依頼を行い、ルールを決めて配分していくシステムのこと）。 ・CSM研究会（9/29、10/26、12/1、12/21、1/22、2/19、3/7）	
	3/26	NPOパワーアップ補助金審査委員公募開始（～4/26）	
	3/28	平成18年度優良職員表彰式（NPO法運用マニュアル作成）	
19年	4/5	NPOパワーアップ補助金公募開始（～5/15）	NPO法人数 1,169（4/1） 全国5番目
	4/15	ちばパートナーシップ市場の“わ”開催 （千葉市、196名参加）	体制 4/1 環境生活部NPO活動推進課 23名（1名減） 企画法人室、NPO事業室 嘱託職員2名
	4/15	県民NPO講座 （4/15千葉、10/21木更津、1/19成田、計478名参加）	11/1 1名増員し24名となる
	4/16	県とNPOとの協働事業提案公募開始（～5/15） ・応募14件 ・NPOと県関係課との意見交換会（6/4～6/14） ・第1次審査（7/27、7件を選考） ・県とNPOとの協議（8/21～8/27） ・公開プレゼンテーション（9/11、62名参加） ・第2次審査（9/13、5件を選考） ・候補決定（10/9 20年3月に5件採択）	予算額 当初予算額 94,072千円 2月補正 17,223千円 計 76,849千円
	4/24	千葉県NPO活動推進委員会 ・委員会（4/24、9/19、2/1、3/25） ・検討部会（7/13、8/28、2/20） ・広報・普及啓発専門委員会（5/30、7/27、8/29、10/31、12/14、2/21） ・連携推進専門委員会 （6/6、7/24、8/30、10/10、11/20、1/22、2/19、3/25） ・コミュニティファンド作業部会（9/7、12/25、1/30、2/29、3/18） ・NPOと大学の連携作業部会（3/5、3/11） ・協働推進専門委員会（6/8、8/9、10/12、12/27、2/20） ・NPO法制度研究会（6/8、8/8、9/19、1/16、3/19） ・NPO法制度研究会アドバイザー会議（7/18、8/27、12/26、2/6）	
	4/25	市民活動推進に向けた県・市町村連絡会議 （4/25、2/21）	
	5/7	出前説明会 （計36回、3,373名参加）	
	5/23	総合教育センター新任教務主任研修 ・新任教務主任研修（5/23、245名受講） ・新任校長研修（10/2、198名受講） ・新任教頭研修（10/16、201名受講） ・組織マネジメント研修（10/16、160名受講）	
	5/27	地域活性化プラットフォーム事業（南房総市）キックオフフォーラム ・地域活性化推進委員会（5/8、7/10、8/10、10/10、1/11、2/8） ・公開プレゼンテーション・活動団体選考会（6/22）	

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化プロジェクトチーム会議 (7/10、8/10、9/10、10/10、11/23、12/10、1/11、2/8) ・中間報告会(11/23) ・成果報告会(3/23)
5/29	<p>千葉県NPO活動推進会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進会議(5/29、12/13) ・幹事会(12/12) ・パートナーシップ推進員会議(5/10、7/19、2/21)
6/15	<p>地域活性化プラットフォーム事業(柏市)キックオフフォーラム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化推進委員会(5/25、7/24、11/15、12/18、1/24、2/6) ・公開プレゼンテーション・活動団体選考会(7/16) ・地域活性化プロジェクトチーム会議 (8/10、9/5、10/3、11/7、12/5、1/16、2/6) ・中間報告展示(10/9~10/30) ・成果報告会(3/1)
6/16	<p>栄町地域活性化プロジェクトチーム(PT)会議</p>
7/5	<p>県とNPOとの協働事業評価結果公表(平成18年度実施分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価委員会(4/26、9/27、11/29)
7/20	<p>NPOパワーアップ補助金交付決定</p> <ul style="list-style-type: none"> 種別A「組織基盤強化への支援」: 応募26団体、補助17団体 種別B「事業発展への支援」: 応募28団体、補助11団体 ・審査会(7/2)
8/1	<p>千葉県NPO支援組織ネットワーク会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議(8/1、2/21) ・スタッフ研修(10/29白井市、42名参加、11/26松戸市、48名参加、12/17市川市、52名参加)
9/6	<p>NPO法運用講座 (9/6柏市、11/4浦安市、1/17佐倉市、1/26白井市、3/30市原市)</p>
9/13	<p>地域活性化プラットフォーム事業の普及方法に係るワーキンググループ会議</p>
9/14	<p>NPO施策を考えるタウンミーティング (9/14、9/27、10/6、10/7、10/25、11/9、11/17、11/29、12/1、12/2、12/11、12/16、12/20、1/10、1/15、1/16、1/27、2/3、2/13、計375名参加)</p>
10/9	<p>NPO施策研究会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の理解促進・意識改革(10/9、11/15、12/21、1/25) ・協働(10/19、11/19、12/20、1/17)
10/20	<p>NPO活動情報誌「さあ!NPO」発行 (Vol.24~26、計3回)</p>
11/1	<p>NPO活動推進自治体フォーラム佐賀大会(~11/2)</p>
11/16	<p>自治体ネットワーク幹事会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹事会(11/16、1/21) ・財政支援研究会(6/1、10/3、2/7) ・意識改革研究会(7/31大阪、10/16東京)
12/19	<p>県とNPOとの協働事業提案説明会(平成20年度提案分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県とNPOとの個別意見交換(2/5~3/19)
12/19	<p>企業の社会貢献活動との連携について考えるセミナー (12/19:69名参加、1/22:48名参加)</p>




20年	<p>1/17 学校とNPOとの連携事例集の作成 ・作成団体公募(4/17~5/25) ・選考委員会(6/14) ・編集会議(7/12、9/5、10/24、11/20)</p> <p>1/17 「ちばNPO月間2008」(~2/16) ・市民活動フェスタ実施団体公募(7/3~8/3) ・市民活動フェスタ実施団体選考委員会(9/5) ・キャッチコピー募集(9/10~10/24) ・協賛事業募集(9/18~1/31) ・NPO活動紹介写真募集(10/19~12/28) ・市民活動フェスタ (1/19北総地域:成田市、延べ1,470名参加) (2/3南房総地域:木更津市、延べ1,502名参加) (2/11東上総地域:山武市、延べ1,052名参加)</p> <p>1/22 NPO事業力向上セミナー(計168名参加) ・人が集まる!企画のつくり方(2/5柏市、2/7千葉市、3/4市川市) ・元気になる!会議のつくり方 (1/22柏市、2/14千葉市、2/19市川市) ・人を育てる!組織のつくり方 (1/29柏市、2/21千葉市、2/26市川市)</p> <p>1/30 千葉県協働促進委員会</p> <p>2/8 認定NPO法人制度説明会</p> <p>2/13 タウンミーティング「民が民を支える仕組みの構築に向けて!」 ~住みよい地域社会をつくるために、様々な資源の循環について考える意見交換会~ (千葉市、42名参加)</p> <p>2/19 NPOとの連携について考える企業セミナー (千葉市、34名参加)</p> <p>3/26 パワーアップ補助金公募開始(~5/8)</p>	   
20年	<p>4/7 出前説明会 (計44回、4,006名参加)</p> <p>4/15 県とNPOとの協働事業提案公募開始(~5/15) ・応募13件 ・第1次審査(6/29、11件を選考) ・県とNPOとの協議(7/14~7/18) ・公開プレゼンテーション(8/4、71名参加) ・第2次審査(8/12、5件を選考) ・候補決定(9/11(一部条件付) 21年3月に5件採択)</p> <p>4/20 NPOの“輪(わ)”“和(わ)”“話(わ)”開催 (千葉市、131名参加)</p> <p>4/20 学校連携シンポジウム「まちのスペシャリスト!」と魅力あふれる学校づくり (千葉市、65名参加)</p> <p>4/26 地域活性化プラットフォーム事業(南房総市)キックオフフォーラム ・地域活性化推進委員会(4/23、7/4、9/24、1/21、3/15) ・公開プレゼンテーション・活動団体選考会(5/30) ・地域活性化プロジェクトチーム会議 (6/18、7/4、8/25、9/24、10/22、11/16、1/21、2/25) ・中間報告会(11/16) ・成果報告会(3/15)</p>	<p>NPO法人数 1,305 (4/1) 全国5番目</p> <p>体制 4/1 環境生活部NPO活動推進課 24名(1名増) 企画法人室、NPO事業室 (うち日本NPOセンター派遣1名) 嘱託職員2名</p> <p>予算額 当初予算額 94,072千円 2月補正 17,223千円 計 76,849千円</p> 

- 4/24 市民活動推進に向けた県・市町村連絡会議
(4/24、3/23)
- 5/24 地域活性化プラットフォーム事業(柏市)キックオフフォーラム
・地域活性化推進委員会(4/30、6/27、8/28、10/21、12/22、3/3)
・公開プレゼンテーション・活動団体選考会(6/22)
・地域活性化プロジェクトチーム会議
(7/17、8/19、9/16、10/21、11/18、12/16、1/20、2/17)
・中間報告会(10/5)
・成果報告会(3/8)
- 5/23 県民・NPOとの協働による計画づくりワーキンググループ設置
・勉強会(5/28、6/3)
・ワーキンググループ会議
(6/6、6/16、7/10、7/28、8/8、8/25、9/1、9/10、9/19、11/7、11/21、12/10、
1/9、2/25、3/5、3/19)
- 5/26 千葉県NPO活動推進会議
・推進会議(5/26、10/20、1/27)
・パートナーシップ推進員会議(5/14、11/6)
- 5/26 地域活性化プラットフォーム事業普及検討ワーキンググループ
(5/26、7/29、10/17、12/17、2/8、3/6)
- 5/27 千葉県NPO活動推進委員会
・委員会(5/27、9/4、1/7、3/27)
・検討部会(7/30、8/29、12/12、3/9)
・広報・普及啓発専門委員会(5/1、6/2、8/5、10/22、1/7、2/18、3/11)
・連携推進専門委員会(4/25、8/19、11/7、3/27)
・企業連携・循環システム部会
(4/25、5/27、7/31、9/4、11/7、1/20、3/5)
・多様な主体との連携部会(5/13、7/16、10/3、1/30)
・協働推進専門委員会(5/2、6/9、9/9、11/21、3/24)
・NPO法制度研究会(6/19、8/21、11/6、1/29、3/12)
・NPO法制度研究会アドバイザー会議(4/22、5/20)
・NPO法運用講座ワーキンググループ(7/10、8/21、10/7)
- 5/29 県とNPOとの協働事業評価結果公表(平成19年度実施分)
・評価委員会(4/22、6/17、1/14、3/2)
- 5/30 学校連携実践講座
(5/30、7/24、8/18、8/20、9/18、11/13、11/21、1/22)
- 6/4 NPO活動推進自治体ネットワーク幹事会・協働事業提案制度研究会
(6/4、10/9、3/16)
- 6/6 「民が民を支える地域資源の循環システム」モデル事業公募開始(～
7/7)
・選考委員会(7/25)
・実施公表(8/28)
- 6/11 総合教育センター新任教務主任研修
・新任教務主任研修(6/11、228名受講)
・新任校長研修(10/10、194名受講)
・組織マネジメント研修(10/14、160名受講)
・新任教頭研修(10/15、237名受講)
- 7/10 NPOパワーアップ補助金交付決定
種別A「組織基盤強化への支援」：応募18団体、補助14団体
種別B「事業発展への支援」：応募26団体、補助11団体
・審査会(6/13)
- 7/11 千葉県協働促進委員会
(7/11、10/31)



	7/28	千葉県NPO支援組織ネットワーク会議 ・会議(7/28、10/27、3/23) ・幹事会(8/14、2/17) ・スタッフ研修(1/19千葉市、48名参加、2/16千葉市、68名参加)	
	7/29	認定NPO法人制度の要件緩和等について国に要望書提出	
	8/1	千葉県NPO施策研究会 ・職員の理解促進・意識改革(8/1、9/2、10/16) ・協働(11/6、12/17、1/26)	
	8/7	地域活性化プラットフォーム事業第2期モデル地域募集開始(～10/10) ・選考委員会(11/5)	
	10/11	県民NPO講座 (10/11浦安市、1/31木更津市、3/17香取市、3/22山武市)	
	10/16	県民・NPOとの協働による次期NPO活動推進計画骨子案発表 ・パブリックコメントの募集(10/17～11/14) ・タウンミーティング (10/21、10/24、10/25、10/30、10/31、11/1、11/10、11/18、11/30、12/5、12/6、521名参加) ・意見交換会(7/28、8/5、8/24、11/6、120名参加)	
	10/17	地域活性化プラットフォーム事業座談会 (10/17、2/8)	
	10/20	NPO活動情報誌「さぁ！NPO」発行 (Vol.27～29、計3回)	
	10/20	NPO法運用講座 (10/20、11/20、12/13、2/15、3/17、3/22)	
	11/17	NPO活動推進自治体フォーラム静岡大会(～11/18) ・実行委員会(6/18、10/31)	
	11/28	NPO向け学校との連携講座(30名受講)	
	12/18	企業と地域を元気にするCSR講座(64名参加)	
	12/24	ちばパートナーシップ市場の見直しに係るワーキンググループ (12/24、1/22、3/9)	
	12/24	県とNPOとの協働事業提案説明会(平成21年度提案分) ・県とNPOとの個別意見交換(2/5～2/27)	
	12/25	特定非営利活動促進法の改正に向けた意見書を関係国会議員等へ提出	
21年	1/8	認定NPO法人制度説明会	
	1/17	「ちばNPO月間2009」(～2/16) ・市民活動フェスタ実施団体公募(5/26～6/30) ・市民活動フェスタ実施団体選考委員会(7/17) ・ポスター・チラシ原画募集(7/20～9/10) ・協賛事業募集(8/20～1/30) ・NPO活動紹介写真募集(9/19～1/4) ・NPO活動写真展(1/9～2/27、8か所) ・市民活動フェスタ (1/17南房総地域：館山市、2,935名参加) (1/31南房総地域：木更津市、1,143名参加) (2/15北総地域：栄町、1,561名参加)	



1/22	<p>県民・NPOとの協働による次期NPO活動推進計画中間報告案発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの募集（1/23～2/13） ・タウンミーティング（1/30、2/1、2/2、2/8、2/12、2/13、152名参加） ・意見交換会（1/26、35名参加） 	
1/23	<p>地域活性化プラットフォーム事業（山武郡市）地域活性化推進委員会 （1/23、2/27、3/26）</p>	
1/29	<p>地域活性化プラットフォーム事業（香取市）地域活性化推進委員会 （1/29、2/24、3/23）</p>	
3/26	<p>千葉県NPO活動推進計画策定</p>	
3月	<p>NPO活動推進ビデオ「NPOならきっとできる」作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成団体公募（5/15～6/16） ・プレゼンテーション・選考委員会（7/3） ・編集会議（8/4、9/10、11/5、12/24、2/24） 	
3月	<p>地域活性化プラットフォーム事業普及マニュアル作成</p>	

5 県民・NPOとの計画づくりワーキンググループ委員名簿

	氏名	所属団体	備考
1	犬塚 裕雅	NPO 法人コミュニティ・コーディネーターズ・タンク	公募委員
2	小熊 浩典	NPO 法人こばてい - 子ども参画イニシアティブ	公募委員
3	木内 兵太郎	NPO 法人水と森と人と IN 神崎	公募委員
4	國生 美南子	NPO 法人たすけあいの会ふきのとう	推進委員
5	杉浦 美穂子	地域支援委員会	推進委員
6	原 恵美子	NPO 法人教育支援協会 千葉支部	公募委員
7	藤本 晴枝	NPO 法人地域医療を育てる会	公募委員
8	前北 海	NPO 法人ネモチば不登校・ひきこもりネットワーク	推進委員
9	牧野 昌子	NPO 法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブ	推進委員
10	松清 智洋	柏市民活動センター、手賀沼森友会	公募委員
11	吉原 廣	NPO 法人いちかわ市民文化ネットワーク	公募委員
12	綿貫 のばら	NPO 法人子ども劇場千葉県センター	公募委員
13	後藤 信之	千葉県環境生活部 NPO 活動推進課	県職員
14	内山 真義	千葉県環境生活部 NPO 活動推進課	県職員
15	井上 容子	千葉県環境生活部 NPO 活動推進課	県職員
16	井本 義則	千葉県環境生活部 NPO 活動推進課	県職員

* : グループ長、 : 副グループ長

* 推進委員：千葉県NPO活動推進委員会委員

千葉県NPO活動推進計画(平成21～23年度)
～ 思いをちからに ちからをうねりに～

平成21年3月

編集・発行 千葉県環境生活部NPO活動推進課

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

TEL 043-223-4147

FAX 043-221-5858

E-mail npo-kikaku@mz.pref.chiba.lg.jp

URL <http://www.chiba-npo.jp/>